

佐久市こども計画 (素案)

令和6年12月

佐久市

目 次

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の背景と主旨	1
2	計画の性格と位置付け（こども基本法第10条第5項に基づく）	2
3	計画期間	3
4	計画の対象	3
第2章	こども・若者や子育てを取り巻く状況	4
1	統計から見る佐久市の状況	4
(1)	人口の状況	4
(2)	こども（0歳から18歳未満）の状況	5
(3)	出生数・出生率の状況	6
(4)	世帯の状況	7
(5)	婚姻数・離婚数の状況	7
(6)	女性の就業率の状況	8
(7)	教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の整備状況	9
(8)	児童館の利用状況	10
(9)	子育て相談の状況	10
(10)	経済的支援の状況	12
(11)	母子保健の状況	12
(12)	児童虐待の状況	13
(13)	ひとり親家庭等の自立支援の状況	13
(14)	障がい児支援の状況	14
2	調査結果から見る子育ての現状	15
(1)	調査目的	15
(2)	調査対象	15
(3)	調査方法	15
(4)	調査期間	15
(5)	回収票数	15
(6)	主なアンケート内容	16
(7)	各種調査における本市の現状	16
(8)	各種調査における本市の現状（こども大綱の指標）	53
3	子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	55
(1)	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容	55
(2)	量の見込みと確保の方策	57
ア	教育・保育事業	58
イ	地域子ども・子育て支援事業	77
4	こども・子育てにかかる課題	91

第3章	計画の基本的な方針と目標	92
1	基本理念	92
2	基本方針	92
3	施策の体系	93
第4章	施策の展開	94
1	ライフステージを通じた重要事項	94
(1)	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進	94
(2)	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現	96
(3)	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保	100
(4)	こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人ひとりの豊かな人生の実現	105
(5)	障がいのあるこども・若者への支援による将来の自立や社会参加の実現	109
(6)	こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現	114
(7)	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現	116
2	ライフステージ別の重要事項	117
(1)	こどもの誕生前から幼児期まで こどもの将来にわたる幸せの実現	117
(2)	学童期・思春期	124
(3)	青年期	129
3	子育て当事者への支援に関する重要事項	132
(1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現	132
(2)	地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現	134
(3)	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり	144
(4)	ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保	147
第5章	計画の推進	151
1	計画における数値目標	151
2	計画の進捗管理	152
3	計画の推進体制	153
(1)	庁内の推進体制	153
(2)	計画内容の周知徹底	153
(3)	地域社会全体の協働による推進	153
(4)	国・県などとの連携	153
4	計画とSDGsとの関係	154
資料編		159
1	佐久市保健福祉審議会委員	159
2	佐久市保健福祉審議会児童福祉部会委員	159

3	子育て支援都市宣言	159
4	佐久市こどもの権利条例	159
5	佐久市子ども環境形成ガイドライン	159
6	佐久市こども計画策定の経過	159
(1)	佐久市保健福祉審議会	159
(2)	佐久市保健福祉審議会児童福祉部会並びに佐久市子ども・子育て専門委員会	159
(3)	佐久市議会	159
(4)	庁内会議	159
(5)	調査・パブリックコメント	159
7	諮問・答申	159
(1)	諮問	159
(2)	答申	159

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と主旨

国の出生数の減少は予測を上回る速度で進行しており、喫緊の課題である人口減少に歯止めがかかっていません。令和5(2023)年の出生数は、統計開始以来最少の数字となる72万7,277人、合計特殊出生率は過去最低を更新する1.20となっています(厚生労働省人口動態統計)。また、長野県の出生数は1万1,125人、合計特殊出生率は1.34と、県においても過去最低となっています。

また、子育てしづらい社会環境や、仕事と子育てを両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担感等、子育て当事者を取りまく環境は厳しく、多くの問題を抱えています。

さらには、不登校、「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談対応件数がそれぞれ過去最多となり、こどもの貧困問題、ヤングケアラー、10～39歳の死因の1位が自殺であること等、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題がさらに深刻化しています。

こうした状況の中、国においては、これまで、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、各般の施策の充実に取り組むとともに、困難な状況にあるこどもや若者、子育て当事者への支援についても充実に図ってきましたが、令和5(2023)年4月に、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

佐久市においても、令和2(2020)年度に「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」、「こどもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

また、佐久市の地域性や風土を生かし、こどもが健やかに成長でき、子育て世代が安心してこどもを生み育てられる環境の形成を目指すため、主にこどもが利用する公共施設の整備の際に配慮することが望ましい要素や公共空間の使い方などをまとめた「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を令和4(2022)年7月に策定するとともに、令和5(2023)年3月に「佐久市こどもの権利条例」を制定し、まち全体でこどもの健やかな成長を支え、こどもの最善の利益を尊重するまちづくりを進めていくこととしています。

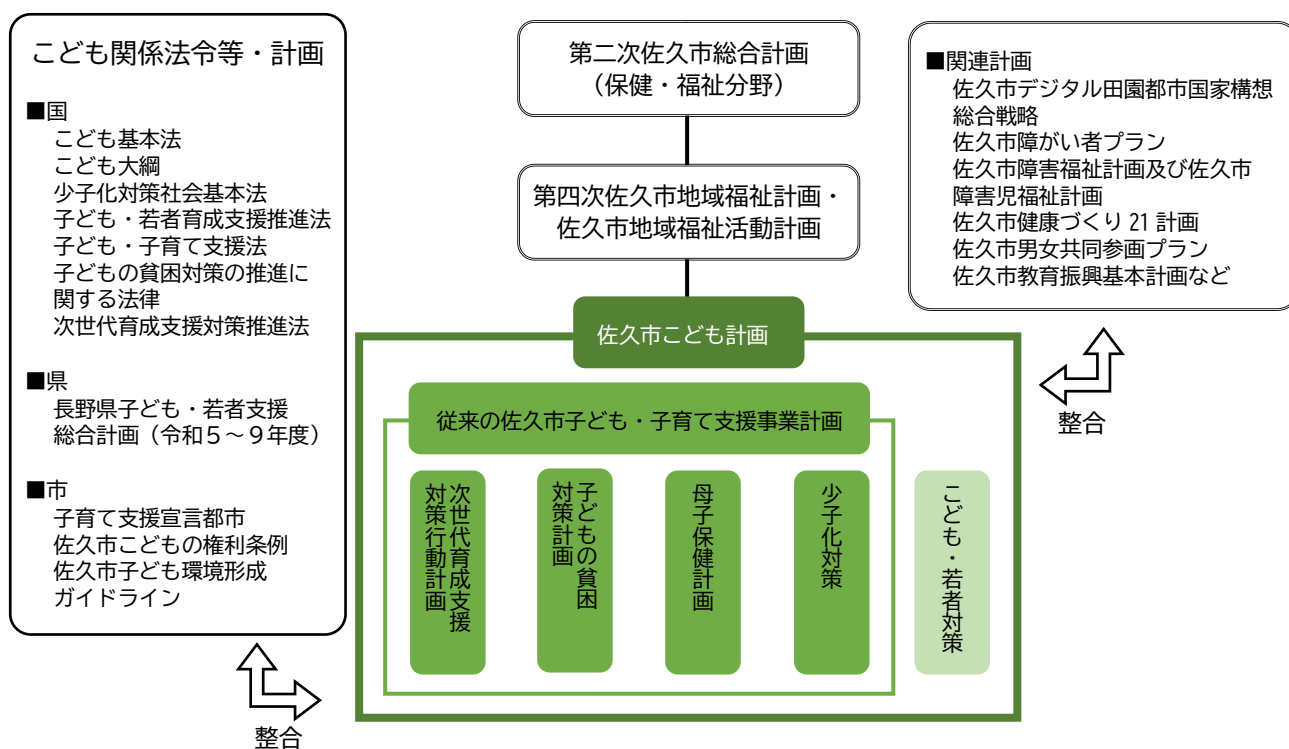
こうした中、令和6(2024)年度で市の子育て施策の基となる「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」が終了すること、令和5(2023)年4月に施行されたこども基本法により、市町村はこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間で計画期間とする「佐久市こども計画」を、「第三期佐久市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。「佐久市こども計画」により、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

2 計画の性格と位置付け（こども基本法第10条第5項に基づく）

本計画は、「第二次佐久市総合計画」、「第四次佐久市地域福祉計画」を上位計画とし、保健・福祉分野の少子化対策・母子保健及び子育て支援・児童福祉等、こども・若者・子育て当事者への幅広い支援の中核をなす計画として位置付けられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「佐久市子ども・子育て支援事業計画」、少子化社会対策基本法に基づく「少子化対策基本計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、「母子保健計画」を内包しています。

さらに、「佐久市障がい者プラン」、「佐久市健康づくり21計画」、「佐久市教育振興基本計画」等、関連する諸計画と整合を図り策定するものです。



こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」では、こども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指しています。

「こども」の表記について

令和4(2022)年9月15日付内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」表記の推奨について(依頼)のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

特別な場合

- 1 法令に根拠のある語を用いる場合
- 2 固有名詞を用いる場合
- 3 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

3 計画期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合等、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

4 計画の対象

佐久市内に在住、在学、在勤する全てのこども・若者と全ての子育て当事者を対象とします。

対象となるこども・若者に漏れがないよう、その定義については、こども基本法やこども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に記載された定義を佐久市としても適用します。

「こども」・「若者」の定義について

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。(こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より抜粋)

第2章 こども・若者や子育てを取り巻く状況

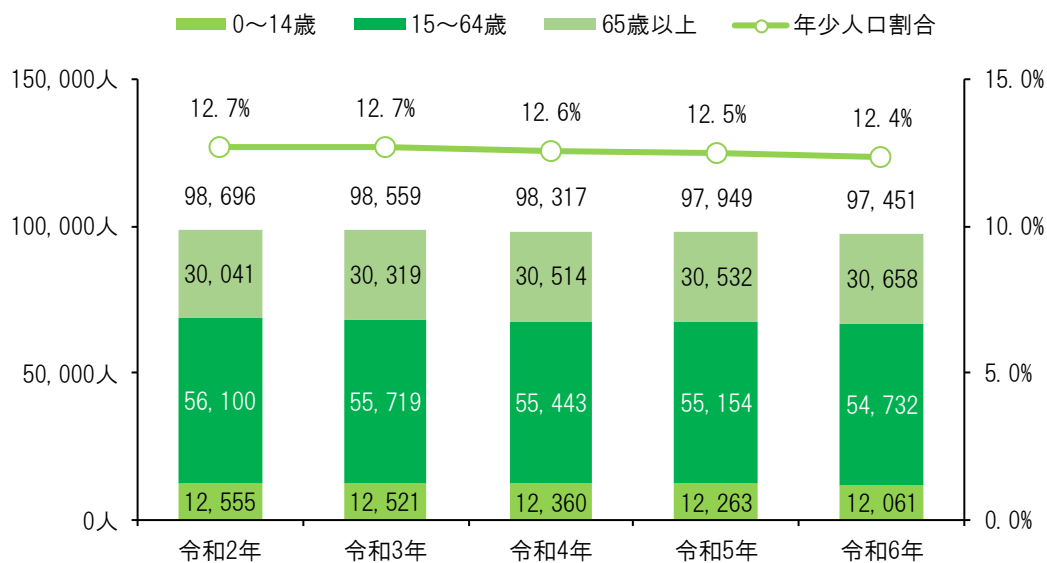
1 統計から見る佐久市の状況

(1) 人口の状況

本市の総人口の5年間の推移を見ると、令和2年以降は緩やかな減少傾向にあります。令和2年には98,696人でしたが、令和6年では97,451人と1,245人(▲1.3%)が減少しています。

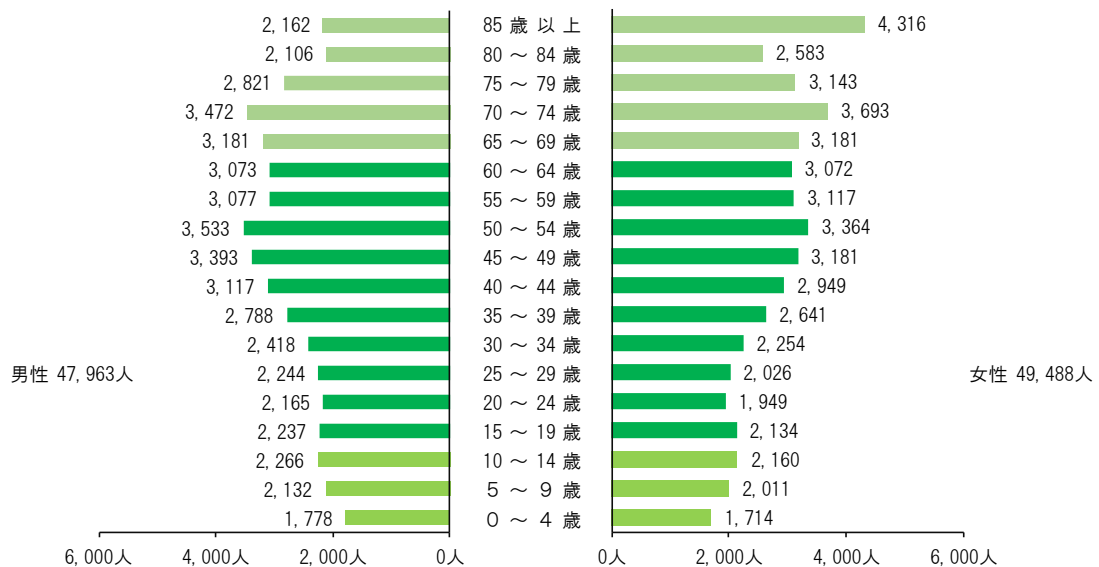
年齢3区分別人口の推移を見ると、65歳以上は増加傾向にある一方、0～14歳、15～64歳は減少傾向にあります。

<本市における総人口・年齢3区分別及び年少人口の割合>



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<人口ピラミッド（令和6年4月1日現在）>

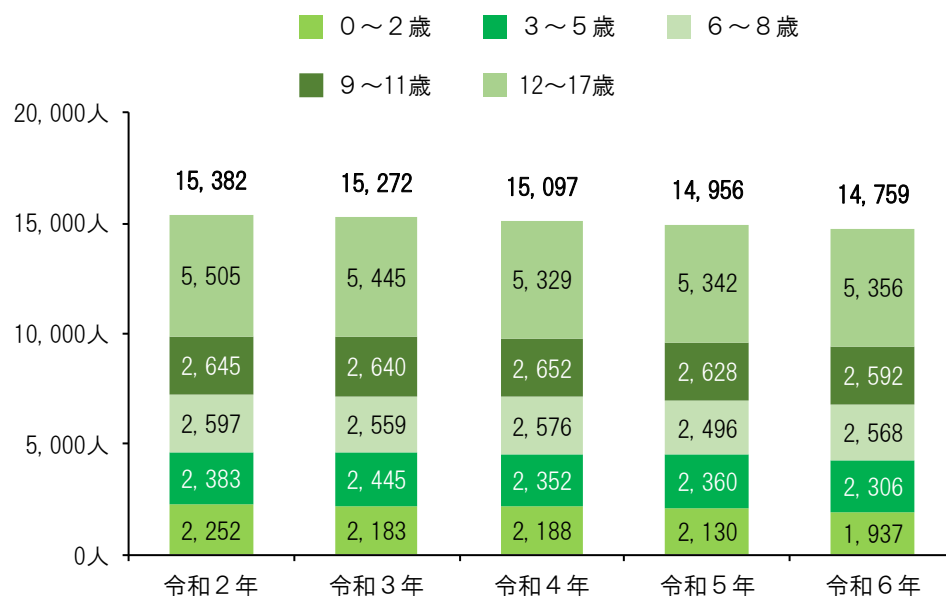


出典：住民基本台帳

(2) こども（0歳から18歳未満）の状況

18歳未満人口の5年間の推移を見ると、令和2年には15,382人、令和6年には14,759人となっており、令和2年以降は緩やかな減少傾向にあります。『0～2歳』では令和2年には2,252人でしたが、令和6年には1,937人となっており、他の年代よりも減少しております。

<18歳未満人口の推移>



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<12歳未満人口の推移>

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	736	733	676	648	562
1歳	709	739	757	701	659
2歳	807	711	755	781	716
3歳	762	831	729	764	774
4歳	830	777	842	745	781
5歳	791	837	781	851	751
6歳	886	810	867	798	876
7歳	850	897	815	876	819
8歳	861	852	894	822	873
9歳	931	870	856	894	824
10歳	845	928	868	862	900
11歳	869	842	928	872	868
合計	9,877	9,827	9,768	9,614	9,403

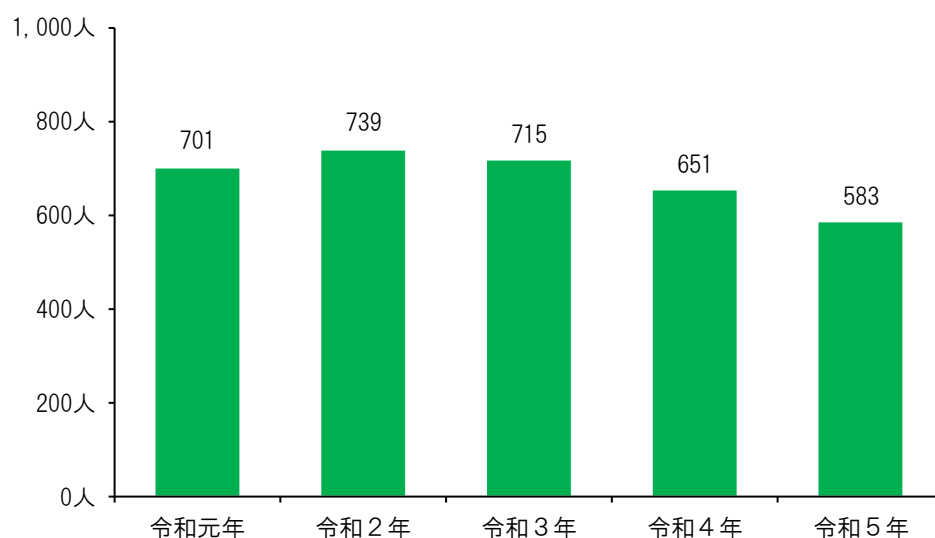
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 出生数・出生率の状況

出生数の5年間の推移を見ると、令和元年～3年は年間700人台で推移していましたが、令和4年には700人を、令和5年には600人を下回っています。

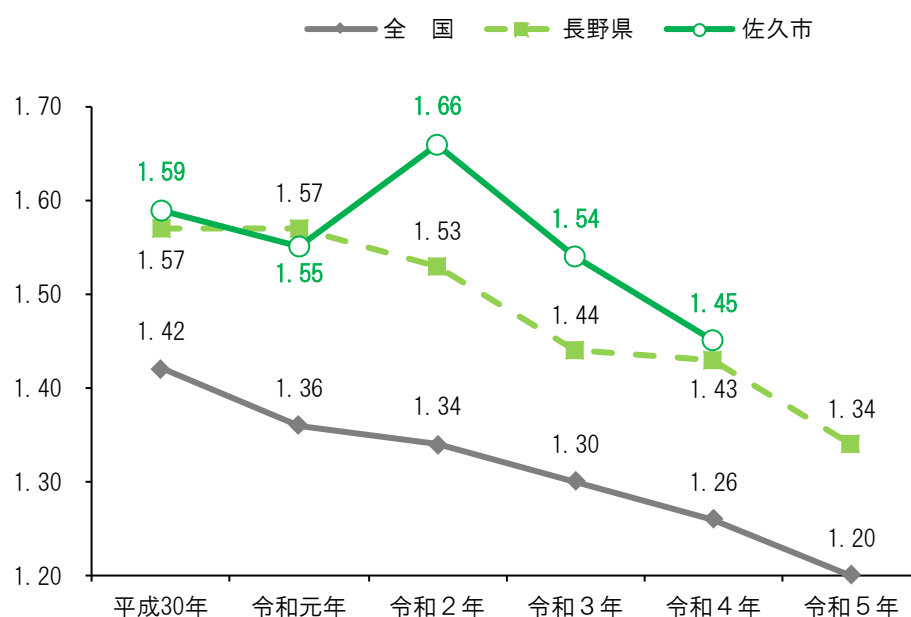
合計特殊出生率※の推移を見ると、令和2年には1.66となりましたが、以降は減少しています。ただし、概ね全国平均や長野県平均を上回って推移しています。

<出生数の推移>



出典：長野県毎月人口異動調査

<合計特殊出生率の推移>



出典：人口動態統計

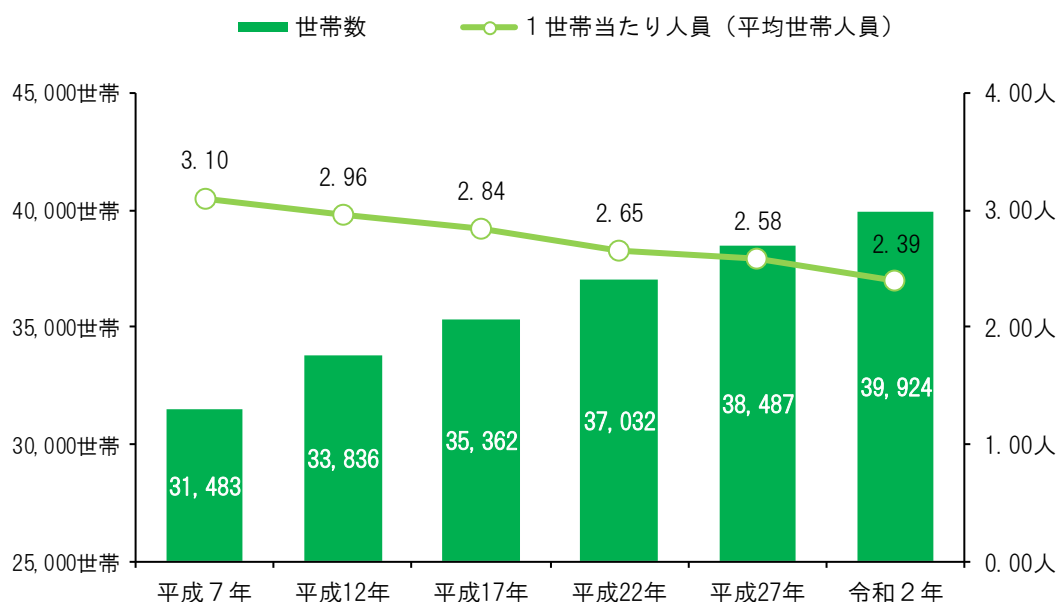
※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

※令和5年の佐久市の合計特殊出生率は令和6年12月頃公表予定のため未記載

(4) 世帯の状況

世帯数の推移を見ると、平成7年以降は増加傾向にあり、令和2年には39,924世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成7年では3.10人でしたが、令和2年には2.39人となっています。

<世帯数と平均世帯人員の推移>

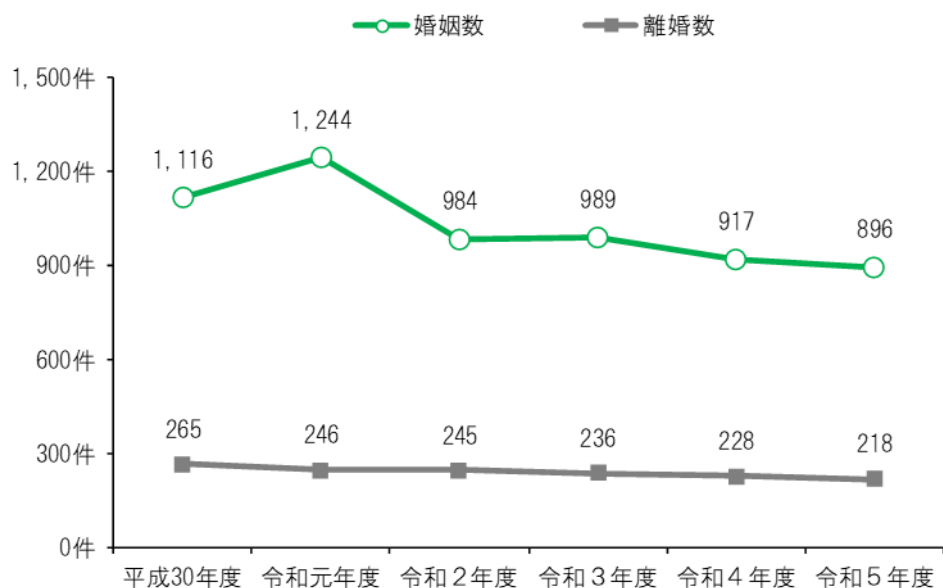


出典：国勢調査

(5) 婚姻数・離婚数の状況

婚姻数の推移を見ると、令和元年度は1,200件以上でしたが、令和2年度は1,000件を下回り、以降は緩やかな減少傾向にあります。離婚数の推移も同様に、緩やかな減少傾向にあります。

<婚姻数と離婚数の推移>



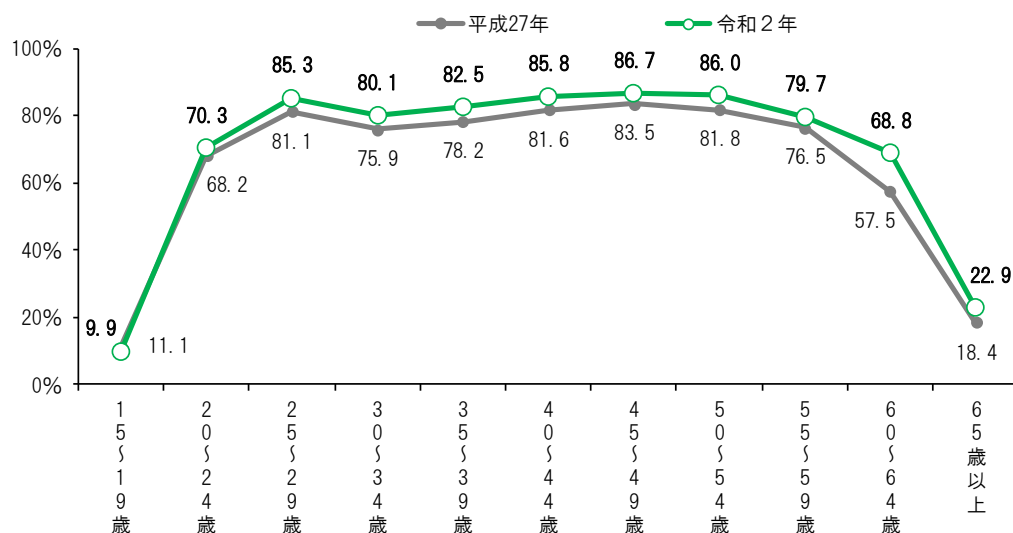
出典：市民課

(6) 女性の就業率の状況

女性の就業率を令和2年と平成27年で比較すると、15～19歳を除いて令和2年の割合が高くなっています。

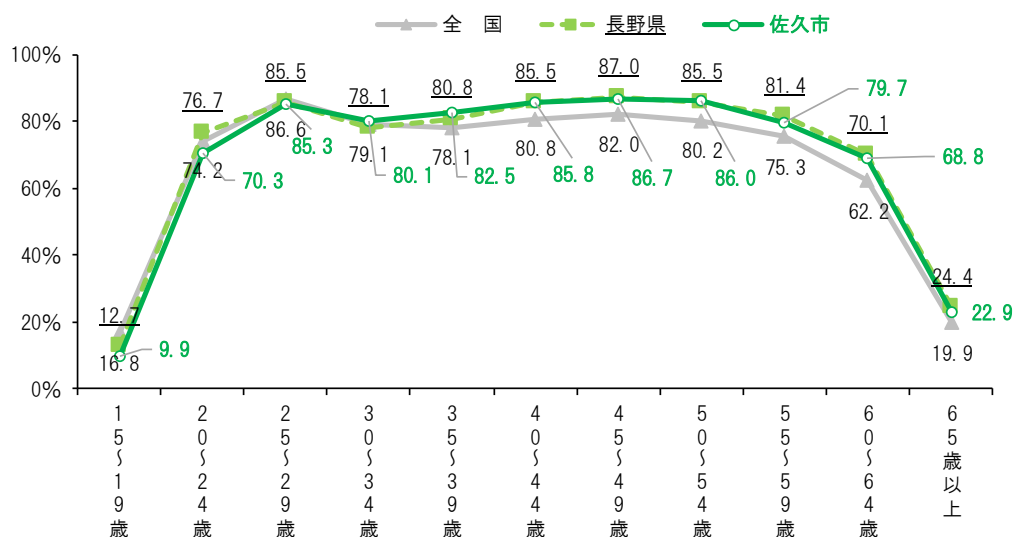
国・長野県と比較すると、30～44歳では国・長野県よりも割合が高くなっています。

<本市における女性の就業率の推移>



出典：国勢調査

<国・長野県・本市における女性の就業率の比較>



出典：令和2年国勢調査

(7) 教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の整備状況

市全体では、令和5年度において、の公立保育所・私立保育所が合わせて24施設、私立幼稚園が5施設、認定こども園が1施設となっています。

なお、令和6年度から、私立保育園の1施設、小規模保育事業所の1施設が認定こども園に移行しています。

<教育・保育施設の整備状況>

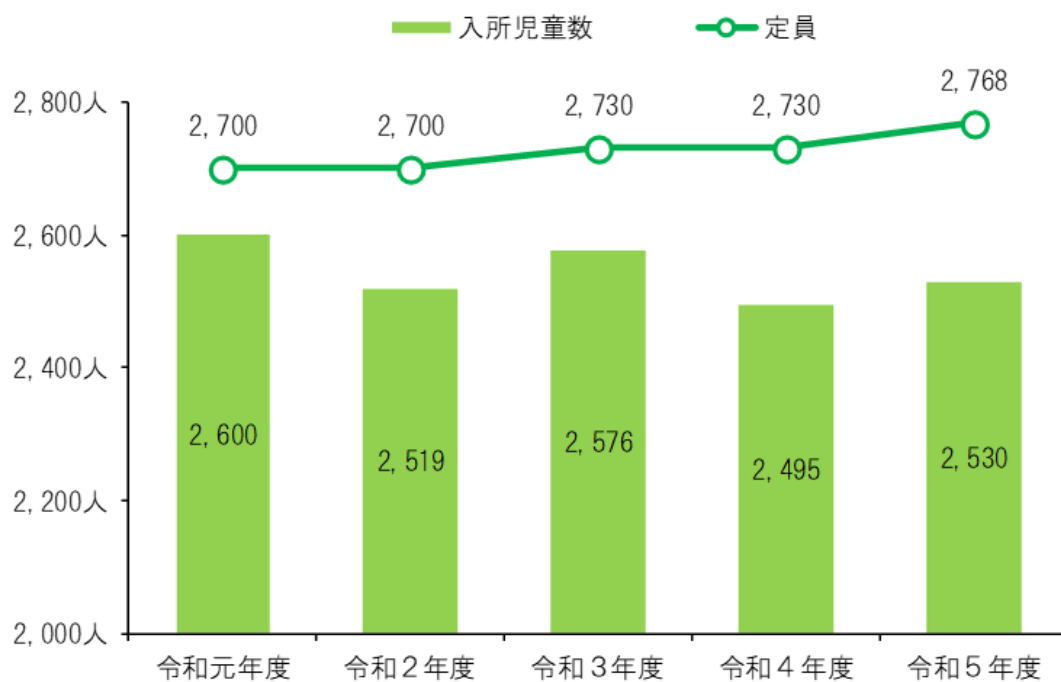
単位：箇所、人

種別	施設数	定員	入園児童数
公立保育所	15	2,768	2,530
私立保育所	9		
私立幼稚園	5	1,050	642
私立認定こども園	1	65	60

出典：子育て支援課

幼稚園は令和6年5月1日現在、保育所・認定こども園は令和6年3月31日現在

<本市全体の入所児童数と定員の推移>



出典：子育て支援課

(8) 児童館の利用状況

児童館利用者数の推移を見ると、令和元年度に年間の利用者数が30万人を越えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は大幅に低下しました。その後は増加傾向にあります。

<児童館利用者数の推移>

単位：人

	令和元年度 (19館)	令和2年度 (19館)	令和3年度 (19館)	令和4年度 (19館)	令和5年度 (19館)
小学生	296,517	150,209	171,861	171,955	200,180
就学前児童	5,693	4,004	5,047	6,329	7,490
保護者	4,487	3,233	4,354	5,417	5,883
合計	306,697	157,446	181,262	183,701	213,553
全館1日平均利用者数	976	523	597	604	694

出典：子育て支援課

※就学前児童には子育てサロンの人数を含んでいます。また、令和3年度以降はつどいの広場(中佐都児童館)の人数を含んでいます。

(9) 子育て相談の状況

子ども特別対策推進員や児童館長が兼務する家庭児童相談員による家庭児童相談件数の推移は、全ての年度において「性格行動」「障がい」に関することの相談が多い状況となっています。

<家庭児童相談の延べ件数の推移>

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護に関すること(児童虐待・環境的問題)	0	5	10	5	32
保健・健康に関すること	0	12	13	9	3
障がいに関すること	113	83	73	93	104
非行に関すること	0	0	0	0	0
性格行動に関すること	225	294	317	348	507
不登校(園)に関すること	53	51	26	10	1
適性に関すること(学業不振・進学・職業)	0	0	0	0	3
育児・しつけに関すること	14	3	0	1	4
その他	48	47	42	13	1
合計	452	495	481	479	655

出典：福祉課

また、子育てなんでも相談室(利用者支援事業)での相談件数は直近5年間において変動は見られますが、年間100件以上となっています。相談内容を見ると「こどもの発達等」、「家庭内の不安、心配」に関する相談が特に多い状況となっています。

<子育てなんでも相談室(利用者支援事業)の相談延べ件数の推移>

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子どもの発達等	91	67	86	74	58
家庭内の不安、心配	44	32	23	19	10
地域、利用の場所	7	1	3	1	1
幼稚園、保育園、学校	13	7	4	5	8
情報提供	10	9	12	5	7
その他	2	3	51	28	27
合計	167	119	179	132	111

出典：子育て支援課

母子保健相談の延べ相談者数は、コロナ禍でも電話相談者数・来所者数は大きな変化なく推移しています。

電話相談は全体の35%前後、来所者数は全体の65%前後で推移しています。

<母子保健相談の延べ相談者数の推移>

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数合計	9,321	8,035	8,168	8,180	7,900
電話相談	2,794	2,684	2,809	3,275	2,844
来所者数	6,527	5,351	5,359	4,905	5,056
来所者内訳) 妊婦	818	773	723	653	637
産婦	290	212	225	223	211
乳児	1,265	895	1,071	914	980
幼児	1,015	762	727	727	789
その他	3,139	2,709	2,613	2,388	2,439

出典：健康づくり推進課

(10) 経済的支援の状況

平成29年度に入院・外来ともに助成対象を18歳に達する年度末まで拡大したことにより、件数は増加傾向にあり、令和2年度に落ち込んでいますが、令和3年度以降は増加しています。

<こども医療費助成件数及び助成対象の推移>

	子ども医療費 延べ助成件数（件）	市助成対象（所得制限なし）	
		入院	外来
令和元年度	155,155	満18歳年度末	満18歳年度末
令和2年度	127,070	満18歳年度末	満18歳年度末
令和3年度	146,709	満18歳年度末	満18歳年度末
令和4年度	146,438	満18歳年度末	満18歳年度末
令和5年度	180,228	満18歳年度末	満18歳年度末

出典：国保医療課

(11) 母子保健の状況

妊婦一般健康診査受診率及び乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）訪問率の推移を見ると、妊婦一般健康診査の受診率は96%以上、また「届ける支援」として行う乳児家庭全戸訪問事業では対象者であるほとんどの家庭を訪問しています。

<妊婦一般健康診査受診率及び乳児家庭全戸訪問事業訪問率の推移>

年度	妊婦一般健康診査				乳児家庭全戸訪問事業	
	妊娠届出者数 （人）	初回受診票 （初回血液検 査）利用者数	妊婦一般 健康診査 回数（件）	受診率 （%）	訪問件数 （件）	訪問率 （%）
令和元年度	721	716	14,936	99.3	730	99.3
令和2年度	723	702	14,933	97.1	731	98.1
令和3年度	675	670	13,950	99.3	686	98.1
令和4年度	604	611	13,487	101.2	647	98.6
令和5年度	569	551	11,547	96.8	580	98.8

出典：健康づくり推進課

(12) 児童虐待の状況

児童虐待受理件数の推移を見ると、令和3年度以降は子育て支援課での受理件数及び佐久児童相談所での受理件数ともに減少傾向にあります。

また、佐久児童相談所相談受付件数(佐久市分)の推移を見ると、令和3年度以降の相談件数は300件前後で推移しています。内訳としては養護相談についての件数が最多となっています。

<児童虐待受理件数の推移>

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援課	19	53	56	35	45
佐久児童相談所（佐久市分）	166	173	141	137	138

出典：子育て支援課

<佐久児童相談所相談受付件数（佐久市分）の推移>

単位：人

相談内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談（児童虐待相談含む）	204	222	169	182	179
障がい相談	74	83	77	82	81
非行相談	5	10	3	5	4
育成相談	12	19	21	17	13
その他	11	9	15	12	29
合計	306	343	285	298	306

出典：佐久児童相談所調べ

(13) ひとり親家庭等の自立支援の状況

児童扶養手当受給者の推移を見ると、直近5年間は900件以上で推移しています。

<児童扶養手当受給者の推移>

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当年度末申請者数	873	896	910	904	901
内 全部支給	392	364	378	370	350
一部支給	338	361	357	326	324
全部停止	143	171	175	208	227

出典：子育て支援課

(14) 障がい児支援の状況

佐久市療育支援センター利用実績の推移を見ると、登録児数は50人前後で推移しており、年間延べ利用児数は令和2年度以降は1,000人を下回っています。

<佐久市療育支援センター利用実績の推移>

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録児数	55	59	65	60	48
年間延べ利用児数	1,186	888	757	915	843

出典：福祉課

特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給者数の推移を見ると、令和元年度以降、精神または身体に障がいのある児童へ支給する特別児童扶養手当、常時介護を必要とする児童への障害児福祉手当は増加傾向にあります。

<特別児童扶養手当、障害児福祉手当の受給者の推移>

単位：件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別児童扶養手当	371	429	487	541	594
障害児福祉手当	41	45	48	46	49

出典：福祉課

2 調査結果から見る子育ての現状

(1) 調査目的

こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画等を一体的に内包した佐久市こども計画(第三期佐久市子ども・子育て支援事業計画)を策定するに当たり、こどもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するとともに、これらの調査結果を分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査対象

就学前児童の保護者

1,000名、就学児童の保護者500名、合計1,500名をニーズ調査の対象としました。

また、小学生500名、中高校生・若者世代等2,000名(中学生500名、高校生500名、18～22歳1,000名)、保護者500名、合計3,000名をこども計画策定のためのアンケート調査の対象としました。

(3) 調査方法

無作為抽出により調査票を郵送、回答方法は返信用封筒での返送またはインターネットでの回答

(4) 調査期間

令和6(2024)年3月21日(木)～令和6(2024)年4月26日(金)

(5) 回収票数

調査	対象者(人)	配布数(人)	回答数(人)	回答率(%)
佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者	1,000	428	42.8
	就学児童の保護者	500	216	43.2
佐久市こども計画策定に係るアンケート	小学生	500	222	44.4
	中高生・若者世代	2,000	593	29.7
	小学生・中高生・若者の保護者	500	228	45.6

(6) 主なアンケート内容

調査内容	調査対象	主な調査項目
佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者 就学児童の保護者	お子さんご家族の状況について、こどもの育ちをめぐる環境について、保護者の就労状況について、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(未就学児童)、地域の子育て支援事業の利用状況について(未就学児童)、土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について(未就学児童)、病気の際の対応について、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について、小学校就学後の放課後の過ごし方について(5歳以上の未就学児童・就学児童)、幼児教育・保育の無償化について(未就学児童)、職場の両立支援制度について(未就学児童)
佐久市こども計画策定に係るアンケート	小学生 中高生・若者世代	困難に直面した経験について、ヤングケアラーについて、あなたの気持ちや考えについて、情報の入手先について、こども・若者支援について、こどもや若者の意見について
	小学生・中高生・若者の保護者	世帯の状況について、お子さんの母親と父親について、家族の健康状態について、お子さんのことについて、あなたの世帯の暮らしの状況について、お子さんのことで相談することや場所について、こどもの権利について

(7) 各種調査における本市の現状

佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

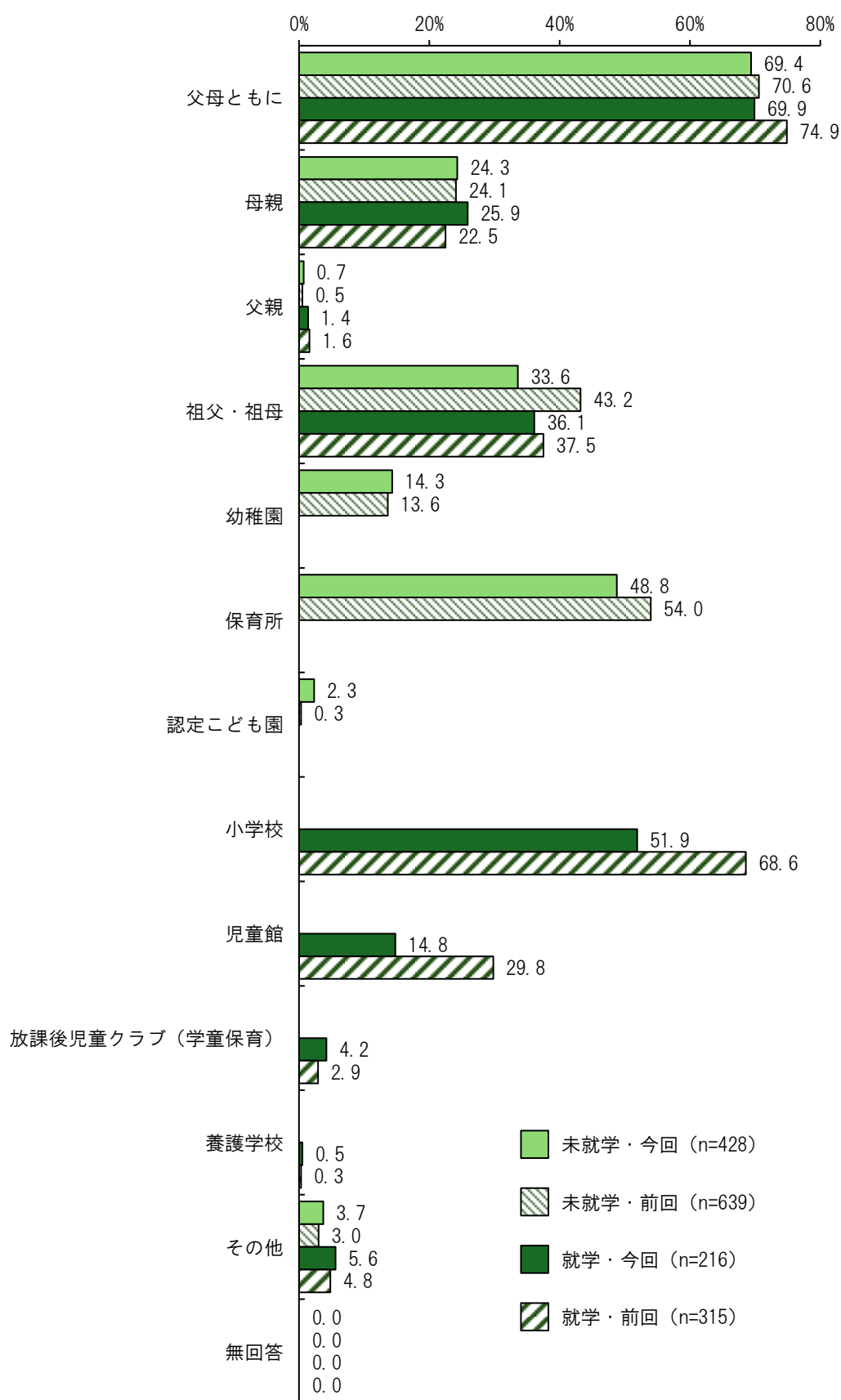
■こどもの育ちをめぐる環境

子育ての主な担い手・子育てに日常的に関わっている人・施設では、前回と変わらず「父母ともに」、単独では「父親」より「母親」の回答割合が多く、両親または母親が子育てをしている状況です。ただし、日ごろこどもを見てもらえる親族などは、「いずれもない」と回答した人が一定数いることや、子育てする上で気軽に相談できる人または場所は「いる／ある」が、前回よりも減少していることから、サポートしやすい環境が必要です。

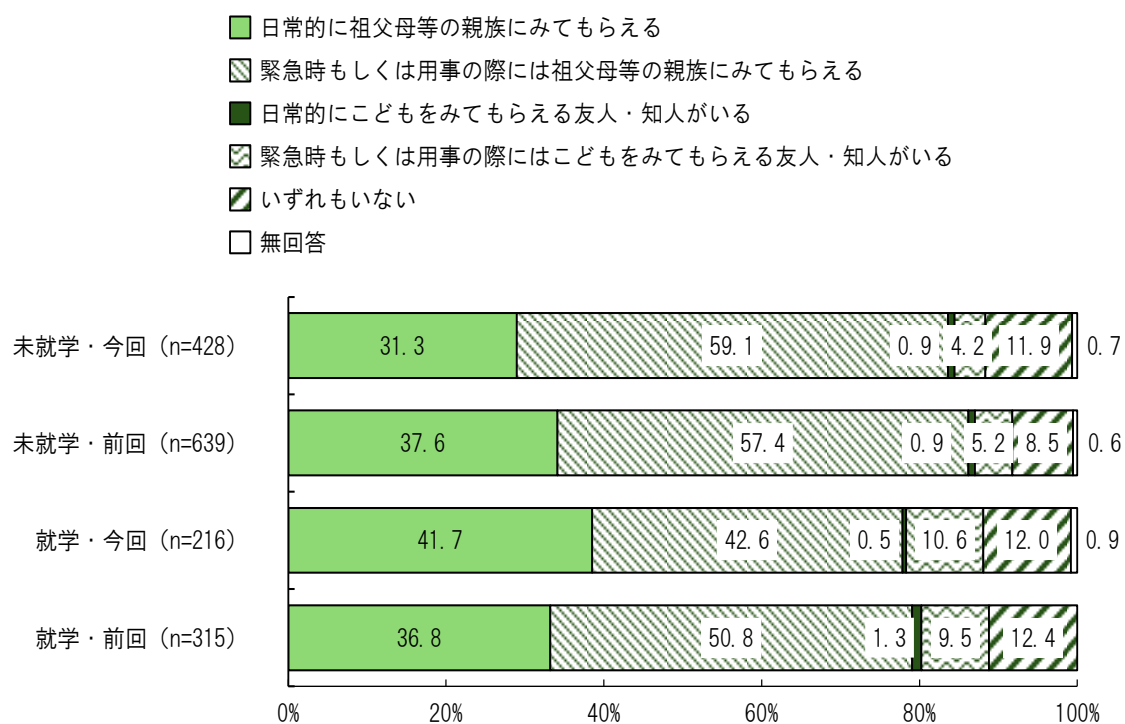
※前回：第二期子ども・子育て支援事業計画時調査(平成30年1月7日～1月21日実施)を指す。

今回：今回の調査 以降全て同様

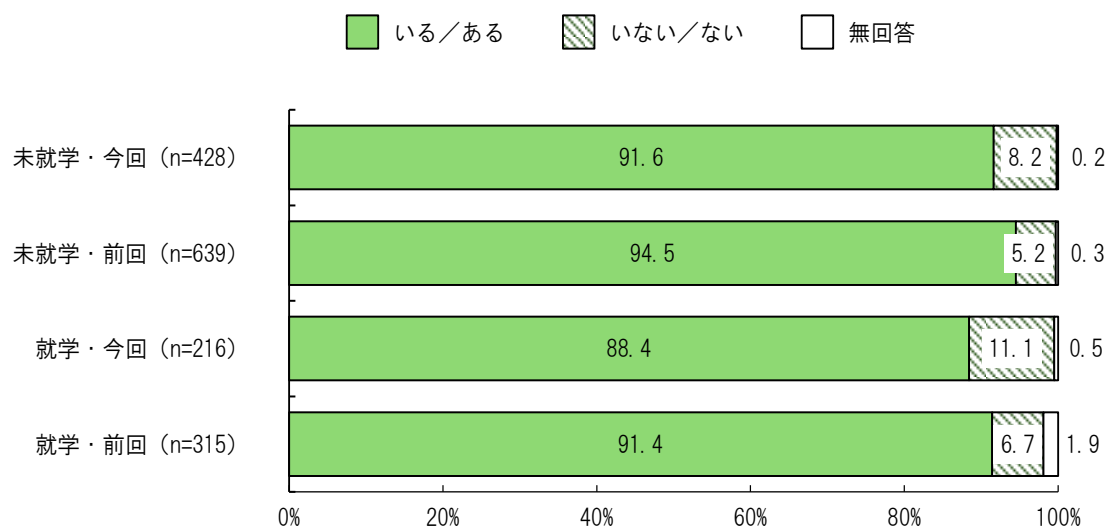
【子育てに日常的に関わっている人・施設】



【日ごろ子どもを見てもらえる親族など】



【気軽に相談できる人または場所】

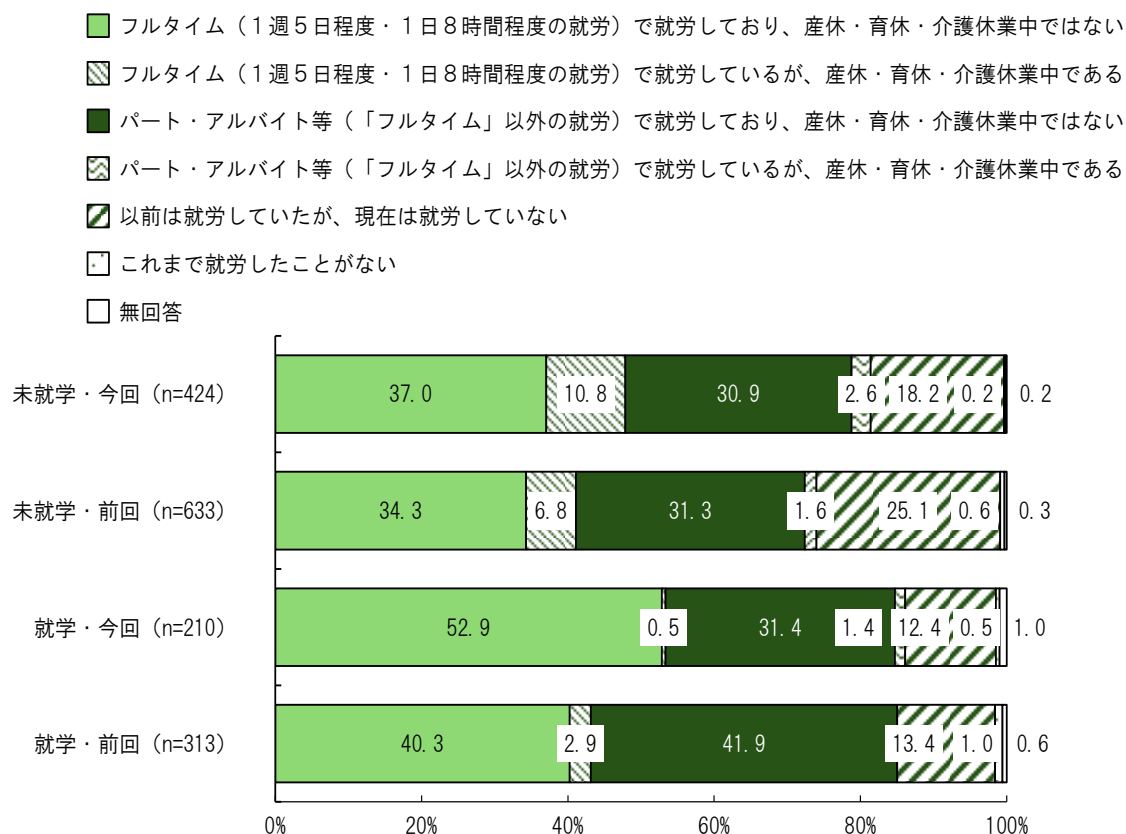


■保護者の就労状況

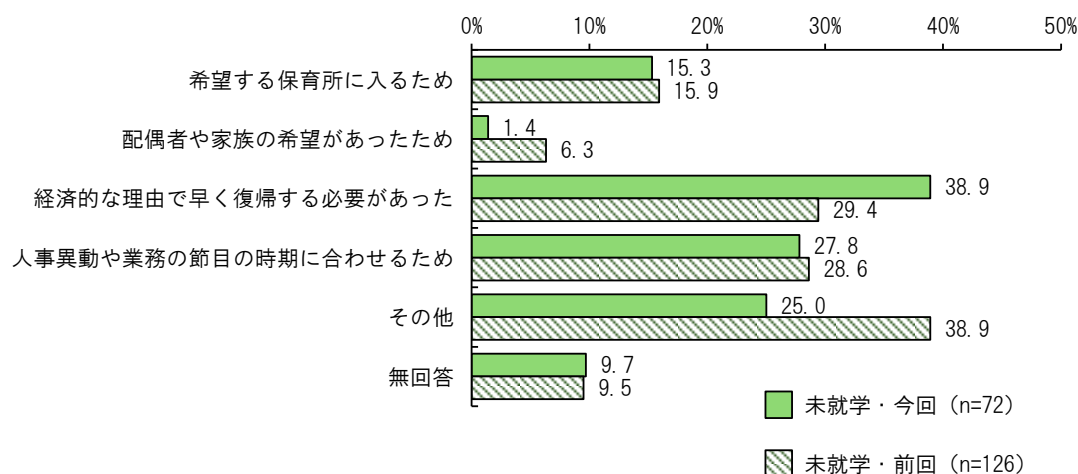
親(母親)の就労状況については、前回と比較して何らかの職に就いている方の割合が増えていることから、子育てをしながら働くことができる環境の整備がより一層求められます。

また、親(母親)が希望より早く復帰した理由については「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が増加していることから、経済的な負担を軽減できる取組の検討が求められます。

【親(母親)の就労状況の経年比較】



【親(母親)が希望より早く復帰した理由の経年比較】

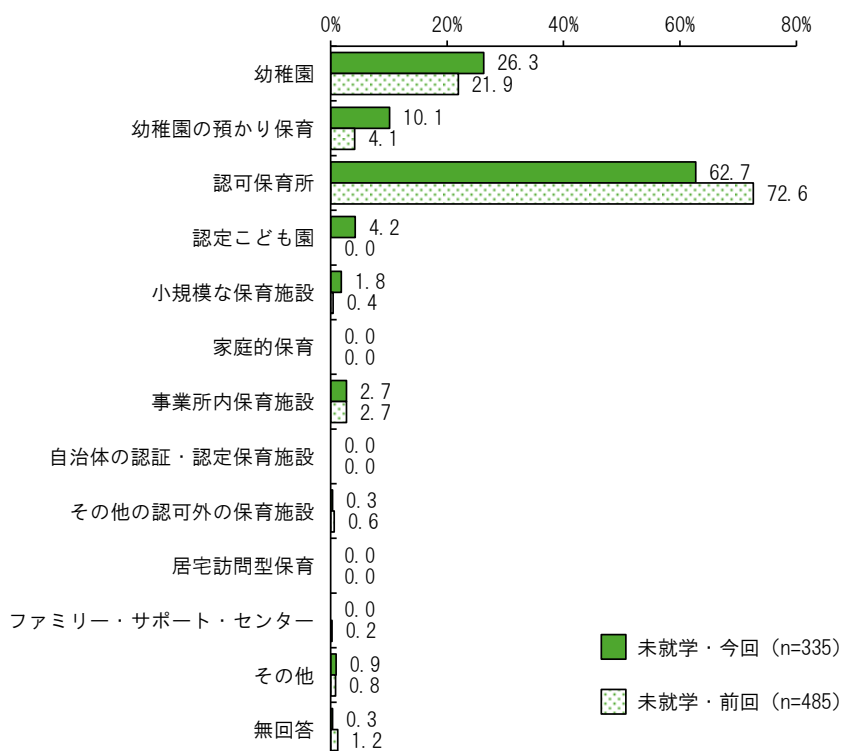


■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

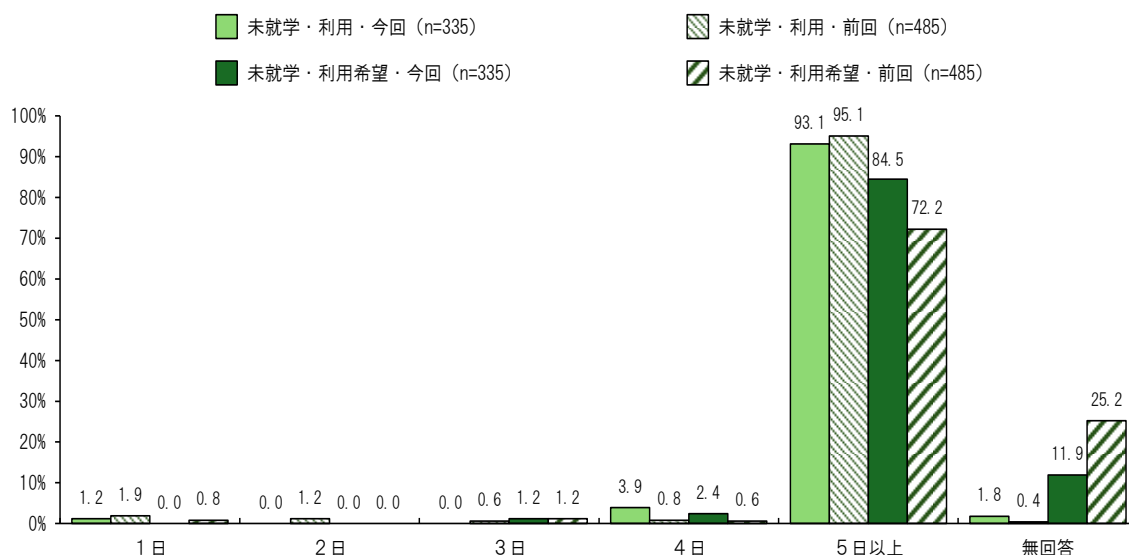
利用している教育・保育事業では「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」、「小規模保育事業所」が増加しています。

現在の利用日数・希望する利用日数はともに5日以上が90%以上、現在の利用時間・希望する利用時間はともに6時間～8時間が5割を占めていますが、9時間～11時間は前回調査と比べて増加傾向にあり、長時間化する傾向が見られます。教育・保育事業を利用する理由は「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が80.9%(80.4%)と微増しており、就労の影響があります。

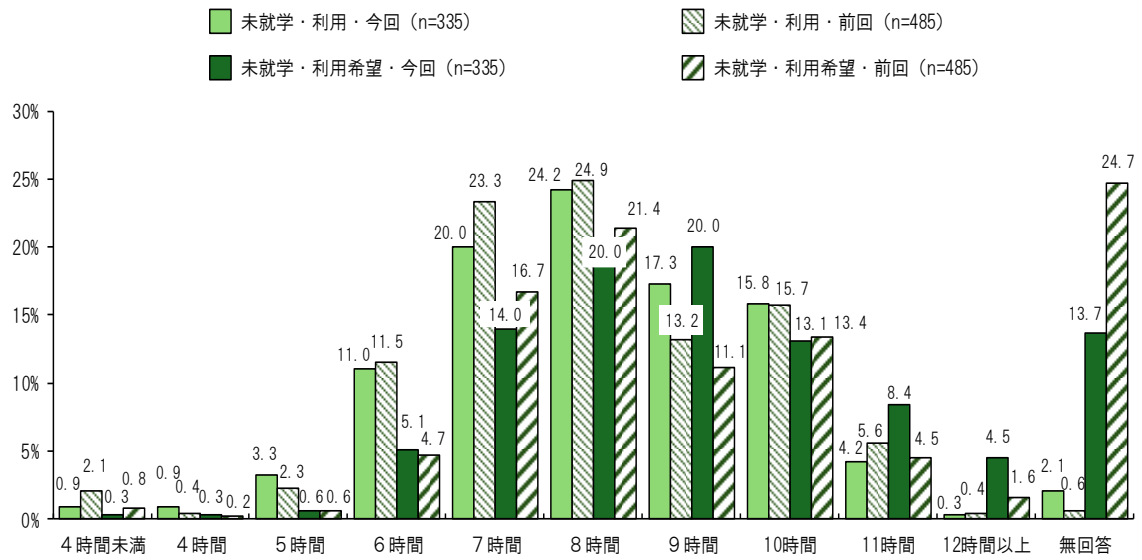
【利用している教育・保育事業の経年比較】



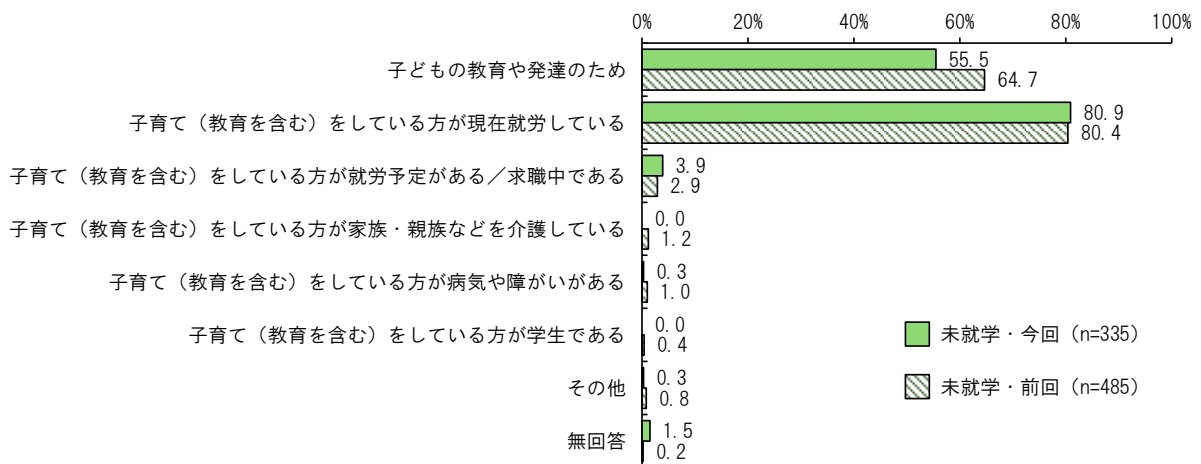
【現在の利用日数・希望する利用日数の経年比較】



【現在の利用時間・希望する利用時間の経年比較】



【教育・保育事業を利用する理由の経年比較】



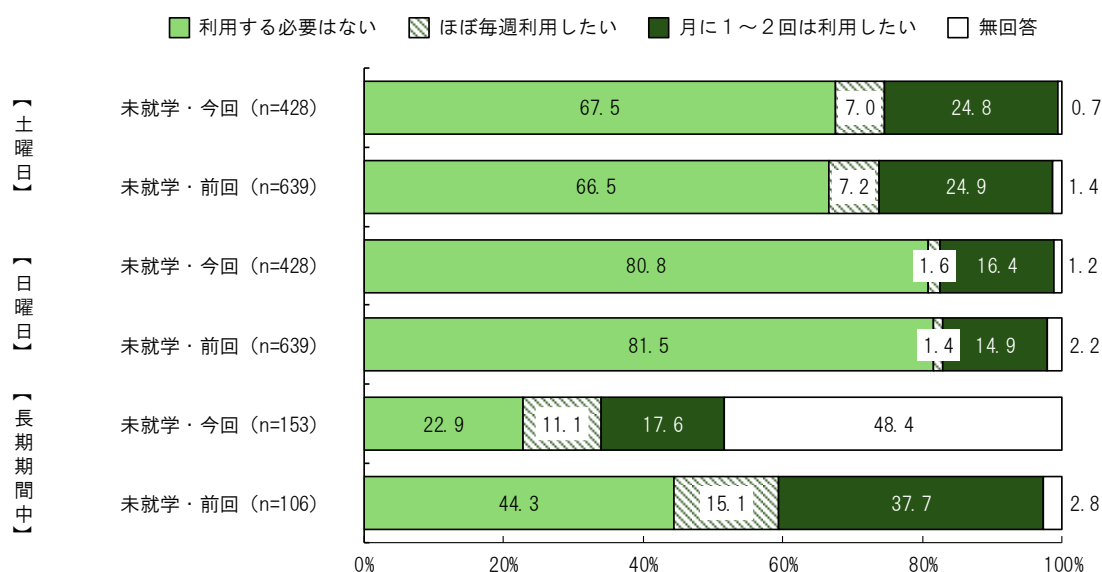
■定期的でない教育・保育事業の利用状況

土曜の利用希望について、前回と比較し「利用する必要がない」が微増となっている一方で、日曜及び長期期間中の利用希望については、前回と比較し「利用する必要がない」が微減となっています。この1年間で教育・保育事業を利用できなかった際の対応としては、前回と比較して「母親が休んだ」「父親が休んだ」といった両親が休んで対応することが増加しています。休んで対応した方の利用意向は「利用したい」が37.6%(34.7%)と微増しています。

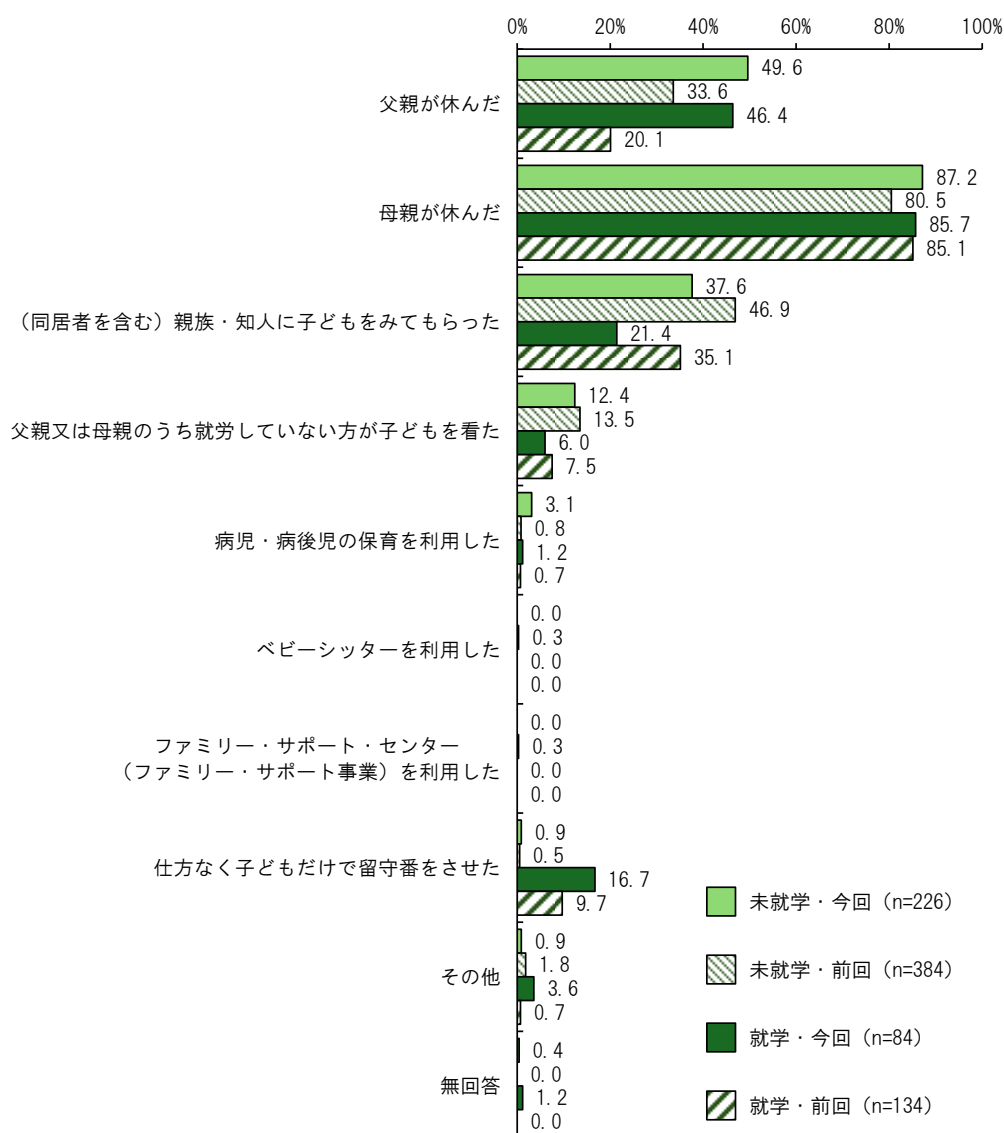
子育てをどのように感じているかについては、前回と比較して、就学児童・就学児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が微減、「楽しい・辛いと感じることが同じくらい」が微増となっており、辛さを解消するために必要なことについては、「仕事と家庭生活の充実」が最も多くなっています。こうしたことから、必要な時に休むことなく働くことのできる環境づくりの支援や、保護者のリフレッシュ等にも利用できる支援を検討する必要があります。

また、佐久市における子育ての環境や支援の満足度については、「満足度が高い」層よりも「満足度が低い」層の割合が多くなっています。

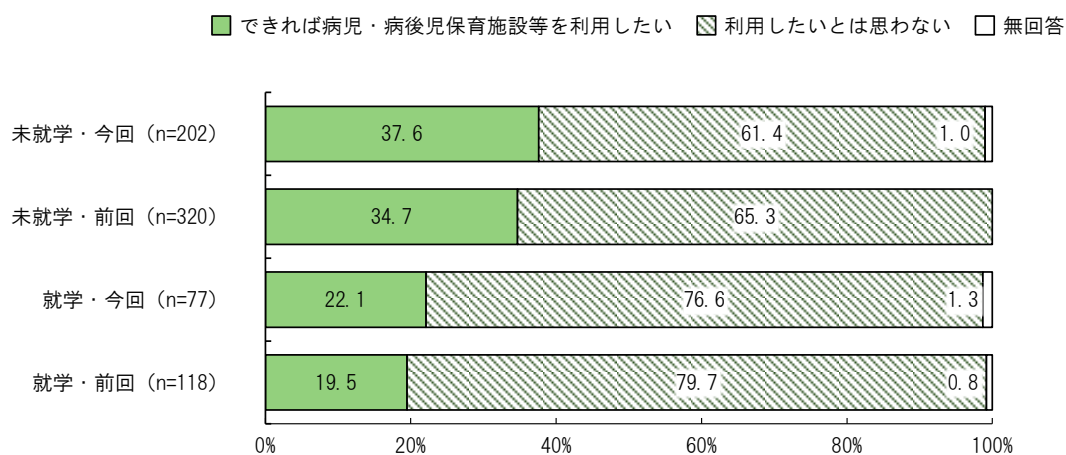
【土曜日・日曜日及び長期期間中の利用希望の経年比較】



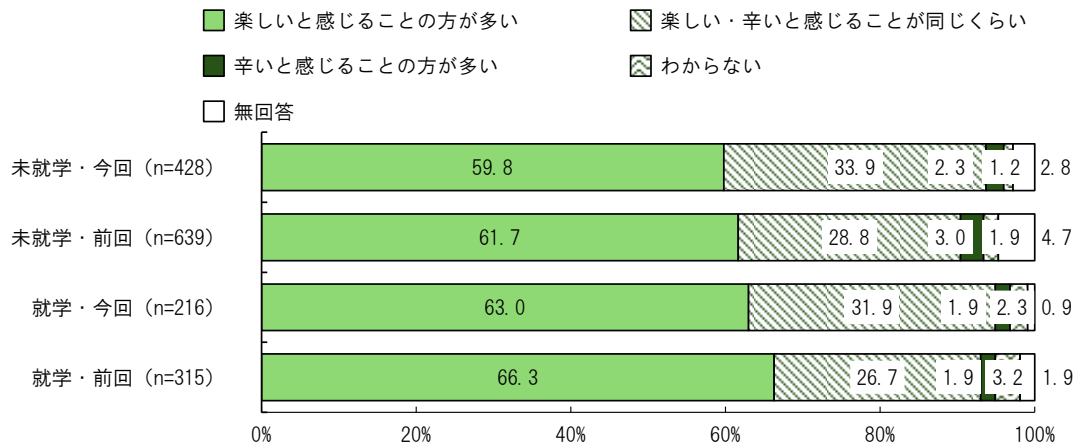
【この1年間で教育・保育事業を利用できなかった際の対応の経年比較】



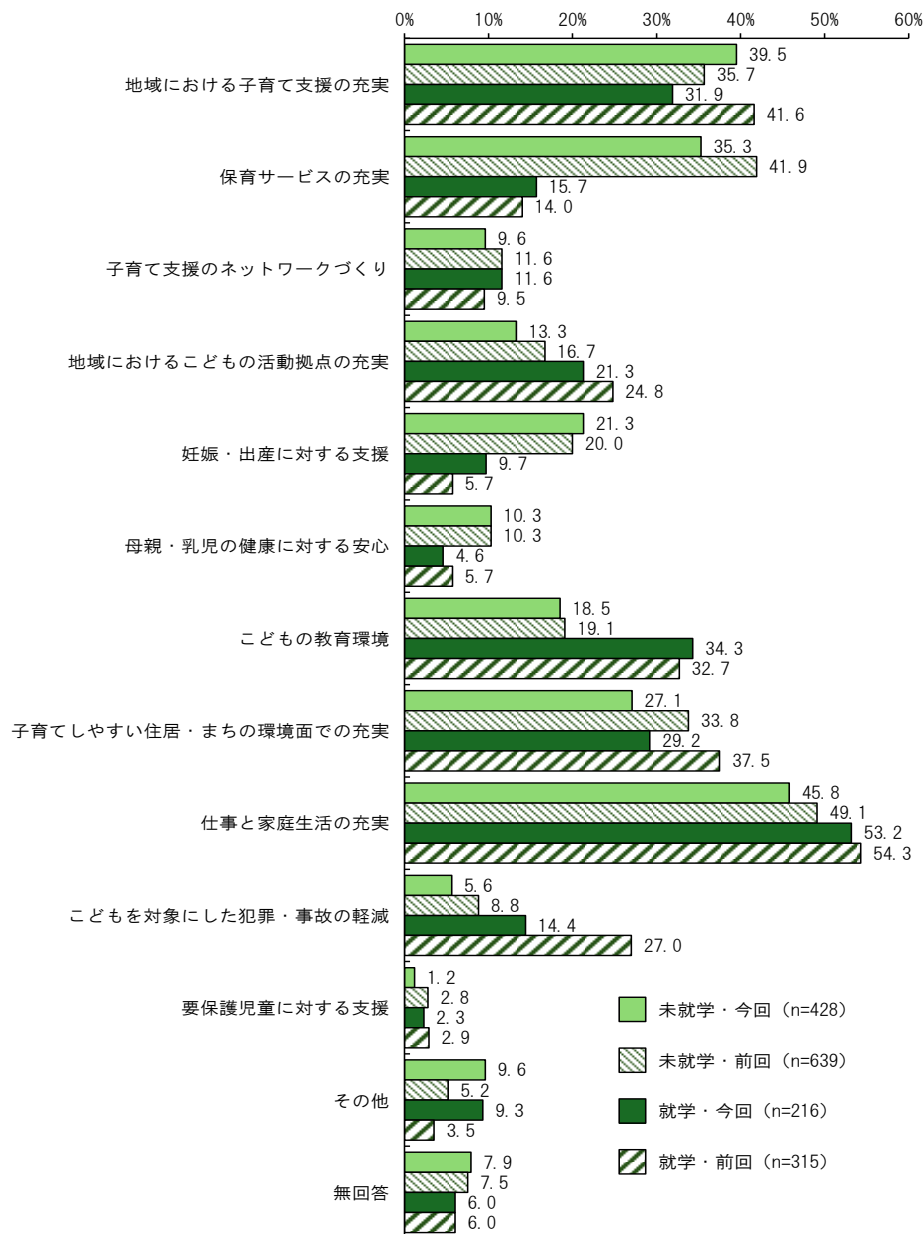
【休んで対応した方の利用意向の経年比較】



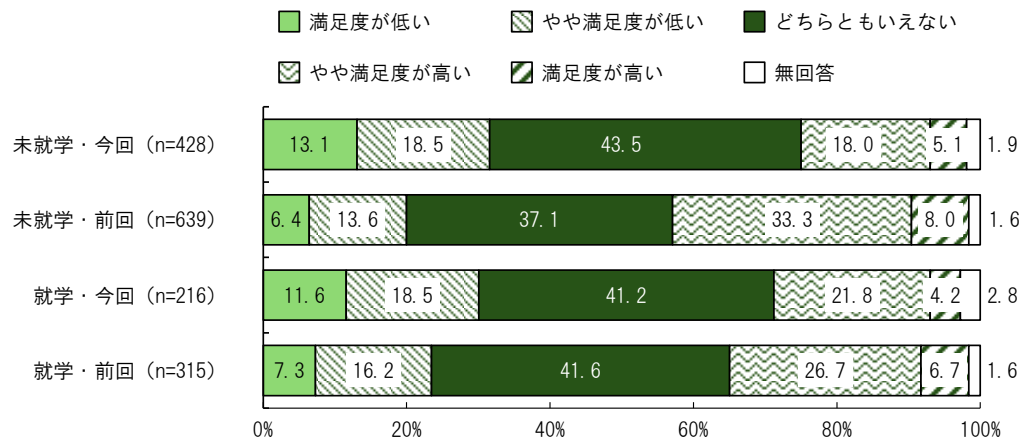
【子育てについてどのように感じるかの経年比較】



【子育ての辛さを解消するために必要なことの経年比較】



【佐久市における子育ての環境や支援の満足度の経年比較】

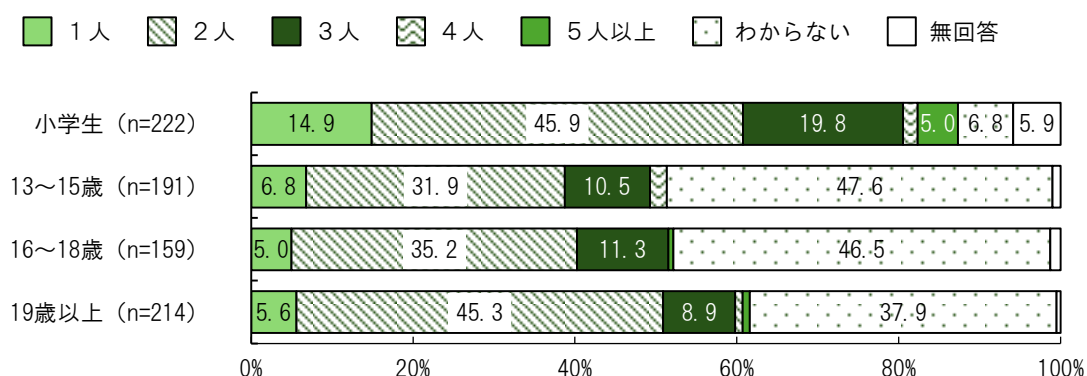


こども計画策定アンケート（小学生、中高生・若者）

■こども・若者が希望するこども数について

「将来ほしいこどもの数(理想のこどもの数)」については、小学生、中高生・若者ともに「2人」が最多となっています。これからの佐久市を担っていく人たちが、理想のこどもの数について心配することなく生活できるように、こども・若者への支援について取り組んでいく必要があります。

【将来ほしいこどもの数（理想のこどもの数）】



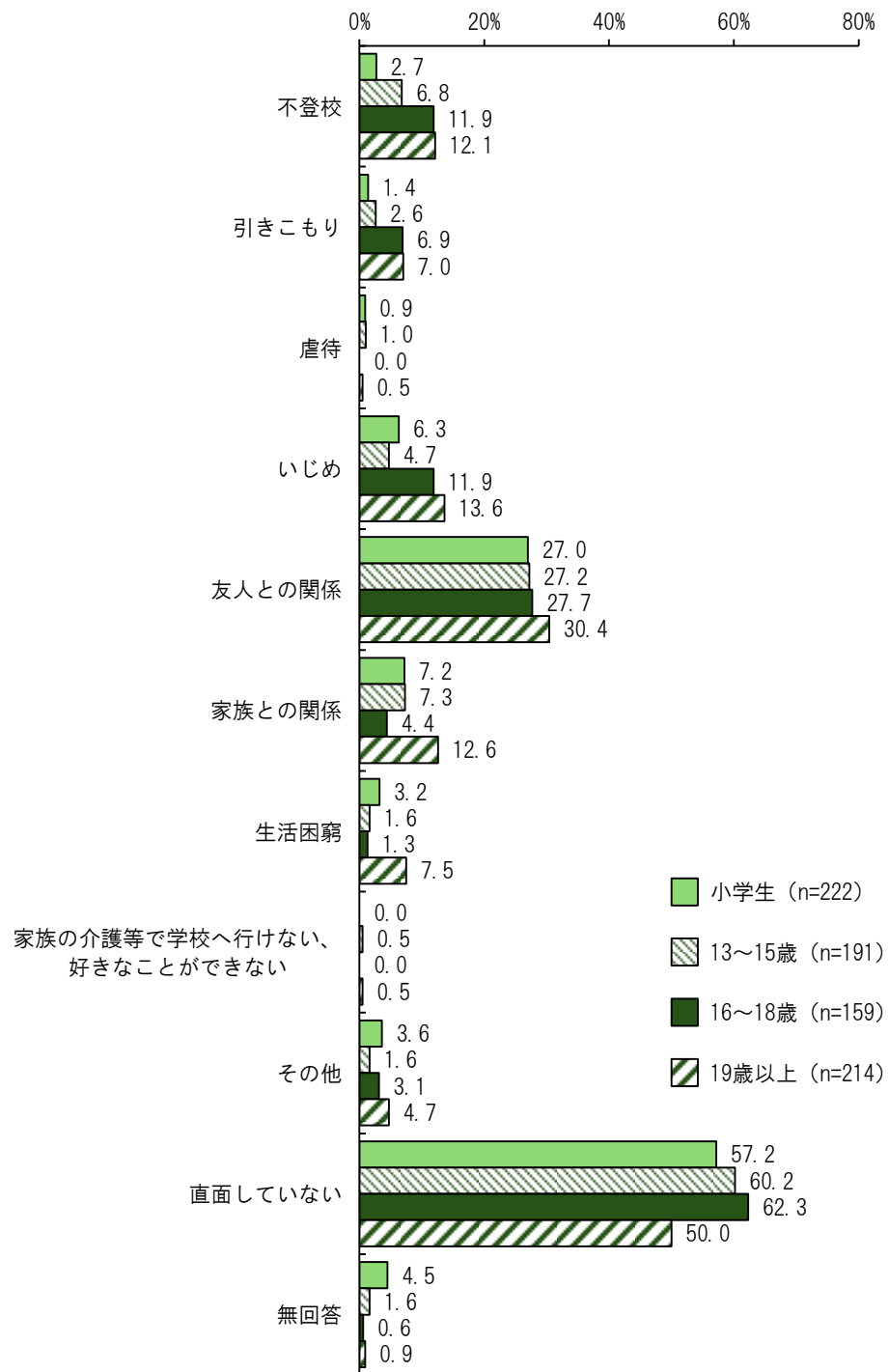
■こども・若者の困難に直面した経験について

これまでに直面した困難(これまでに悩んだり困ったりしたこと)については、小学生、中高生・若者ともに、「直面していない(悩んだり困ったりしたことはない)」が最多ですが、直面した困難では「友人との関係(友だちとの関係)」が最多です。また、中高生・若者では、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験・状況については、「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」が合わせて約3割となっています。

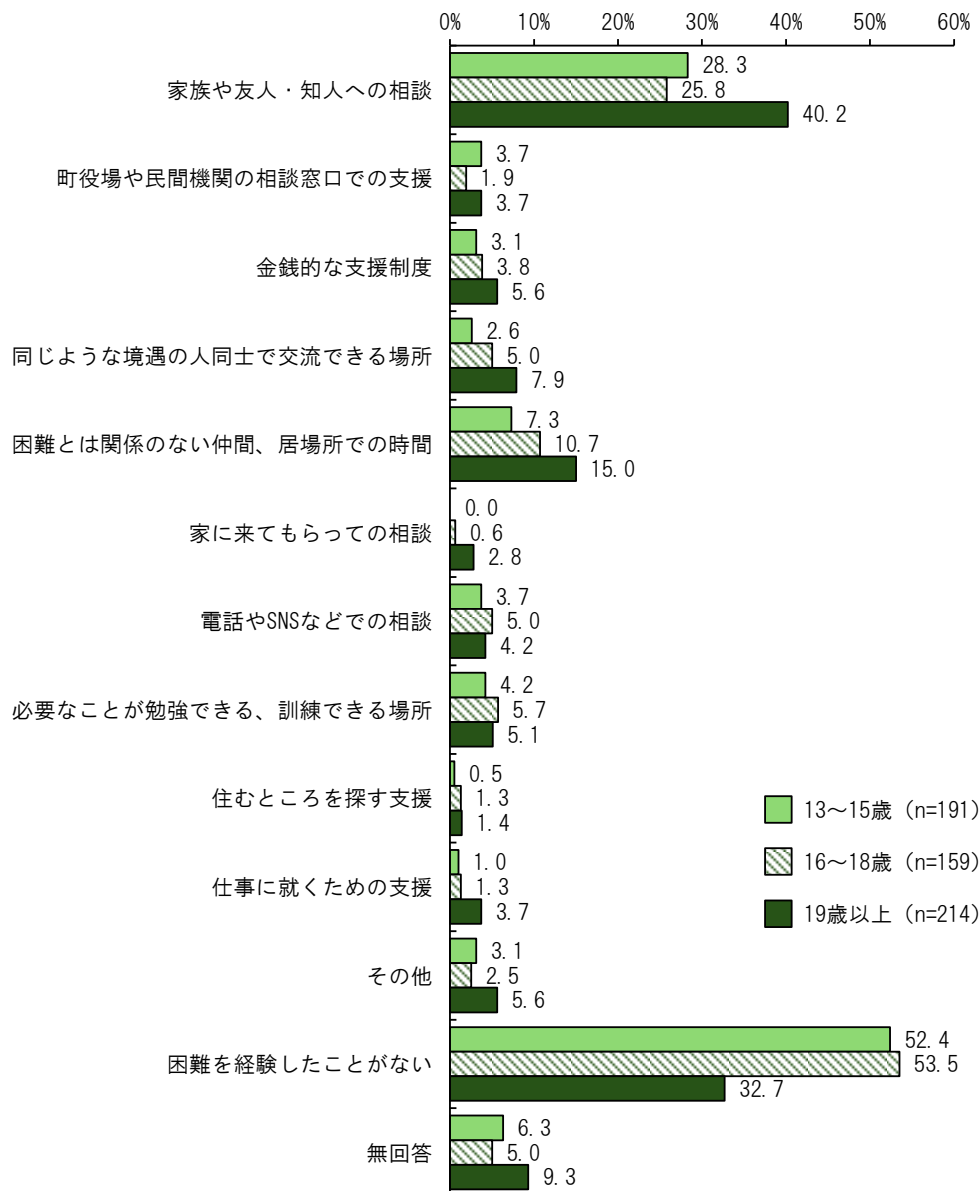
困難を乗り越えた方が役に立ったと回答した支援、また、まだ困難が続いている方で、今後必要な支援では、両方とも「家族や友人・知人への相談」が最も多くなっています。

家族や知り合い以外に相談したい相手では、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が最も多く、「無料で相談できる」「相手が同世代である」「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」「曜日・時間帯を気にせず相談できる」「SNSやメールなどで相談できる」等が続いています。困難に直面した際は、匿名でSNSなどを利用して気軽に相談ができるような場の構築の検討が求められます。

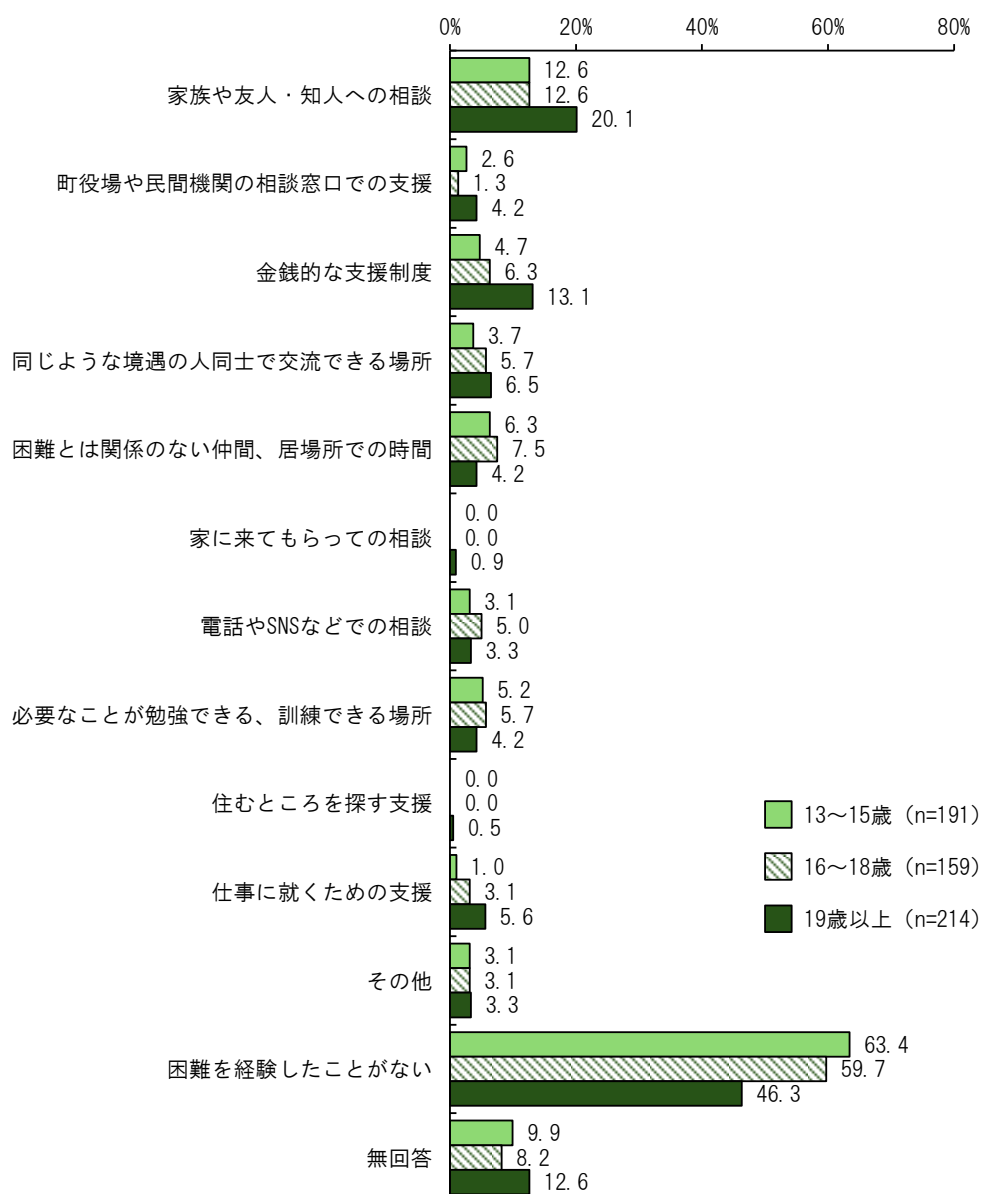
【これまでに直面した困難（これまでに悩んだり困ったりしたこと）】



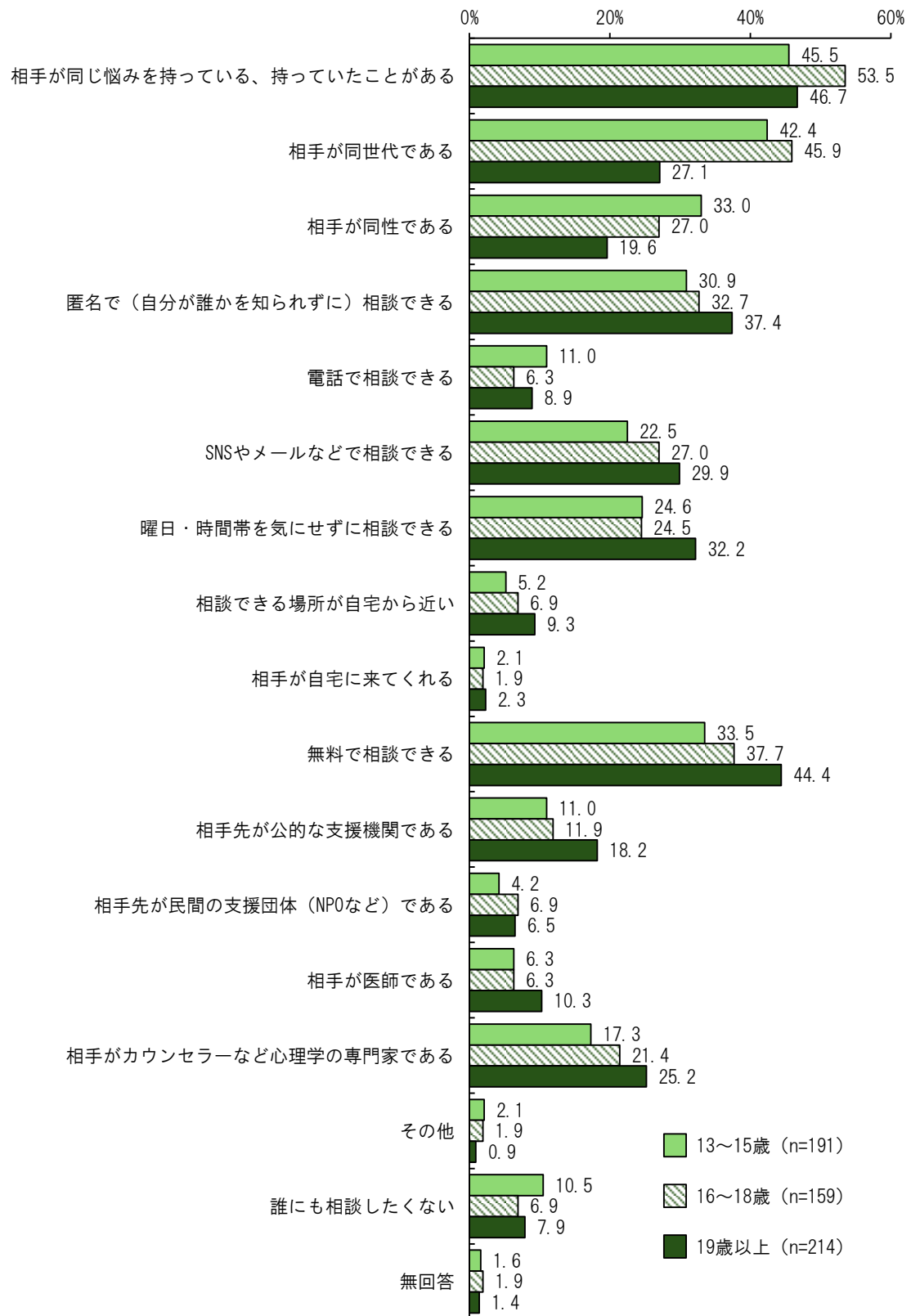
【困難を乗り越えた方が役に立ったと回答した支援】



【まだ困難が続いている方で、今後必要な支援】



【家族や知り合い以外で相談したい相手や場所】

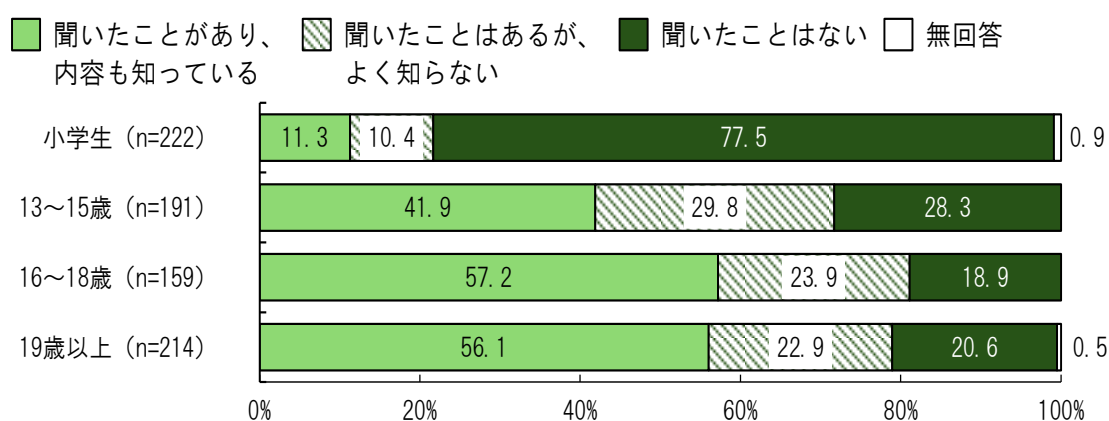


■ヤングケアラーについて

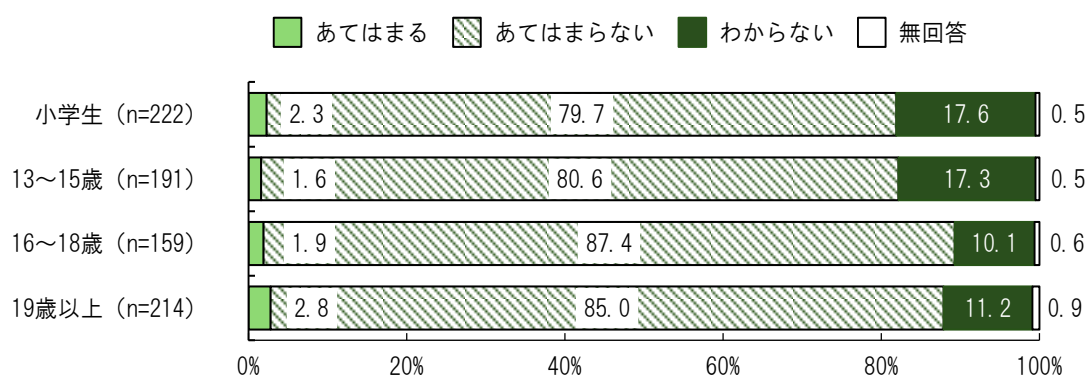
「ヤングケアラー」という言葉の認知度は、小学生では「聞いたことがない」が、中高生・若者では「聞いたことがあり、内容も知っている」が最も多くなっている一方、「聞いたことはない」と「聞いたことはあるがよく知らない」と答えた方も4割～5割をなっており、認知度が不足しています。「ヤングケアラー」にあてはまるかどうかについては、小学生、中高生・若者ともに「あてはまらない」が最も多くなっていますが、「わからない」も1割を超えています。

令和6年6月、ヤングケアラーの支援を強化するため「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行され、国・地方公共団体が支援に努めるべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。今後、ヤングケアラーへの適切な支援につなげるため、さらなる情報の周知による認知度の向上等が必要です。

【ヤングケアラーの認知度】



【ヤングケアラーにあてはまるかどうか】

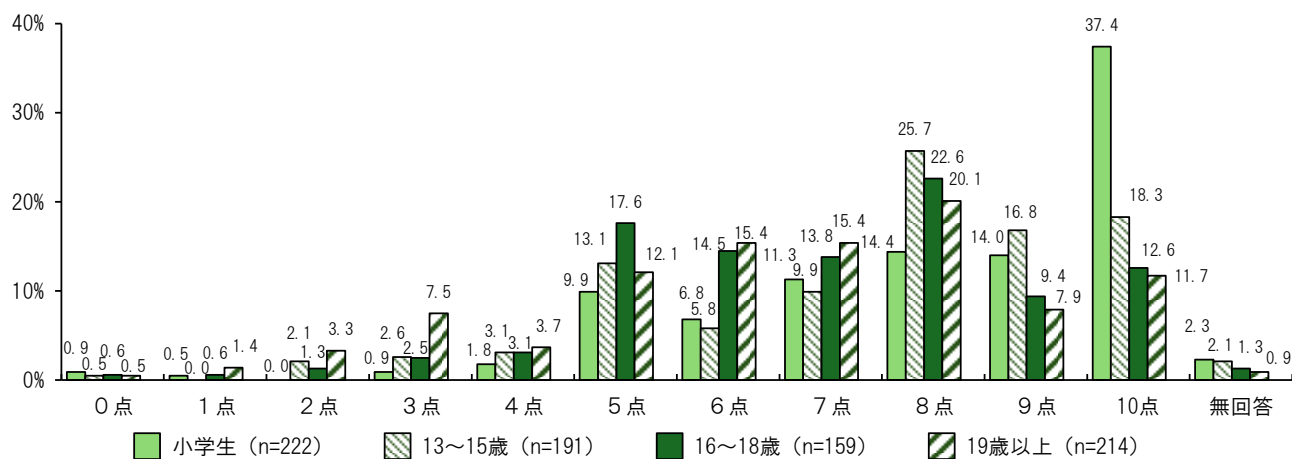


■こども・若者の気持ちや考えについて

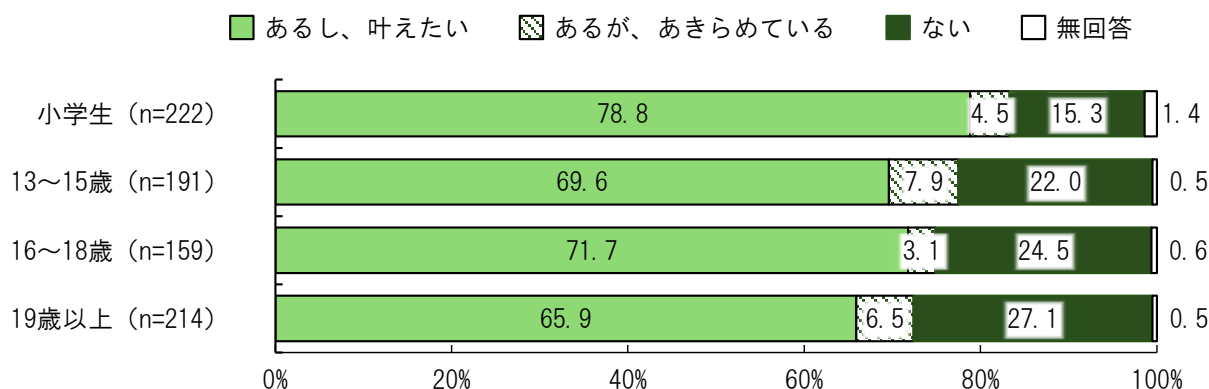
最近の生活全般の満足度では、小学生の平均は8.12点、中学生の平均は7.49点、高校生の平均は7.25点、若者の平均は6.62点となっており、年齢が上がるにつれて満足度が下がっています。

将来希望する夢や進路があるかについては、小学生では「あるし、叶えたい」が約8割ですが、中高生は約7割、若者は7割を切っています。

【最近の生活全般の満足度】

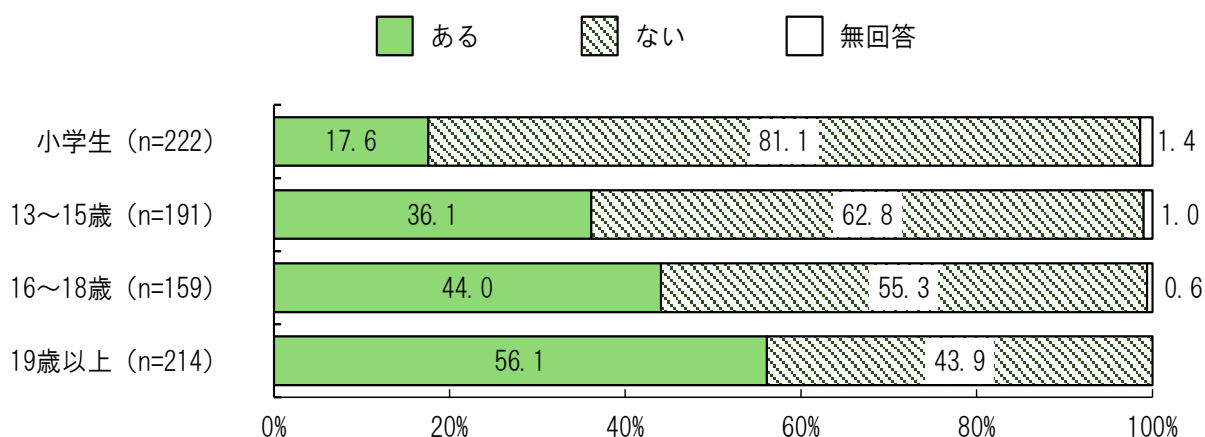


【将来希望する夢や進路があるか】



生きづらさを感じることはあるかでは、小学生では「ある」が17.6%ですが、19歳以上では5割近くとなり、年齢が上がるにつれてその割合も大きくなっています。

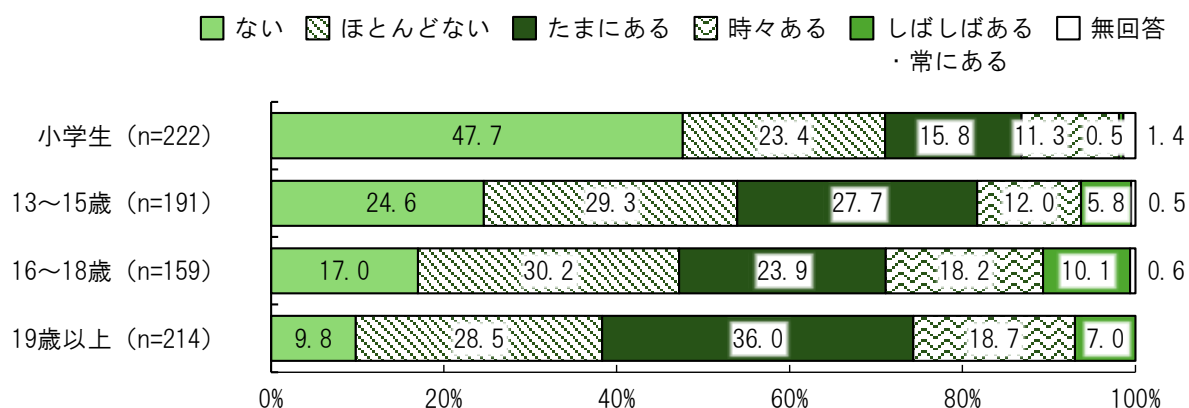
【生きづらさを感じることはあるか】



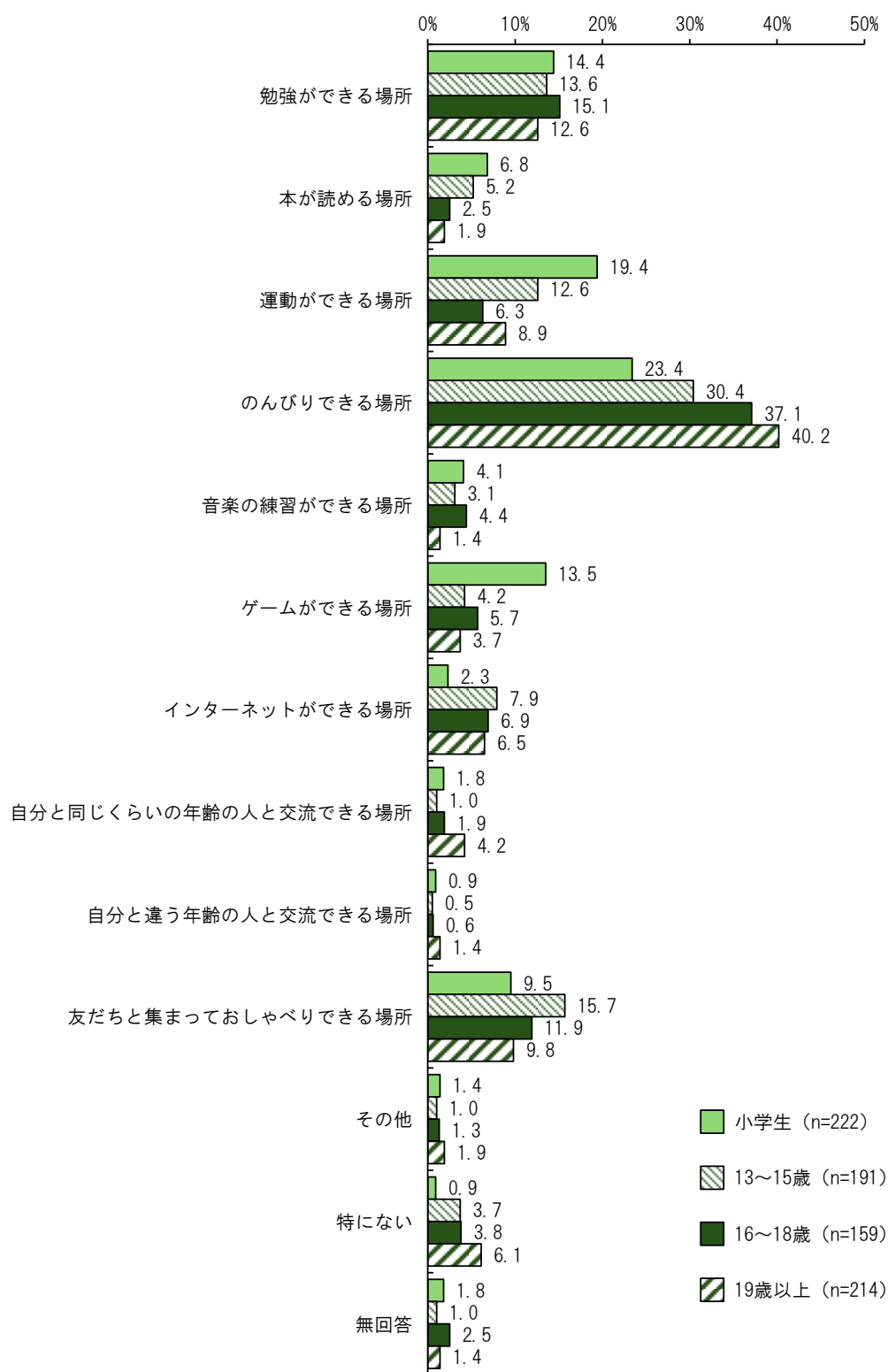
どの程度、孤独であると感じることがあるかでは、小学生では「しばしばある・常にある」と「時々ある」が合わせて約1割ですが、高校生・若者では、約4人に1人が孤独を感じやすくなっています。

ふだん過ごす居場所としてある良い場所については、小学生・中高生・若者ともに「のんびりできる場所」が最も多くなっています。

【どの程度、孤独であると感じることがあるか】



【ふだん過ごす居場所としてある良い場所】

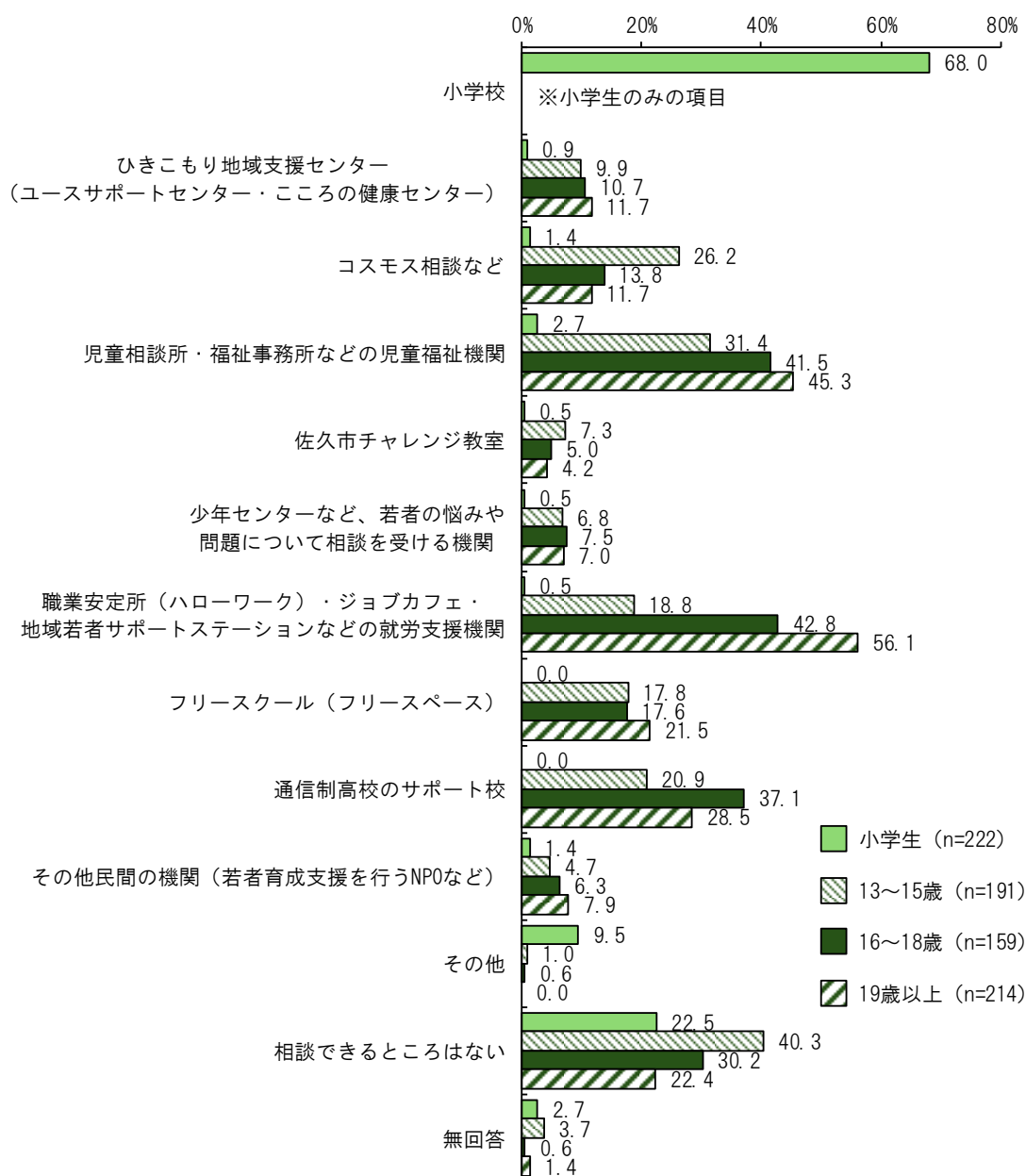


小学生では、困ったことがあるときに親や友だち以外に直接相談できる場所として、「小学校」が最多ですが、「相談できる場所はない」がそのあとに続いています。また、中高生・若者では、こども・若者を対象とした育成支援機関等で知っているものとして、「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」「職業安定所・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」が約4割となっていますが、「どれも知らない」は約3割となっています。

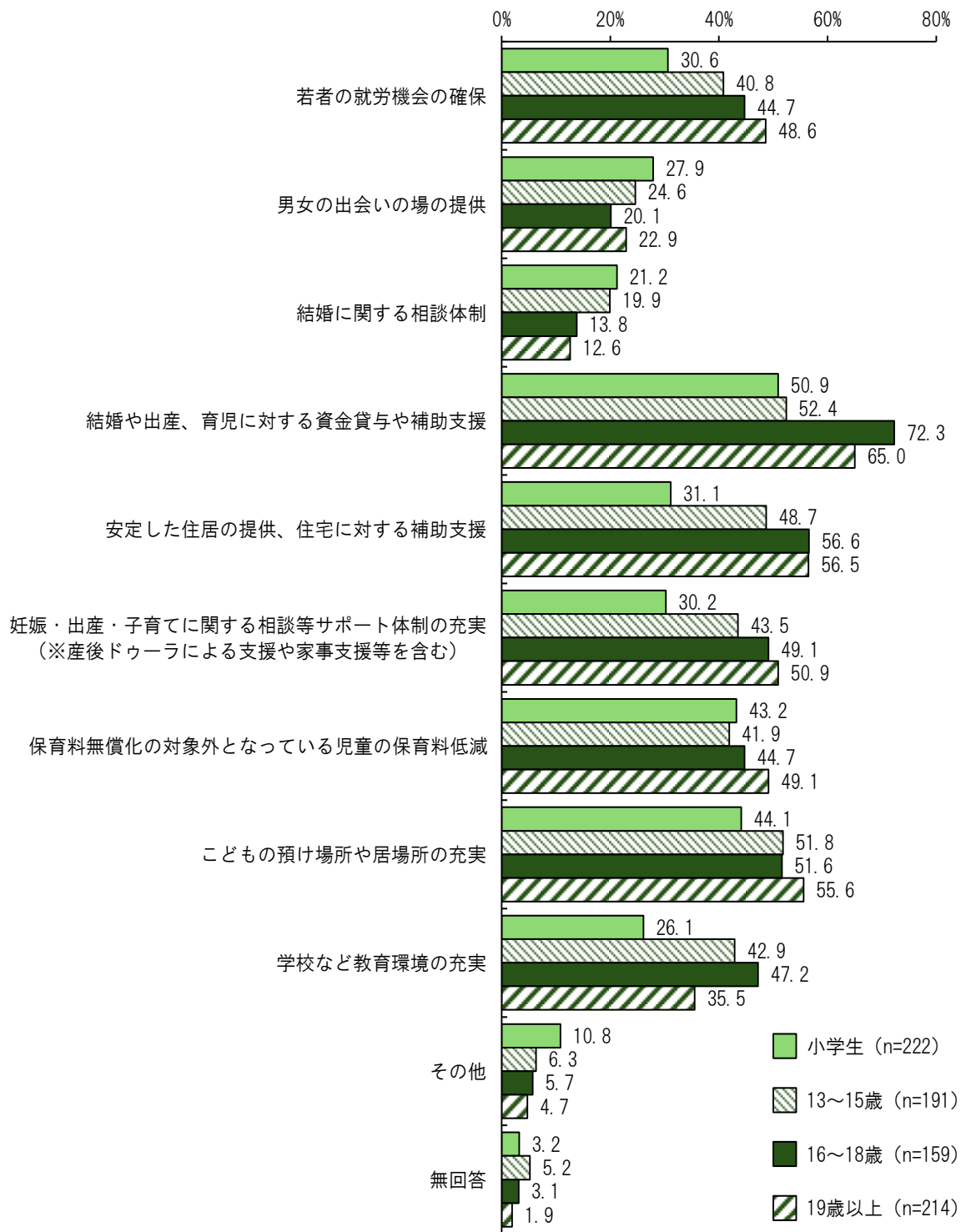
今後の少子化対策については、小学生、中高生・若者ともに「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援（結婚や出産、子育てに対するお金の支援）」「こどもの預け場所や居場所の充実（こどもの居場所を増やす）」「安定した住居の提供、住宅に関する補助支援」が多くなっています。

生きづらさや孤独の解消、将来に希望の持てる社会づくりにつながる施策や結婚等をしやすい援助を検討するとともに、こども・若者が過ごしやすい居場所づくりについても検討が求められます。

【困ったことがあるときに親や友だち以外に直接相談できる場所】



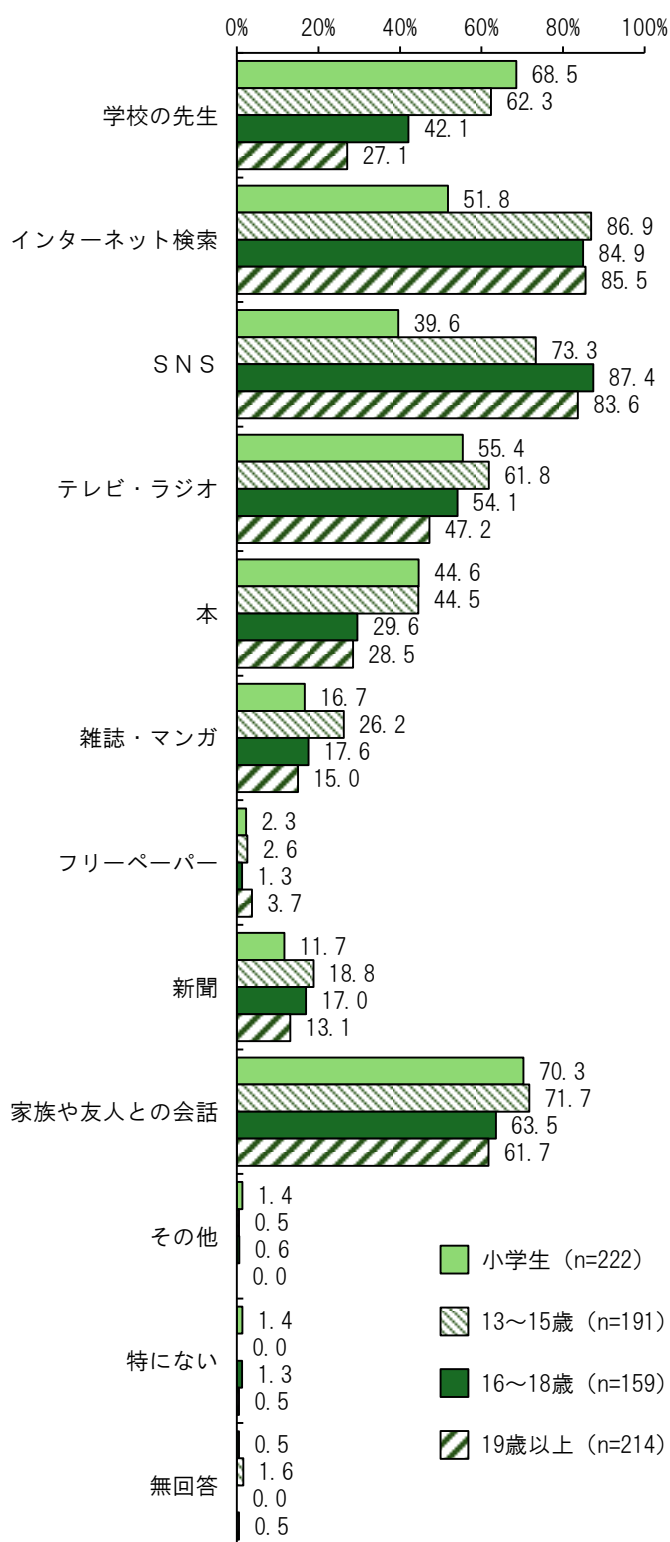
【今後の少子化対策について】



■こども・若者の情報の入手先について

知識や情報の入手先では、小学生では「家族や友人との会話」「学校の先生」が多くなっていますが、中高生・若者では「インターネット検索」「SNS」が多くなっています。そのため、デジタルを活用した情報の効率的な周知施策の検討が必要です。

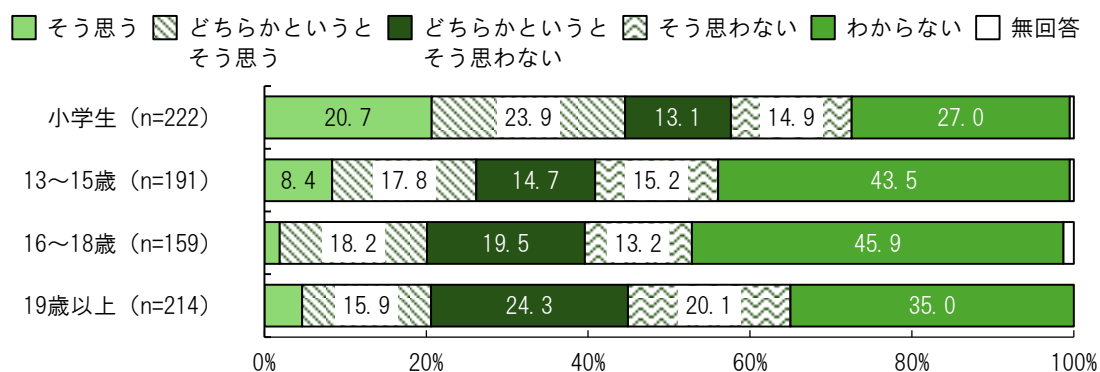
【情報の入手先について】



■こども・若者の意見について

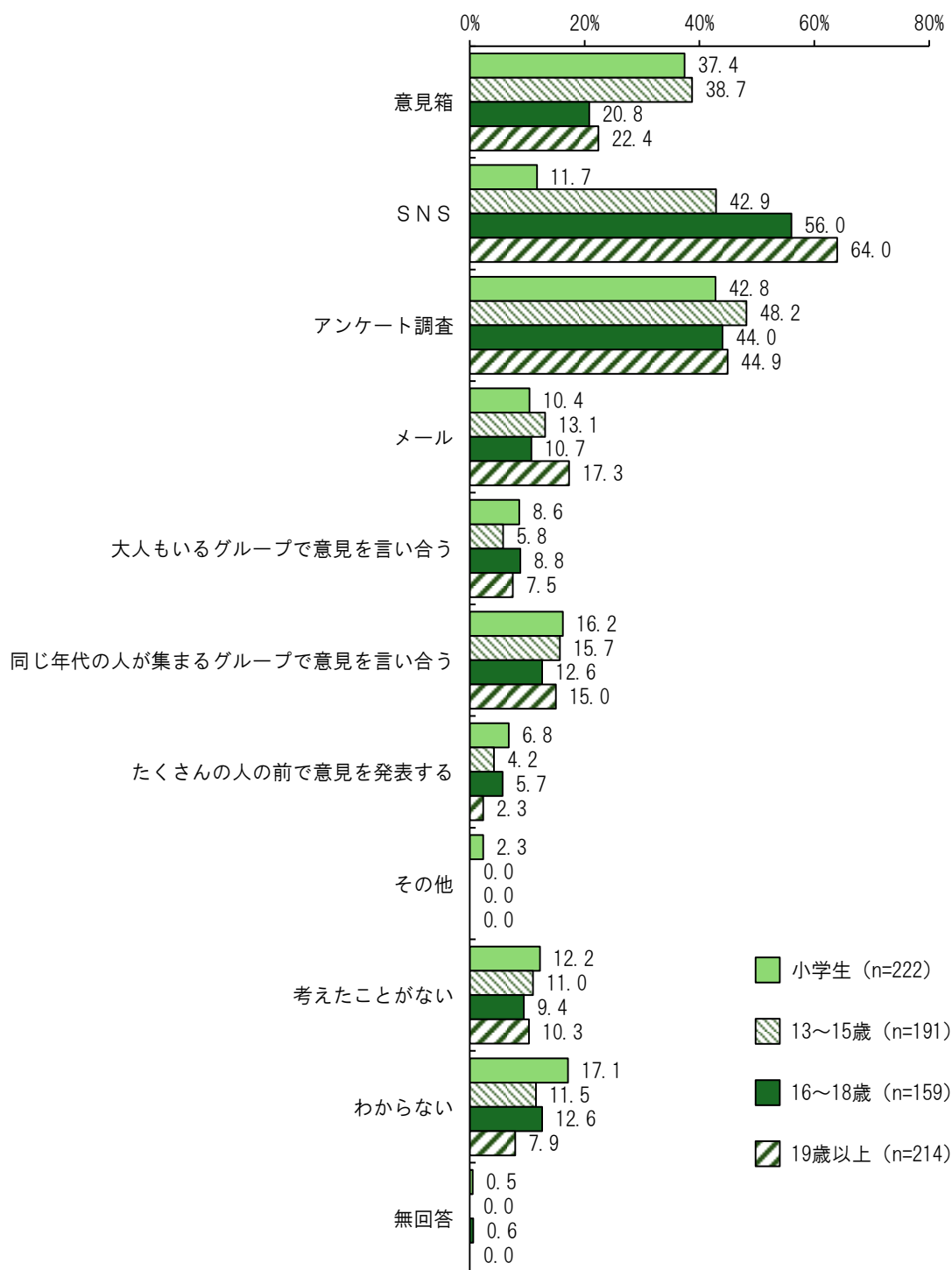
こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うかでは、小学生、中高生・若者ともに「わからない」が最も多くなっています。特に中高生・若者では、これに「そう思わない」と「どちらかというと思わない」を合わせた約8割が「意見を聞いてもらえる」と感じていない状況にあります。

【こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うか】



住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするために意見を言う方法では、小学生、中高生・若者ともに「アンケート調査」「意見箱」「同じ年代の人が集まるグループで意見を言い合う」が上位に上がっており、中高生・若者では「SNS」が最も多くなっています。こどもや若者からの幅広い意見収集方法の検討が必要です。

【住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするために意見を言う方法】



こども計画策定アンケート(保護者調査)

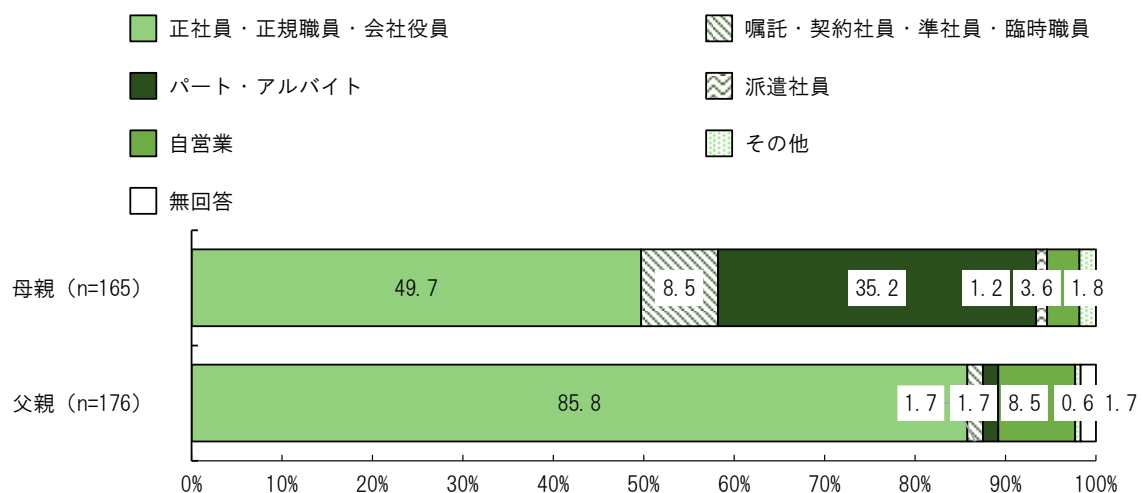
■母親と父親について

母親の就業形態については、「正社員・正規職員・会社役員」と「パート・アルバイト」合わせて、父親の就業形態では「正社員・正規職員・会社役員」で8割を超えています。

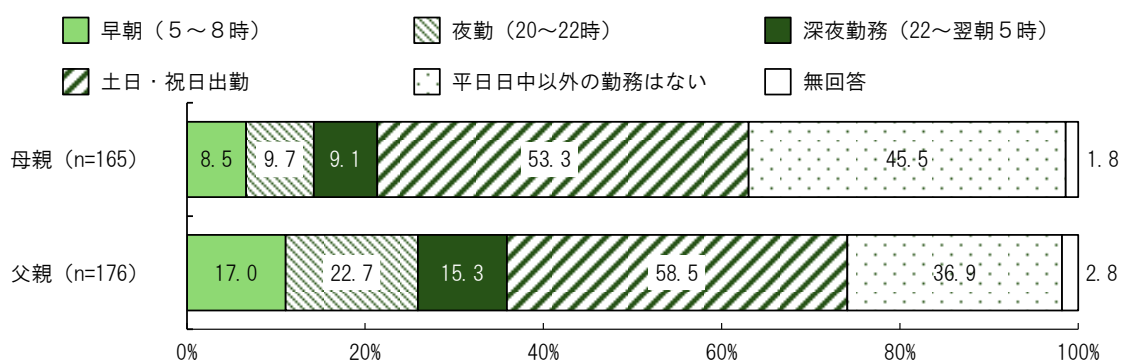
平日の日中以外の勤務については、母親・父親ともに「土日・祝日出勤」が5割を超えています。

働いている母親が増えていることから、働きやすさや休みやすさを確保できるような施策を検討することが求められます。

【就業形態】



【平日の日中以外の勤務】

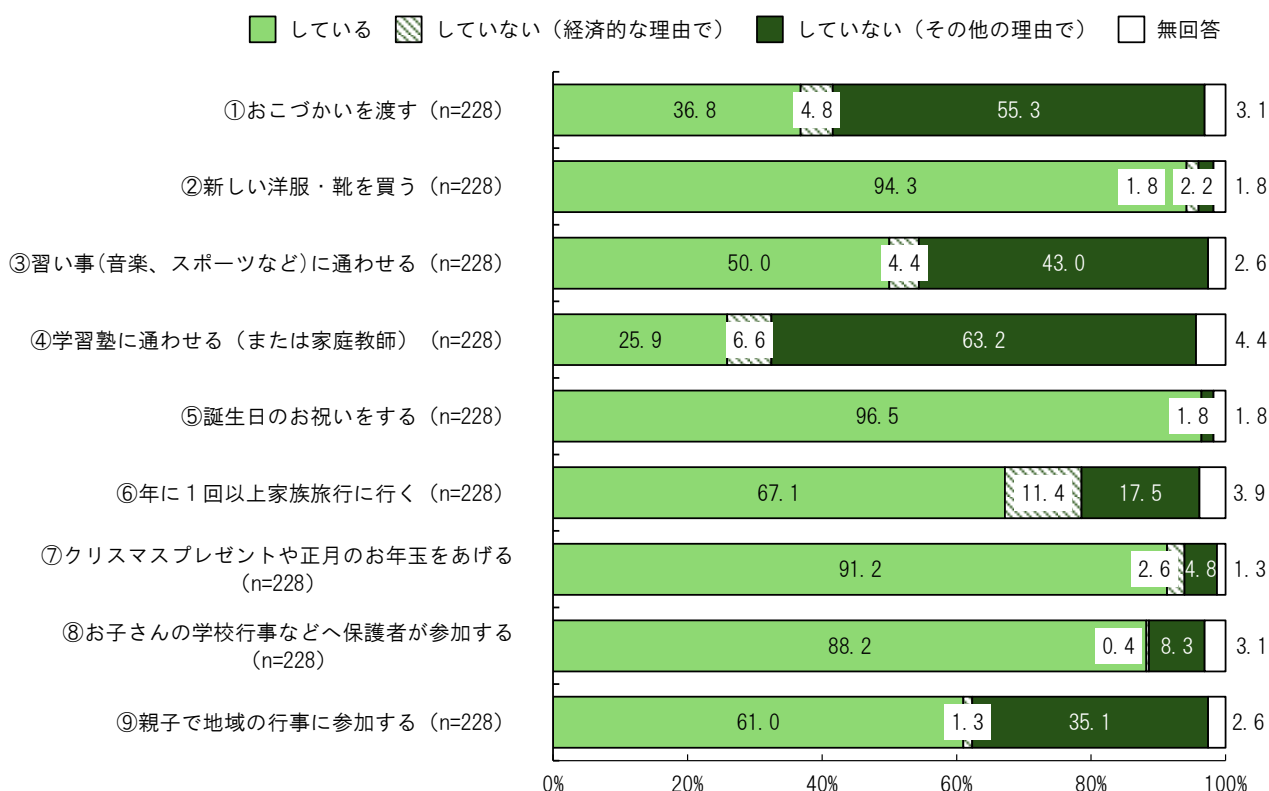


■お子さんについて

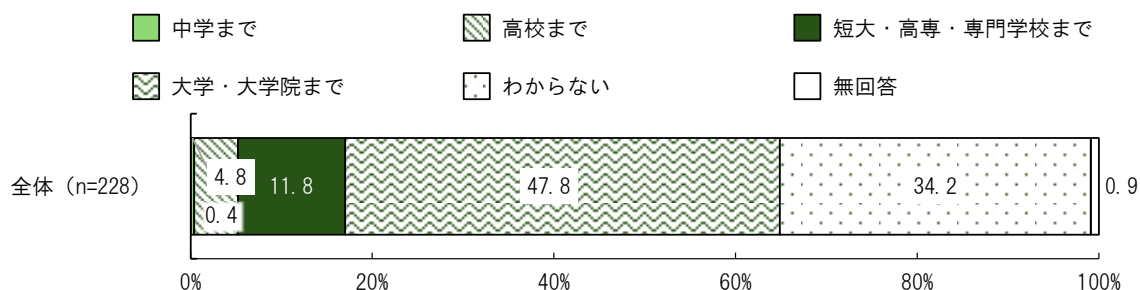
こどもの体験・経験について経済的な理由でしていない項目は少なくなっています。

こどもの進学については「大学・大学院まで」が約半数で最も多くなっている一方、「わからない」も3割を超えています。

【こどもの体験・経験】



【こどもの進学】



■世帯の暮らしの状況について

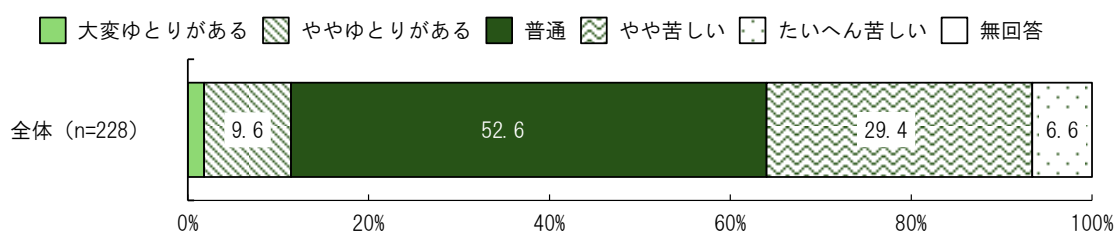
現在の暮らしの状況では、「普通」が52.6%と最も多く、「やや苦しい」29.4%と「大変苦しい」6.6%を合わせた『苦しい』が3割を超えています。

お金が足りなくて必要な食料や衣料品を買えなかったかについては「よくあった」と「ときどきあった」が合わせて1割を超えています。

過去1年間の滞納や未払いについては、いずれの項目においても「あった」は1割を切っています。

こどもの体験・経験を経済的な理由で阻害したり、滞納や未払い等の経済的な困窮は少ない状況にありますが、暮らしの状況を苦しいと感じる子育て世帯への支援については検討する必要があると考えられます。

【現在の暮らしの状況】



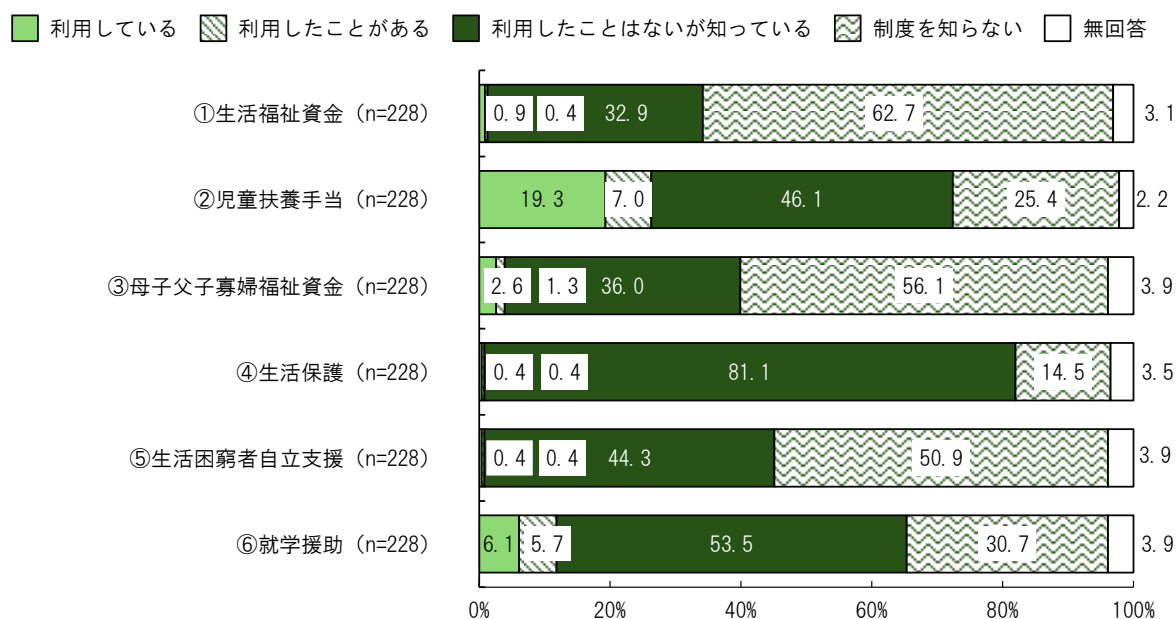
■お子さんのことで相談することや場所について

公的制度や相談機関、支援サービスの利用状況については、「児童扶養手当」「生活保護」「就学援助」以外については、「制度を知らない」が最も多くなっています。

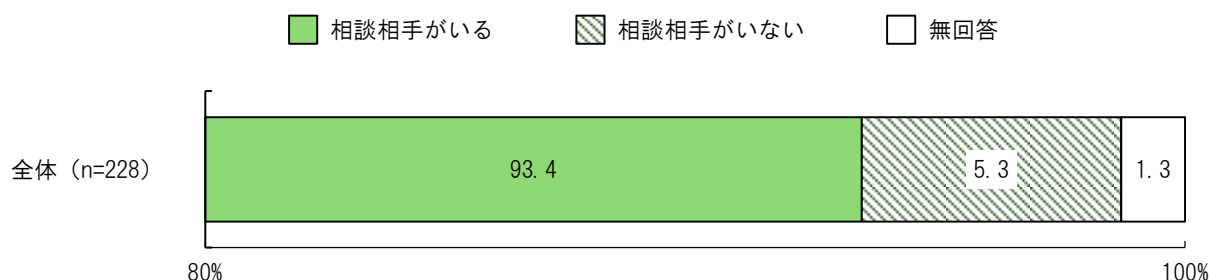
子育てをする上での相談相手の有無については、「相談相手がいる」が9割を超えており、相談する相手・相談したい相手は「親・親族」「配偶者・パートナー」「友人・知人」と続いています。

こどものことについて現在悩んでいることについては、「こどもの教育やしつけ」が最も多く、「教育費やこどもにかかるお金のこと」「進学や受験および就職のこと」が続いています。

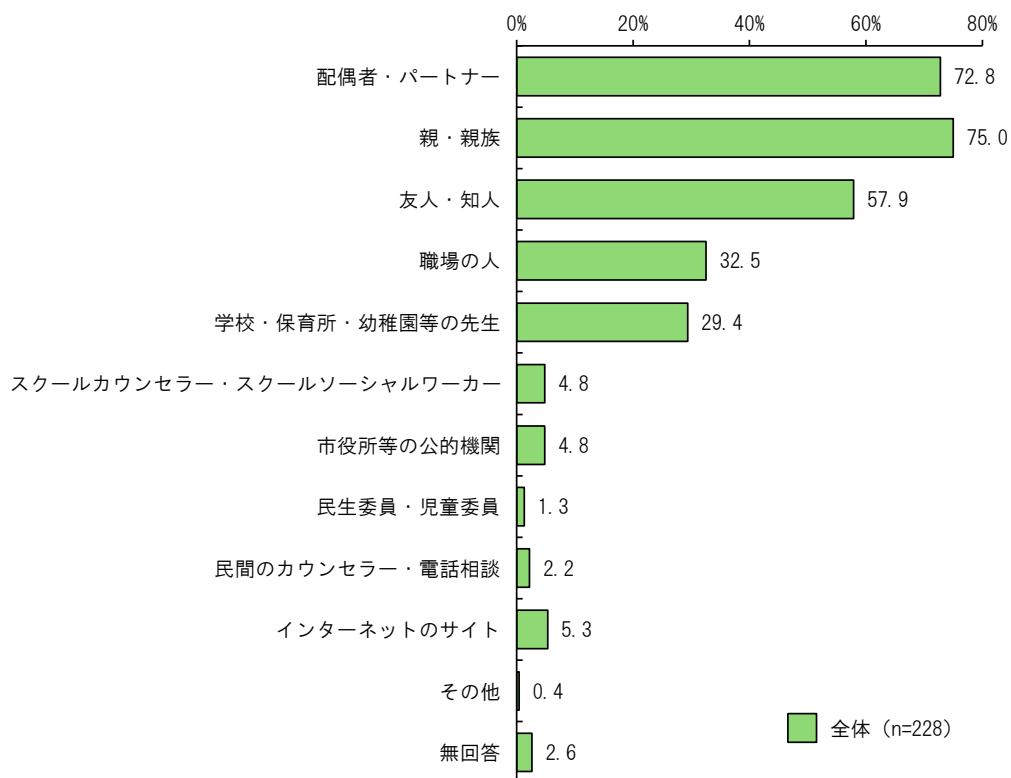
【公的制度や相談機関、支援サービスの利用状況】



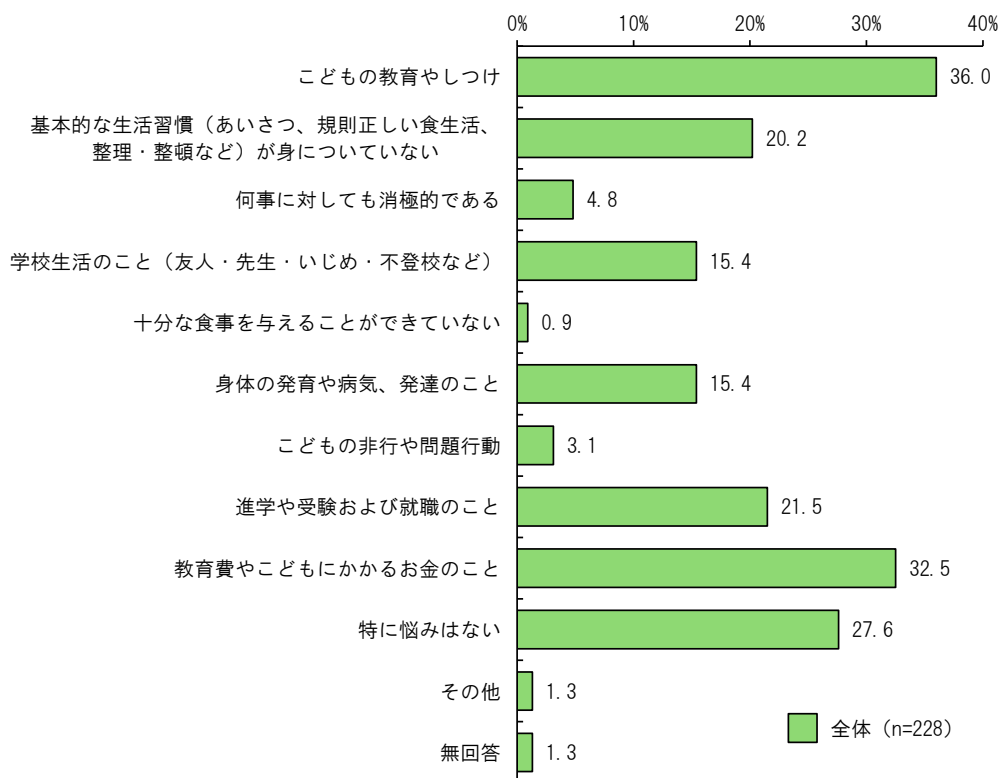
【子育てをする上での相談相手の有無】



【相談する相手・相談したい相手】

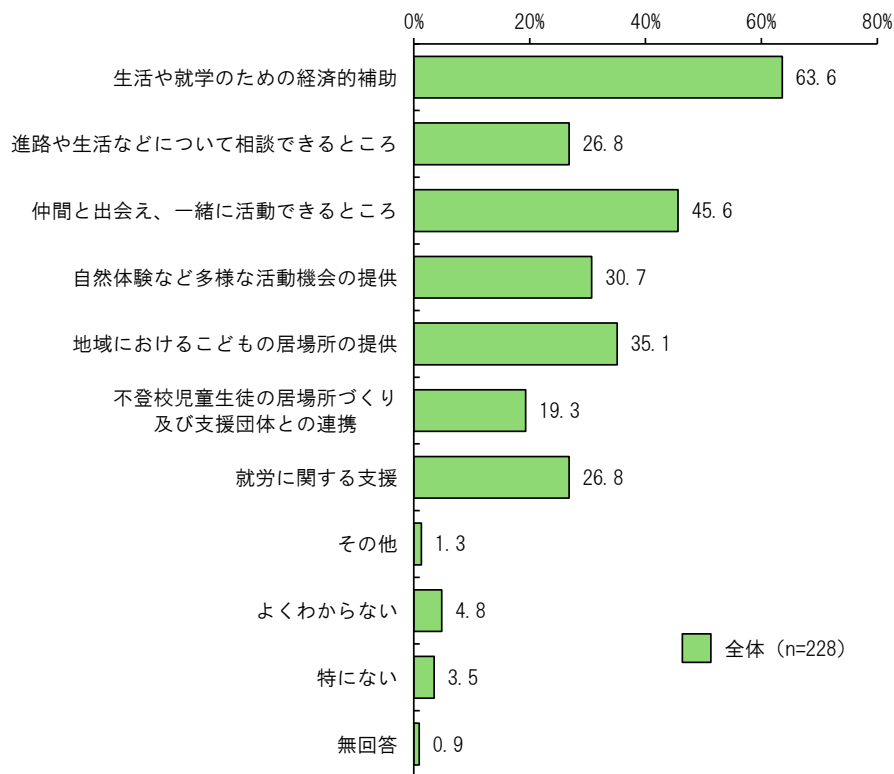


【こどものことについて現在悩んでいること】

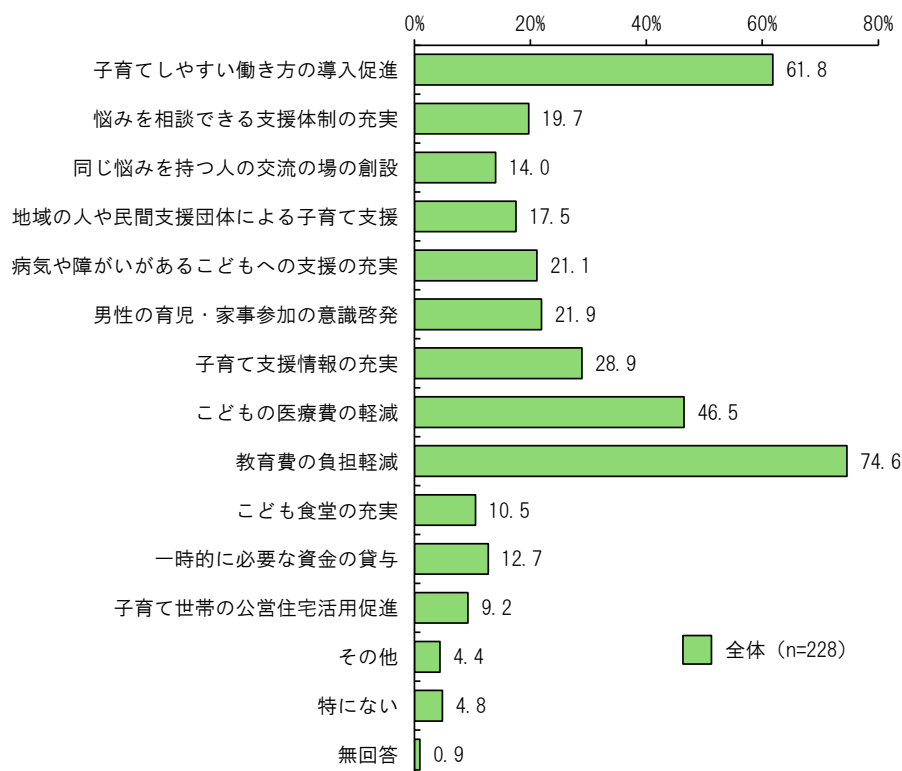


こどもにとって現在または将来的にあるとよい支援については、「生活や就学のための経済的補助」が6割を超えています。また、今後充実を希望する子育て支援サービスでは「教育費の負担軽減」「子育てしやすい働き方の導入促進」「こどもの医療費の軽減」が多くなっています。

【こどもにとって現在または将来的にあるとよい支援】



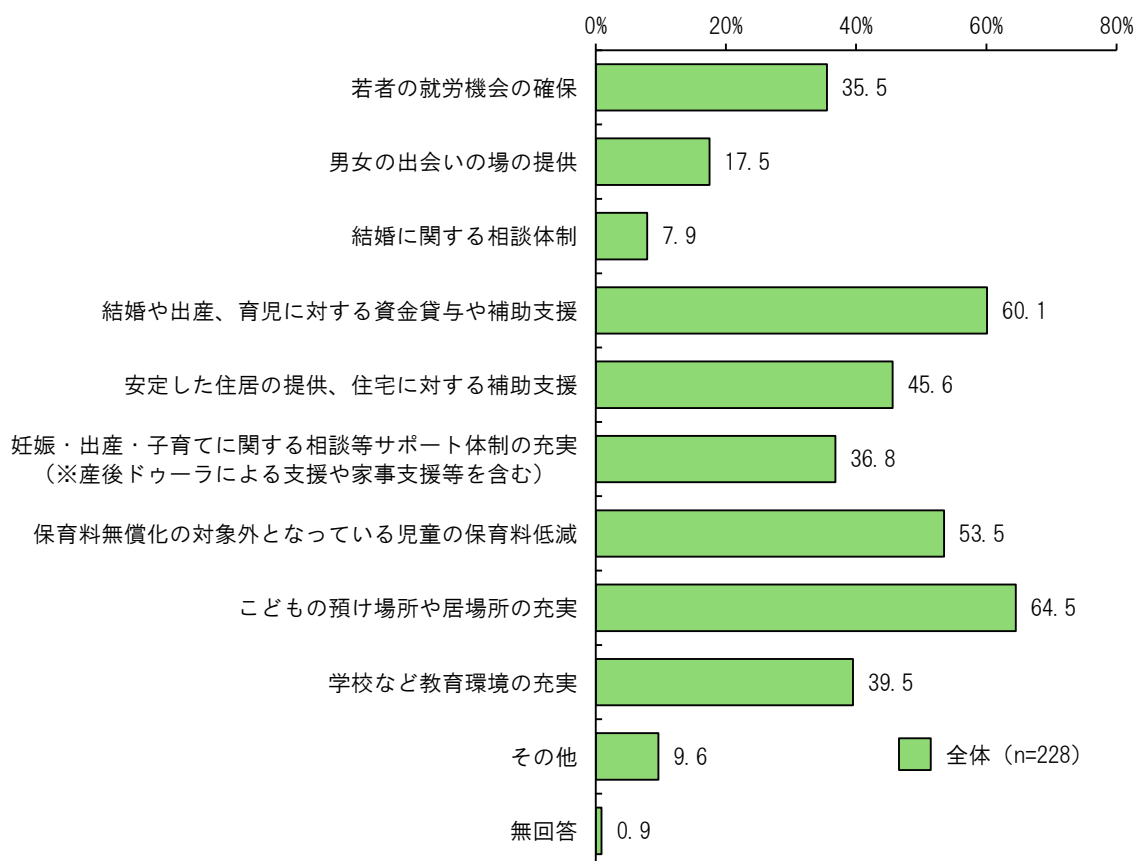
【今後充実を希望する子育て支援サービス】



今後有効と思われる少子化対策については、「こどもの預け場所や居場所の充実」「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」「保育料無償化の対象外となっている児童の保育料低減」が多くなっています。

子育て世帯が経済的なことで悩むことなく、子育てがしやすい環境づくりが求められます。

【今後有効と思われる少子化対策】



■こども・若者の権利について

「こども基本法」「こどもの権利条約」「佐久市こどもの権利条例」の認知度については、はいずれも「聞いたことがない・知らない」が最も多くなっています。また、こどもの権利条約の4つの原則の認知度についても、いずれも「聞いたことがない・知らない」が最も多くなっています。

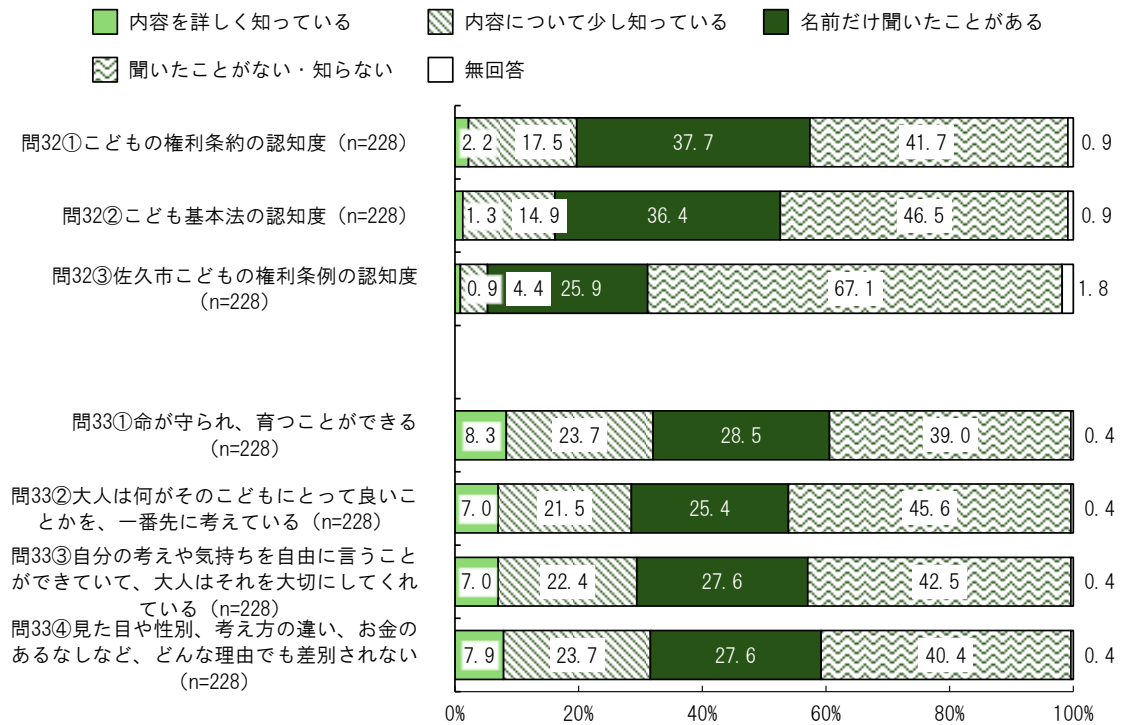
大人がこどもの権利を理解し尊重するためにあるとよい取組については、「親子で参加できるイベント」「SNSの発信」「広報・ホームページでの啓発」が多くなっています。

オレンジリボンの認知度については、「初めて知った」が66.7%と最も多くなっています。

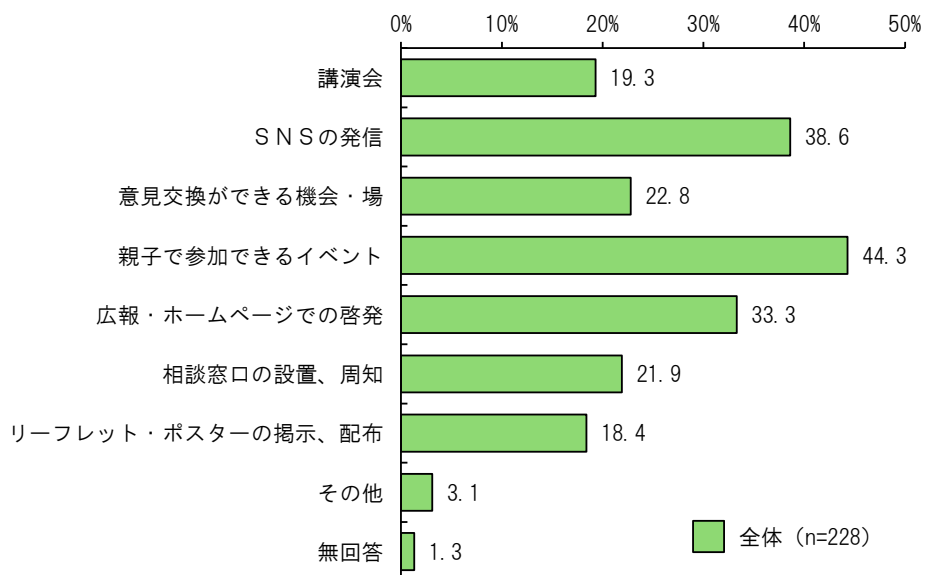
市が最も力を入れるべきことについては、「こども自身がSOSを出しやすい環境整備」「家庭・学校・地域が一丸となってこどもたちを見守り育てる体制づくり」「子育てに関する相談ができる場所の提供」が多くなっています。

こどもの権利や児童虐待についてデジタルを活用した効率的な情報の周知に関する施策を検討するとともに、認知度向上のための適切な情報提供の充実が必要です。

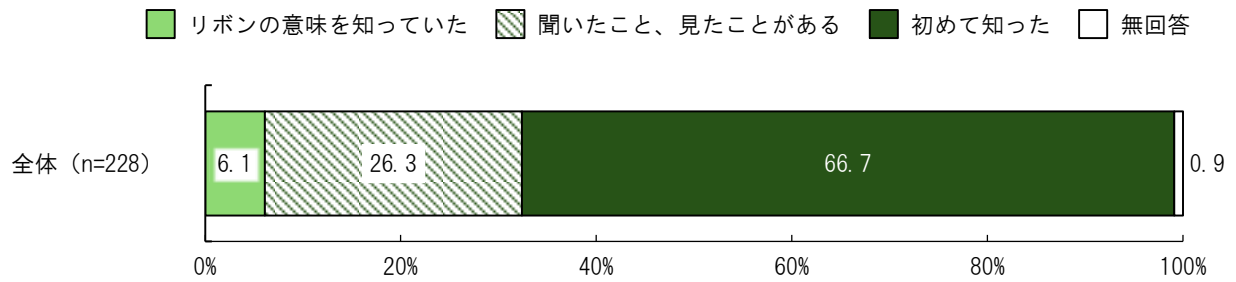
【こども基本法等の認知度、こどもの権利条約の4つの原則の認知度】



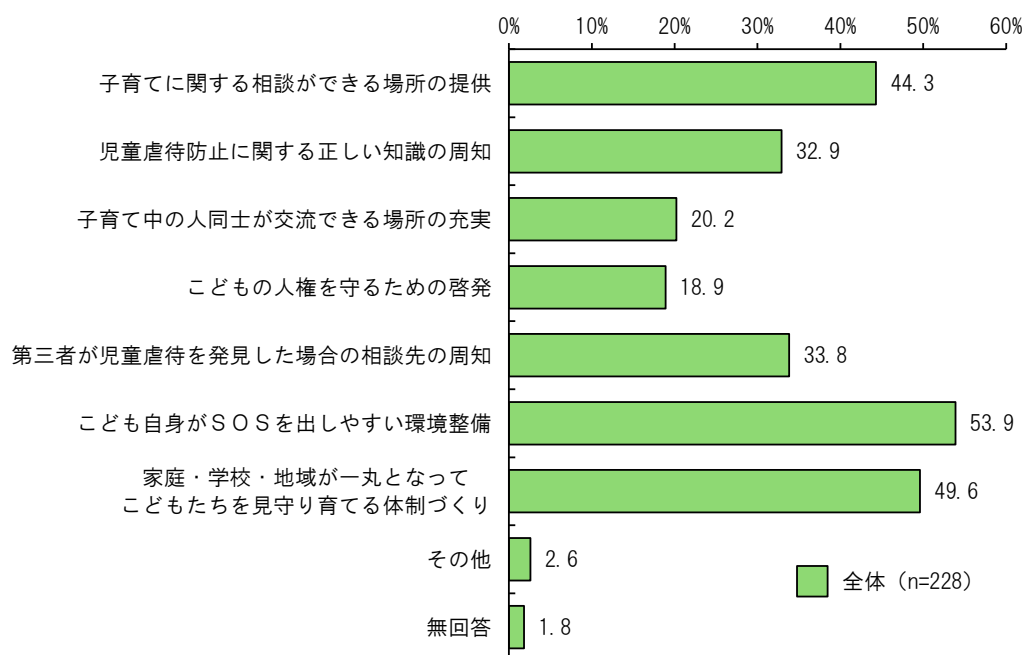
【大人がこどもの権利を理解し尊重するためにあるとよい取組】



【オレンジリボンの認知度】



【市が最も力を入れるべきこと】



関係団体ヒアリング

ア 目的

こどもや子育て当事者の視点に立ったこども施策、子育て支援施策を総合的に推進するための「佐久市こども計画」策定の参考資料とするため実施しました。

イ 対象

こどもや子育てに関わる団体や事業所14団体に送付、9団体より回収

ウ 方法

メールにて依頼し、メールまたはFAXにて回答

エ 期間

令和6年4月1日～令和6年4月12日

オ 内容

【こどもや子育てに関わる団体や事業所】

- ・事業活動
- ・現行計画の達成状況の評価とその理由
- ・「子育て世帯の抱える困難」の傾向とその考えらえる原因、解消するために必要な支援・環境
- ・子育て世帯を支援する立場として心がけていること
- ・活動していく上での課題
- ・事業実施または活動していく上での行政に支援してほしいこと
- ・こども・子育てにおいて支援できること
- ・今後、事業実施または活動していく上で必要と考えている連携や協働
- ・「こどもまんなか社会」の認知度

【団体職員から児童に対しての聞き取り項目】

- ・「こどもまんなか社会」の認知度
- ・こどもの数が減少していることへの対策
- ・こどもたちが暮らしやすくなるために必要なこと
- ・佐久市になってほしい姿

【こどもや子育てに関わる団体や事業所】

問2 現行計画の達成状況
◆ 達成している0件 ◆ 達成に近づいている2件 →切れ目のない支援の実施、育児休暇退所の廃止等施策の実行 ◆ どちらともいえない4件 →「佐久市は育てやすい」と聞いたことがない、評価できる点とそうでない点もある ◆ 達成に近づいていない2件 →こどもを生みにくい、こどものペースではなく親の生活ペースで生活している子が多い ◆ 達成していない1件 →長野県では多子世帯無料となっているが、佐久市では認可外は対象外
問3 「子育て世帯の抱える困難」傾向
◆ 頼れる人・場所がない、地域とのつながりが希薄、核家族化 ◆ メンタルに問題を抱えている、ネグレクト傾向のある家庭の増加 ◆ 預け先の確保が困難（多子家庭は特に）、保育士不足 ◆ ワーク・ライフ・バランスがうまくできない、時間・気持ちの余裕がない ◆ 金銭的に厳しい貧困世帯の増加 ◆ 就労先が限定される、女性のキャリア維持・アップの困難さ
問4 「子育て世帯の抱える困難」原因
◆ 親と同居していない、核家族化、近所づきあいがなく、地域コミュニティが形成しづらい ◆ 育児にはマニュアルがなく、得た情報通りに進まないことによる不安、社会全体で子育てという考えが浸透していない ◆ 預け先の不足 ◆ 長時間労働、共働き等、働きながらの子育て ◆ 金融教育の不足、インフレ・円安等の社会環境の変化 ◆ ジェンダーギャップや、女性のキャリアパスを支える仕組みが不足
問5 「子育て世帯の抱える困難」必要な支援や環境
◆ 地域コミュニティの再構築等、子育てに理解のある環境づくり（悩みや大変さの共有等）、気軽に行ける環境づくり ◆ 保育士の待遇改善・人員確保 ◆ 一時預かりの枠拡大、認可外保育園の範囲拡充 ◆ 子育てに理解のある環境づくり ◆ 金融リテラシーの向上、社会資源の見える化 ◆ 多様な働き方を支援する、女性のキャリアパスについての理解等

※問1はヒアリング団体の事業内容のため掲載省略

問6 子育て世帯を支援する立場として心がけていること
◆ 働く家庭だけでなく、育休、産休、どのような家庭にも平等に保育を提供すること。 ◆ 多様な働き方を考え実行していくこと。キャリアプランとスキルアップの仕組みを作っていくこと。地方で人材を育てていくこと。 ◆ 夕方。日曜祭日に可能な限りお預かりする。 ◆ 傾聴・受容。相談者が孤立することのないような支援。早い時期に社会的資源へつなげる。 ◆ お子さんのためにはこうしてほしいと思うことも、保護者の状況を見ながら、できそうだなと思うことを伝えている（追い詰めない）。 ◆ 「子ども真ん中」。あくまで、その子にとって良いことなのかどうかを基軸にして事業を推進している。 ◆ 預けるだけの場所ではなく、保護者、地域の方と認定こども園と一緒に協力をして、子どもを育てていく場所でありたい。 ◆ 子育てをメディアに任せきりにしないことへの周知、定期的な各家庭との相談、延長保育や一時保育など、保護者に負担がかかりにくい料金計算の仕組み、親子で行事を平日ではなく、できるだけ土曜日に行うようにしている。 ◆ その人らしさを大切にしたいと考えている。様々な人がいて、様々な子供がいるのは当たり前。正解を求めたり、決めたりするのではなく、一緒に考えていくスタンスを心掛けている。
問7 活動していく上での課題
◆ 運営するための資金確保 ◆ 保育士の待遇改善・人員確保
問8 事業実施または活動していく上での行政に支援してほしいこと
◆ 認可保育園と同等の支援を保護者にできるようにしてほしい。 ◆ 助成金等の拡充、協業、 ◆ 行政が行っている具体的な支援内容についての勉強会。 ◆ 保育士や保育園職員の増員、長時間労働の廃止。 ◆ 民間の力を活用し行政とさらに緊密に連携した、環境づくりの政策 ◆ 保育士の紹介、市が主導する各保育所への園児入所調整
問9 こども・子育てにおいて支援できること
◆ 運営するための資金確保 ◆ 保育士の待遇改善・人員確保
問10 活動していく上で必要と考えている連携や協働
◆ 助成金等の拡充等、制度的な支援 ◆ 保育士の待遇改善・人員確保 ◆ 認可保育園と同様に無償化の対象としてほしい

問 11 「こどもまんなか社会」の認知度

- ◆ 助成金等の拡充等、制度的な支援
- ◆ 保育士の待遇改善・人員確保
- ◆ 認可保育園と同様に無償化の対象としてほしい

【団体職員から児童に対しての聞き取り項目】

問 12 「こどもまんなか社会」の認知度

- ◆ 聞いたことがある人 2 人
- ◆ 聞いたことがない人 34 人
- ◆ わからない・不明 45 人

問 13 こどもの数が減少していることへの対策

- ◆ お金がいっぱいあったらいい
- ◆ みんなが早く結婚するようにする
- ◆ お家の人とたくさん遊べる時間や場所を増やす
- ◆ 子育てが大変というイメージをなくしたい

問 14 こどもたちが暮らしやすくなるために必要なこと

- ◆ 雨の日でも体を動かせる場所
- ◆ ご飯を残さず食べる、野菜をよく食べる、よく噛んで食べる
- ◆ お父さんお母さんがいつもいてくれるといい

問 15 佐久市になってほしい姿

- ◆ ずっと住んでいなくなるような楽しいまちづくり
- ◆ 遊ぶ場所、楽しい場所がたくさんある市になってほしい。治安の良い安全な市になってほしい。
- ◆ 安心で平和な町。きれいで、明るい町。
- ◆ 楽しいことがいっぱいあるところ。
- ◆ もっと綺麗な市を作ってほしい。

(8) 各種調査における本市の現状（こども大綱の指標）

アンケート調査を実施し、こども大綱における「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標として掲げられている項目について、本市の現状値を下表にまとめました。下線の項目について国の現状値より低く、施策等の検討により特に改善が求められます。

行政	国		佐久市				
項目	目標	現状	小学生	中学生	高校生	若者	保護者
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 【こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」】	70%	15.7% 2023年	27.5%	25.1%	<u>14.5%</u>	17.3%	15.8%
「生活に満足している」と思うこどもの割合(7点以上の割合) 【OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」】	70%	60.8% 2022年	77.0%	70.7%	<u>58.5%</u>	<u>55.1%</u>	—
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ) 【こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」】	70%	60.0% 2022年	80.6%	72.8%	67.3%	75.2%	—
社会的スキルを身につけているこどもの割合(すぐに友だちができる) 【OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」】	80%	74.2% 2022年	82.0%	<u>66.0%</u>	<u>59.7%</u>	<u>61.7%</u>	—
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 【こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」】	90%	84.1% 2022年	85.6%	86.9%	<u>76.7%</u>	<u>81.3%</u>	—
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 【こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」】	現状維持	97.1% 2022年	99.1%	100.0%	99.4%	99.1%	—

行政	国		佐久市				
項目	目標	現状	小学生	中学生	高校生	若者	保護者
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合 【こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」】	70%	51.5% 2022年	—	73.3%	69.2%	60.3%	—
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 【こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」】	70%	20.3% 2023年	44.6%	26.2%	<u>20.1%</u>	20.6%	—
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 【こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」】	80%	66.4% 2022年	89.2%	82.2%	69.8%	66.4%	—
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合(佐久市の将来) 【こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」】	55%	31.0% 2018年	61.7%	46.6%	37.7%	43.5%	—
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 【こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」】	70%	27.8% 2023年	—	—	—	—	<u>27.2%</u>
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合 【国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成】	90%	83.1% 2022年	—	—	—	—	80.3%

3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっています。

本市の教育・保育事業は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、第二期に引き続き、子ども・子育て支援法の基本指針に基づく教育・保育提供区域を7行政ブロックに設定します(幼稚園は除きます。)

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。公共施設や保育所、認定こども園、児童館等において、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。

子ども・子育て支援法に基づき、本計画では教育・保育事業等の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(=どのくらいの需要があるか)と、それに対応する「確保方策」(=いつ・どのくらい供給するか:提供体制の確保の内容とその時期)について定めることとしています。

ただし、個人のニーズに応じ、広域的に利用ができるように、市全体を一区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します。

【本市における教育・保育提供区域】



【教育・保育の区域設定】

事業名	区域設定にあたっての理由	区域
1号認定 (幼稚園部分)	現在の市内幼稚園の利用実態は、中学校区を超えての利用が一般的です。 また、中学校区で区域を設定した場合、幼稚園が存在しない区域もあることから、市全域を1区域として設定します。	市全域
2号認定・3号認定 (保育所部分)	保育所利用者については、自宅から施設等への移動の利便性や生活圏を考慮し、中学校区の7区域として設定します。 これにより、地域ごとの特性や局地的な需要の増減にもきめ細かい対応が可能となります。	7区域 (中学校区)

【地域子ども・子育て支援事業別の区域設定】

事業名	区域設定にあたっての理由	区域
延長保育事業	保育所、認定こども園及び小規模保育事業所において提供する事業であるため、保育提供区域と同様に設定します。	7区域 (中学校区)
一時預かり事業	保護者の通院や不定期の就労及び子育てに伴う負担軽減等のための一時的な利用であることから、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
病児・病後児保育事業	現在、市内一か所ずつで実施しており、現在の実施状況を勘案して市全域を1つの区域として設定します。	市全域
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を養育する事業です。市全域を1つの区域として設定します。	市全域
ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	市全域を1つの区域として設定します。 ※国が示すファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)は、育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)を会員として、住民相互援助を支援する事業で、こどもの軽い病気時等の預かりや送迎なども実施する内容です。	市全域
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	本市では、放課後児童健全育成の主要施策として、自由来館制の児童館を各小学校区に原則1施設ずつ整備し、児童館の利用を希望しない児童について、民設の放課後児童クラブが対応していることから、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
利用者支援事業	全ての子育て支援サービスの利用調整、情報集約等を広域的に実施するため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
地域子育て支援拠点事業	現在の利用状況が、居住地域以外での利用も一般的になっていることから、市全域を1つの区域として設定します。 実施場所：公設 5か所、民設 2か所	市全域
妊婦一般健康診査事業	希望する医療機関にて受診する事業であり、細かな区域設定に馴染まないため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
養育支援訪問事業	市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であるため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	市より担当職員が対象者の居宅に訪問する事業であるため、市全域を1つの区域として設定します。	市全域

(2) 量の見込みと確保の方策

【量の見込みの考え方】

量の見込みの算定にあたっては、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき、ニーズ調査結果から算出した利用意向に推計される児童数を乗じた数値や本市の利用実績とその伸び率を勘案して、各事業の量の見込みを補正のうえ、算定しました。

【本計画期間における推計児童数】

直近5年間の住民基本台帳の人口をベースにした、本計画の計画期間における推計児童数は下表のとおりです。

推計の手法は、より正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法※」を使用しています。

<本計画期間における推計児童数>

年齢	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	562	591	585	579	574	567
1歳	659	574	605	598	592	587
2歳	716	672	586	617	610	604
3歳	774	726	682	595	627	620
4歳	781	789	740	695	607	639
5歳	751	787	796	746	701	612
6歳	876	772	809	818	767	721
7歳	819	888	782	820	830	778
8歳	873	820	889	783	821	831
9歳	824	877	824	893	787	825
10歳	900	826	879	826	895	789
11歳	868	901	827	880	827	896
12歳	878	870	903	829	882	829
13歳	926	879	871	904	830	883
14歳	854	932	885	876	910	835
15歳	868	852	930	883	874	908
16歳	887	871	854	933	885	877
17歳	943	890	874	857	936	888
0～2歳	1,937	1,837	1,776	1,794	1,776	1,758
3～5歳	2,306	2,302	2,218	2,036	1,935	1,871
就学前計	4,243	4,139	3,994	3,830	3,711	3,629
6～8歳	2,568	2,480	2,480	2,421	2,418	2,330
9～11歳	2,592	2,604	2,530	2,599	2,509	2,510
小学生計	5,160	5,084	5,010	5,020	4,927	4,840
12～14歳	2,658	2,681	2,659	2,609	2,622	2,547
15～17歳	2,698	2,613	2,658	2,673	2,695	2,673
中高生計	5,356	5,294	5,317	5,282	5,317	5,220
合計	14,759	14,517	14,321	14,132	13,955	13,689

※コーホート変化率法：過去における実際の人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

ア 教育・保育事業

1号認定【幼稚園】

・1号認定:保育の必要性のない学校教育意向がある満3歳以上の小学校就学前児童

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

近年の利用状況を見ると、令和5年度の減少が大きいため、令和7年度から令和11年度の3-5歳の人口推計のそれぞれに、過去3年間（令和2年度から令和4年度）の3-5歳の人口における1号認定の割合の平均を乗じて、量の見込みを算定しています。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

幼稚園による学校教育を望む1号認定については、現在、市内で運営されている5幼稚園の現在の利用定員数により、将来における量の見込みを確保できる状況となっています。また、ニーズは減少していくと考えられますが、設定にあたっては幼稚園の新制度への移行を各年度で一定数見込んで算定しました。

今後は、幼稚園から認定こども園への移行を促し、適宜、見直しを行っていきます。

<市内全域>

(単位:人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	725	744	782	737

(単位:人)	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	722	696	639	623	620
②確保方策 (特定教育・保育施設)	722	696	639	623	620
差(②-①)	0	0	0	0	0

2号認定【認定こども園及び保育所】（3～5歳児）

- ・ 2号認定：保育の必要性の認定を受ける満3歳以上の小学校就学前児童

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

市内全域の見込み量については、第二期計画期間における地区別の実績値を踏まえ、各地区の3～5歳児の人口推計に、過去4年間（令和2年度から令和5年度）の3-5歳人口における2号認定の割合を乗じた数値の積み上げにより算出しています。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

ニーズに対して提供できる施設が確保できる見込みですが、利用希望者の動向や地域の実情等を考慮した民間事業者の保育事業への参入等、保育事業を取り巻く状況の変化に対しては、保育所の統廃合や利用定員の変更などにより、需給のバランスを保つ必要があります。

<市内全域>

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	1,680	1,706	1,610	1,638

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		1,676	1,689	1,664	1,628	1,594
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	1,694	1,694	1,662	1,643	1,625
	企業主導型 保育事業	3	3	3	3	3
	計	1,697	1,697	1,665	1,646	1,628
差(②-①)		21	8	1	18	34

<浅間地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	492	518	487	518

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	518	522	518	518	518
②確保方策 (特定教育・保育施設)	518	518	518	518	518
差(②-①)	0	▲4	0	0	0

<中込地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	259	255	238	238

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	265	271	277	263	250
②確保方策 (特定教育・保育施設)	272	272	272	264	256
差(②-①)	7	1	▲5	1	6

<野沢地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	369	363	349	344

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	344	337	330	323	316
②確保方策 (特定教育・保育施設)	344	344	330	325	320
差(②-①)	0	7	0	2	4

<東地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	128	128	127	137

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	137	134	132	129	126
②確保方策 (特定教育・保育施設)	137	137	134	133	132
差(②-①)	0	3	2	4	6

<臼田地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	208	220	194	209

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	202	213	206	200	194
②確保方策 (特定教育・保育施設)	213	213	208	206	204
差(②-①)	11	0	2	6	10

<浅科地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	106	108	113	103

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	103	106	103	100	98
②確保方策 (特定教育・保育施設)	106	106	103	102	102
差(②-①)	3	0	0	2	4

<望月地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	118	114	102	89

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	107	106	98	95	92
②確保方策 (特定教育・保育施設)	107	107	100	98	96
差(②-①)	0	1	2	3	4

3号認定【0歳児】

・3号認定:保育の必要性の認定を受ける3歳未満児の小学校就学前児童

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

市内全域の見込み量については、第二期計画期間における地区別の実績値を踏まえ、各地区の0歳児の人口推計に、過去4年間(令和2年度から令和5年度)の0歳人口における3号認定の割合を乗じた数値の積み上げにより算出しています。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

こどもの数は減少していく見込みですが、女性の就業率や核家族世帯の増加から、0歳児の保育ニーズの増加が予想されます。

ニーズに対して提供できる施設が確保できる見込みですが、利用希望者の動向や地域の実情等も考慮した民間事業者の保育事業への参入や老朽化した保育所の統廃合、幼稚園の認定こども園への移行等により、保育所等入所定員の適正化のため調整を行い、需給のバランスを保つ必要があります。

<市内全域>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	178	206	197	191

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	191	192	190	189	188
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	185	185	185	185
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	6	6	6	6
	企業主導型 保育事業	1	1	1	1
	計	192	192	192	192
差(②-①)	1	0	2	3	4

<浅間地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	57	57	57	60

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	57	58	59	59	59
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	50	50	50	50
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	10	10	10	10
	企業主導型 保育事業	1	1	1	1
	計	61	61	61	61
差(②-①)	4	3	2	2	2

<中込地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	32	25	29	30

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	27	27	27	27	27
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	30	30	30	30
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	30	30	30	30
差(②-①)	3	3	3	3	3

<野沢地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	34	33	27	37

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	36	36	35	34	34
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	37	37	37	37
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	1	1	1	1
	計	38	38	38	38
差(②-①)	1	1	2	3	3

<東地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	11	23	14	11

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	11	11	11	11	10
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	11	11	11	11
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	11	11	11	11
差(②-①)	0	0	0	0	1

<臼田地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	32	39	41	31

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	31	31	30	30	31
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	31	31	31	31
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	31	31	31	31
差(②-①)	0	0	1	1	0

<浅科地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	9	15	15	14

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	15	15	15	15	15
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	11	11	11	11
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	11	11	11	11
差(②-①)	4	4	4	4	4

<望月地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	3	14	14	8

(単位:人)	2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み	14	14	13	13	12
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	10	10	10	10
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0
	計	10	10	10	10
差(②-①)	▲4	▲4	▲3	▲3	▲2

3号認定【1歳児】

・3号認定:保育の必要性の認定を受ける3歳未満児の小学校就学前児童

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

市内全域の見込み量については、第二期計画期間における地区別の実績値を踏まえ、各地区の1歳児の人口推計に、過去4年間（令和2年度から令和5年度）の1歳人口における3号認定の割合を乗じた数値の積み上げにより算出しています。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

こどもの数は減少していく見込みですが、入所児童数は増加傾向にあります。今後さらに女性の就業率の増加が見込まれることから、1歳児の入所希望の増加も予測されます。

ニーズに対して提供できる施設が確保できる見込みですが、利用希望者の動向や地域の実情等も考慮した民間事業者の保育事業への参入や老朽化した保育所の統廃合、幼稚園の認定こども園への移行等により、保育所等入所定員の適正化のため調整を行い、需給のバランスを保つ必要があります。

<市内全域>

(単位:人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	303	328	344	319

(単位:人)	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	362	361	363	356	356
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	311	311	311	311
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	32	32	32	32
	企業主導型 保育事業	19	19	19	19
	計	362	362	362	362
差(②-①)	0	1	▲1	6	6

<浅間地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		104	104	103	103	103
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	53	53	53	53	53
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	32	32	32	32	32
	企業主導型 保育事業	19	19	19	19	19
	計	104	104	104	104	104
差(②-①)		0	0	1	1	1

<中込地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		50	50	50	50	50
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	50	50	50	50	50
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	50	50	50	50	50
差(②-①)		0	0	0	0	0

<野沢地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		60	60	61	60	60
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	60	60	60	60	60
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	1	1	1	1	1
	計	61	61	61	61	61
差(②-①)		1	1	0	1	1

<東地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		33	32	32	30	30
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	30	30	30	30	30
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	30	30	30	30	30
差(②-①)		▲3	▲2	▲2	0	0

<臼田地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		63	63	65	63	63
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	65	65	65	65	65
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	65	65	65	65	65
差(②-①)		2	2	0	2	2

<浅科地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		26	26	26	25	25
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	26	26	26	26	26
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	26	26	26	26	26
差(②-①)		0	0	0	1	1

<望月地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		26	26	26	25	25
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	26	26	26	26	26
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	26	26	26	26	26
差(②-①)		0	0	0	1	1

3号認定【2歳児】

・3号認定:保育の必要性の認定を受ける3歳未満児の小学校就学前児童

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

市内全域の見込み量については、第二期計画期間における地区別の実績値を踏まえ、各地区の2歳児の人口推計に、過去4年間（令和2年度から令和5年度）の2歳人口における3号認定の割合を乗じた数値の積み上げにより算出しています。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

こどもの数は減少していく見込みですが、入所児童数は増加傾向にあります。今後さらに女性の就業率の増加が見込まれることから、2歳児の入所希望の増加も予測されます。

ニーズに対して提供できる施設が確保できる見込みですが、利用希望者の動向や地域の実情等も考慮した民間事業者の保育事業への参入や老朽化した保育所の統廃合、幼稚園の認定こども園への移行等により、保育所等入所定員の適正化のため調整を行い、需給のバランスを保つ必要があります。

<市内全域>

(単位:人)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	397	379	385	407

(単位:人)	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	419	422	418	417	417
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	368	368	368	368
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	32	32	32	32
	企業主導型 保育事業	19	19	19	19
	計	419	419	419	419
差(②-①)	0	▲3	1	2	2

<浅間地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		125	126	125	126	126
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	74	74	74	74	74
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	32	32	32	32	32
	企業主導型 保育事業	19	19	19	19	19
	計	125	125	125	125	125
差(②-①)		0	▲1	0	▲1	▲1

<中込地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		58	58	60	58	58
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼稚園等)	58	58	58	58	58
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	58	58	58	58	58
差(②-①)		0	0	▲2	0	0

<野沢地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		80	82	80	80	80
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	80	80	80	80	80
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	80	80	80	80	80
差(②-①)		0	▲2	0	0	0

<東地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		40	40	40	40	40
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	40	40	40	40	40
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	40	40	40	40	40
差(②-①)		0	0	0	0	0

<臼田地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		68	68	67	67	67
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	68	68	68	68	68
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	68	68	68	68	68
差(②-①)		0	0	1	1	1

<浅科地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		26	26	25	25	25
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	26	26	26	26	26
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	26	26	26	26	26
差(②-①)		0	0	1	1	1

<望月地区>

(単位:人)		2025 年度 令和7年度	2026 年度 令和8年度	2027 年度 令和9年度	2028 年度 令和10年度	2029 年度 令和11年度
①量の見込み		22	22	21	21	21
② 確 保 方 策	特定教育・ 保育施設 (保育園・幼保園等)	22	22	22	22	22
	特定地域型 保育事業 (小規模保育事業)	0	0	0	0	0
	企業主導型 保育事業	0	0	0	0	0
	計	22	22	22	22	22
差(②-①)		0	0	1	1	1

イ 地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業（子育て支援課）

保護者の就労時間や家庭の事情等により、保育所において通常の保育時間を越え、保育を必要とする園児に対して、保育を実施する事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第二期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の平均を、令和7年度は令和5年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

地区別の見込み量の算出においては、市内全域同様に、第二期の計画期間における地区別の利用実績の伸び率の平均を算出しています。ただし、第二期の計画期間における利用実績の増減がみられる場合は、伸び率の計算からその年度の実績を除いた補正や、市内全域の伸び率を用いて補正を行い、量の見込みを算出しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

令和5年度において、本市では、25園（公立15保育所、私立9保育所、私立1認定こども園）全ての園で延長保育が実施され必要量が確保できていることから、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

<市内全域> 年間延べ利用者数

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	254,075	259,110	237,424	264,546

（単位：人）	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	268,136	271,772	275,457	279,192	282,977
②確保方策	268,136	271,772	275,457	279,192	282,977
差(②-①)	0	0	0	0	0

<浅間地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	83,065	92,532	81,746	91,263

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	92,079	93,327	94,592	95,875	97,175
②確保方策	92,079	93,327	94,592	95,875	97,175
差(②-①)	0	0	0	0	0

<中込地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	36,182	36,804	34,100	37,298

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	38,137	38,654	39,178	39,709	40,248
② 確保方策	38,137	38,654	39,178	39,709	40,248
差(②-①)	0	0	0	0	0

<野沢地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	56,611	50,652	48,175	50,512

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	54,398	55,136	55,884	56,641	57,409
②確保方策	54,398	55,136	55,884	56,641	57,409
差(②-①)	0	0	0	0	0

<東地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	10,401	9,623	9,010	11,038

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	10,584	10,728	10,873	11,021	11,170
②確保方策	10,584	10,728	10,873	11,021	11,170
差(②-①)	0	0	0	0	0

<臼田地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	43,086	46,061	42,697	50,648

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	48,202	48,856	49,518	50,190	50,870
②確保方策	48,202	48,856	49,518	50,190	50,870
差(②-①)	0	0	0	0	0

<浅科地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	11,645	12,476	10,859	12,751

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	12,607	12,778	12,952	13,127	13,305
②確保方策	12,607	12,778	12,952	13,127	13,305
差(②-①)	0	0	0	0	0

<望月地区>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	13,085	10,962	10,837	11,036

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	12,129	12,293	12,460	12,629	12,800
②確保方策	12,129	12,293	12,460	12,629	12,800
差(②-①)	0	0	0	0	0

一時預かり事業（子育て支援課）

保護者の疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所等において、児童を一時的に預かる事業および幼稚園・認定こども園において、在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

幼稚園型の一時預かりについては、第二期の計画期間における本市の利用実績の差分の平均を、令和7年度は令和5年度の実績値に、以降は前年の推計値を加えて、量の見込みを算定しました。

また、幼稚園型を除いた一時預かりについては、令和2年度から3年度にかけては減少しているものの、令和3年度以降は増加の傾向にあることから、令和3年度と4年度の伸び率を推計の伸び率として使用し、量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

幼稚園型の一時預かり事業は、十分な利用枠を確保できる体制が整っており、今後も利用者の多様なニーズに対応するため、事業の充実に努めます。

幼稚園型を除く一時預かり事業は、既存施設の空き室等を活用することで、量の見込みを確保し、利用者のニーズに対応していきます。

<市内全域・幼稚園型> 年間延べ利用者数

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	49,037	49,617	47,618	33,085

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	47,563	46,870	46,187	45,514	44,851
② 確保方策	47,563	46,870	46,187	45,514	44,851
差(②-①)	0	0	0	0	0

<市内全域・幼稚園型を除く>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	3,589	2,322	2,439	2,774

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	2,915	3,064	3,220	3,384	3,556
② 確保方策	2,915	3,064	3,220	3,384	3,556
差(②-①)	0	0	0	0	0

病児・病後児保育事業（子育て支援課）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期に至らない児童（病児）や回復期の児童（病後児）を保育所等の専用のスペースで一時的に預かる事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第二期の計画期間における本市の利用実績の伸び率の変動が大きいため、令和3年度～令和5年度までの利用実績の伸び率の平均を、令和7年度は令和5年度の実績値に、以降は前年の推計値に伸び率の平均を乗じて、量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

現状の提供量で、将来必要となる量の見込みは確保できます。

ニーズは今後も増えていくと考えられるため、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を整えていきます。

<市内全域> 年間延べ利用者数

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	69	193	174	206

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
① 量の見込み	213	221	229	237	245
② 確保方策	213	221	229	237	245
差(②-①)	0	0	0	0	0

子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第二期の計画期間における本市の利用実績の利用実績の増加が大きいため、令和5年度の実績値、及び令和6年度52人と増加傾向にあることを踏まえ、60人として量の見込みとして算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

現在2施設と委託契約を締結しています。現在の体制で量の見込みを確保できますが、計画期間中の利用実績を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

なお、本市では、夜間養護等を行う子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実施はしていませんが、計画期間中のニーズの変化があった場合は、必要に応じて実施について検討を行います。

<市内全域> 年間延べ利用者数

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	0	0	4	46

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保方策	60	60	60	60	60
差(②-①)	0	0	0	0	0

ファミリー・サポート事業（佐久市社会福祉協議会） ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（子育て支援課）
--

地域住民の支え合い助け合いによって、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方を会員とした住民相互援助活動を支援する事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第二期の計画期間における本市の利用実績の増加が大きいこと、令和7年度から事業主体を佐久市社会福祉協議会から佐久市へ移行することによる事業拡大等も踏まえ、量の見込みとして算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

令和7年度から事業主体を佐久市社会福祉協議会から佐久市へ移行することによる事業拡大等も踏まえ、支援会員の育成・確保促進を支援し、量の見込みと同数程度を確保します。

<市内全域> 年間延べ利用者数

（単位：人）	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	45	124	140	361

（単位：人）	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
①量の見込み	400	500	600	800	1,000
②確保方策	400	500	600	800	1,000
差(②-①)	0	0	0	0	0

※佐久市社会福祉協議会による「ファミリー・サポート事業」から市による「ファミリー・サポート・センター事業」への変更を予定しています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して児童の健全育成を図る事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

近年の利用状況を見ると、年度ごとの増減の幅が大きいため、第二期の計画期間における令和4年度と令和5年度の利用実績の伸び率（1.04）に令和5年度の実績値を乗じて令和6年度の見込みを算定し、以降同様に令和11年度までの量の見込みを算定しました。

学年別の見込み量の算定にあたっては、全体の見込み量に対して、第二期計画期間における各学年の構成比の平均を乗じて算出しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

本市は全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

放課後児童クラブは2団体が実施しており児童クラブ数に変化はありませんが、登録児童数が増えている状況にあります。

量の見込みに対して、両児童クラブの受け入れ可能者数によると現状の体制で対応可能と想定しています。

<市内全域> 登録者数

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	50	45	51	53

（単位：人）	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	57	59	61	63	66
1年生	13	14	14	15	16
2年生	13	14	14	15	15
3年生	10	10	10	10	11
4年生	9	9	9	10	10
5年生	6	6	7	7	7
6年生	6	6	7	6	7
②確保方策	72	72	72	72	72
差(②-①)	15	13	11	9	6

利用者支援事業・基本型（子育てなんでも相談室）（子育て支援課）
 利用者支援事業・こども家庭センター型（すこやか相談室）（健康づくり推進課・子育て支援課）

こども及びその保護者が暮らす地域子育て支援拠点等の身近な場所、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

<量の見込みと確保方策にあたっての考え方>

基本型である「子育てなんでも相談室」では、相談しやすく、子育て親子が集まりやすい「つどいの広場」の1箇所に専門の相談員を配置し、個別ニーズに応じた具体的な情報提供や相談支援、必要なサービスなどを円滑に受けることができるよう、利用者に寄り添う支援を行っています。また、毎週土・日（年末年始を除く）も開設しています。

こども家庭センター型の「すこやか相談室」は、保健センター及び臼田、浅科、望月の各支所に設置し、保健師等の専門職を配置して市役所の開庁日と合わせ月曜日から金曜日に開設しています。

令和8年度より、保健センター及び臼田、浅科、望月の各支所にある相談室を「子ども・子育て支援拠点施設」に移設し、保護者のニーズに応えることができるワンストップ相談体制を整えていきます。

（単位：か所）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	5	5	5	5

（単位：か所）	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	5	2	2	2	2
②確保方策	5	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
地域子育て 相談機関	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭 センター型	4	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

第二期の計画期間における令和3年度から令和5年度までの利用実績の伸び率の平均（1.1）に令和5年度の実績値を乗じて令和6年度の見込みを算定し、以降同様に令和11年度までの量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

5箇所のつどいの広場と2箇所の保育所において実施する現在の体制で量の見込みを確保できますが、計画期間中の利用実績を踏まえ、必要に応じて実施場所の検討など見直しを行います。

<市内全域> こどもの月間延べ利用者数

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	1,018	783	861	948

（単位：人）	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	1,146	1,260	1,386	1,524	1,676
②確保方策	1,146	1,260	1,386	1,524	1,676
差(②-①)	0	0	0	0	0

妊婦一般健康診査事業（健康づくり推進課）

妊婦一般健康診査は、母子保健法に基づき、妊娠中の定期的な健康診査により、母子の健康増進、妊婦の生活改善を目的として行われます。その標準実施全14回の受診費用を公費により助成し、経済的負担を図る事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

母子健康手帳の発行数と計画期間内における0歳児人口の推計値から量の見込みとして算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

医師会との委託契約により現状の実施体制を維持し、量の見込みを確保します。

<市内全域> 年間対象者数

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	723	725	653	606

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
①量の見込み	558	552	546	542	535
②確保方策	558	552	546	542	535
差(②-①)	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）（健康づくり推進課・子育て支援課）

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる世帯などに対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

0 歳児の第二期計画期間内の出生数に占める平均実績と計画期間内における 0 歳児人口の推計値を乗じて量の見込みを算定しました。産後ケア事業により支援を行う対象者は除きます。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

養育支援訪問事業については、保健師等による養育に関する相談、指導、助言により、全ての要支援者への支援体制を確保します。

<市内全域> 年間対象者数

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	96	91	95	98

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
①量の見込み	84	83	82	82	81
②確保方策	84	83	82	82	81
差(②-①)	0	0	0	0	0

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課）

乳児の健やかな発育発達のため、生後4か月以内のお子さんのいるご家庭全世帯に対し、保健師・助産師が訪問指導を実施します。また、産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を行い、子育ての孤立を防ぐ事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

全ての乳児のいる家庭に訪問を実施するため、第二期計画期間内の実績値の平均減少率に計画期間内における0歳児人口の推計値を乗じて量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

市保健師等の訪問により現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。

<市内全域> 延訪問者数

（単位：人）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	731	686	647	580

（単位：人）	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	548	542	537	532	525
②確保方策	548	542	537	532	525
差(②-①)	0	0	0	0	0

妊婦等包括相談支援事業（健康づくり推進課）

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

妊娠届数の見込み（産婦数の見込み）に1組当たり面談回数を乗じて量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

面談により現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。

<市内全域>

(単位:回)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	1,464	1,422	1,294	1,716

(単位:回)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
①量の見込み	1,623	1,605	1,590	1,575	1,554
②確保方策	1,623	1,605	1,590	1,575	1,554
差(②-①)	0	0	0	0	0

産後ケア事業（健康づくり推進課）

出産後等の母子に対し、医療機関等に宿泊・通所または自宅へ訪問し、助産師による心身のケアや育児のサポート等を受けることで、安心して自宅での生活ができるよう支援するための事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

利用産婦数の見込みに令和2年度から令和5年度までの平均利用日数を乗じて量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

支援を必要とする母子に対して、現状の体制を維持し、量の見込みを確保します。

<市内全域>

(単位:人)	2020 年度 令和2年度	2021 年度 令和3年度	2022 年度 令和4年度	2023 年度 令和5年度
①実績値	127	230	201	290

(単位:人)	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
①量の見込み	202	200	198	196	194
②確保方策	202	200	198	196	194
差(②-①)	0	0	0	0	0

子育て世帯訪問支援事業（子育て支援課）

対象家庭を訪問し、家事支援育児、養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を包括的に実施する事業です。

<量の見込みの算定にあたっての考え方>

市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、要保護児童及び要支援児童等のうち、各年度における本事業の利用が望ましい世帯数及び0～17歳の推計児童数を勘案し、量の見込みを算定しました。

<確保方策の設定にあたっての考え方>

令和9年度からを目標として、対象世帯15世帯に平均利用日数12日を乗じた日数分（180日）を確保します。

<市内全域>

※新規事業のため、実績なし

（単位：人日）	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度
①実績値	—	—	—	—

（単位：人日）	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	177	175	172	170	167
②確保方策	0	0	180	180	180
差(②-①)	▲177	▲175	8	10	13

4 こども・子育てにかかる課題

アンケート調査結果やこれまで取り組んできた「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」の施策を踏まえ、主として以下の4つの課題をまとめました。

【こども・若者の権利の周知】

こども・若者の権利に関する法令等やその内容の認知度が低いため、普及啓発、適切な情報提供方法を検討する必要があります。

【こども・若者の安心の確保】

市が最も力を入れるべきこととして「こども・若者自身がSOSを出しやすい環境整備」が求められており、こども政策に関して意見を聞いてもらえると感じていないこども・若者が多いことから、声を上げやすい環境づくりと、幅広い意見収集の方法も併せて検討する必要があります。

また、居場所を充実させることにより孤独を感じるこども・若者の割合を減らし、気軽に相談できる環境づくりをより一層推進していく必要があります。

【こども・若者の生きづらさの緩和】

生きづらさを感じるかについて、小学生では「ある」が17.6%ですが、19歳以上では5割近くとなり、年齢が上がるにつれてその割合も大きくなっています。生きづらさを緩和する施策をより一層推進していく必要があります。

また、支援の対象として法に明記されたヤングケアラーへの適切な支援につなげるため、さらなる情報の周知が必要です。

加えて、こども・若者が結婚等をしやすくする施策や、子育て当事者も含め、将来に希望のもてる施策を一層推進していく必要があります。

【子育て当事者への支援】

既に市が行っている子育て当事者の負担を軽減する教育・生活・就労・経済的な支援等を充実させ、子育てしやすいまちづくりをより一層推進していく必要があります。同時に子育て当事者をサポートしやすい環境づくりを進め、気軽に相談できる人または場所を増やし、負担軽減を図ることが必要です。

また、引き続き仕事と家庭生活が両立できるような教育・保育事業を充実させるとともに、就業している親（母親）が増えていることから、子育てしながら働きやすい環境の整備をより一層推進していく必要があります。

加えて、子育て当事者の就業時間が長時間化していることもあり、定期的な教育・保育の長時間の利用時間に対応できるよう、さらなる保育士の確保と施設への支援を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な方針と目標

1 基本理念

こどもまんなか快適健康都市の実現

本計画では、市の魅力・強みである健康づくりの特色を生かしつつ、こども大綱が目指すこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現します。

「こどもまんなか社会」の実現は、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになることや、こどもを生みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こども・若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であります。

また、「こどもまんなか社会」の実現により、少子化・人口減少の流れを緩やかにし、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。こども・若者、子育て当事者の社会的価値が創造され、その幸福が高まり、快適で健康だと感じる快適健康都市につながります。

2 基本方針

こども大綱では、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、こども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こども・若者・子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こども・若者・子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

3 施策の体系

基本理念	重要事項	基本目標	基本施策
こどもまんなか快適健康都市の実現	1 ライフステージを通じた重要事項	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進	1-1 こども・若者の権利に関する理解促進 1-2 こども・若者の社会参加促進 1-3 こども・若者の意見を表明する機会の確保
		(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現	2-1 こども・若者の居場所づくり 2-2 体験活動等の機会創出
		(3) こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保	3-1 当事者が必要としている支援への繋がりサポート 3-2 成育医療等に関する正しい知識の普及啓発 3-3 母子保健の推進
		(4) こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人ひとりの豊かな人生の実現	4-1 教育の支援 4-2 生活の支援 4-3 保護者に対する就労の支援 4-4 経済的支援
		(5) 障がいのあるこども・若者への支援による将来の自立や社会参加の実現	5-1 障がいのある、または医療的ケアが必要なこども・若者への支援
		(6) こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現	6-1 生きづらさを抱えたこども・若者の支援 6-2 こども・若者虐待防止の推進 6-3 ヤングケアラー等への支援
		(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現	7-1 自殺対策の推進 7-2 災害や犯罪被害等から守る仕組みづくり
	2 ライフステージ別の重要事項	(1) こどもの誕生前から幼児期までこどもの将来にわたる幸せの実現	1-1 切れ目ない保健・医療の確保 1-2 こどもの成長の保障と遊びの充実
		(2) 学童期・思春期	2-1 こども・若者が安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育 2-2 居場所づくり 2-3 不登校のこどもへの支援
		(3) 青年期	3-1 自己の価値観や生き方の確立支援 3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 3-3 結婚を希望する方への支援
	3 子育てに関する当事者への支援	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現	1-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		(2) 地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現	2-1 地域子育て支援による教育・保育・相談環境の充実 2-2 家庭教育支援による教育・保育・相談環境の充実
		(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり	3-1 子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり
		(4) ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保	4-1 ひとり親家庭への支援と相談体制の充実

第4章 施策の展開

各事業の見出しは以下の内容を示しています。

例：11101 こどもの権利に関する周知（子育て支援課）

重要事項 (万の位)	基本施策 (千・百の位)	1 番目の施策 (十・一の位)	事業名	担当課
1 ライフステージを通じた重要事項	1-1 こども・若者の権利に関する理解促進	01	こどもの権利に関する周知	(子育て支援課)

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進

基本施策 1-1 こども・若者の権利に関する理解促進

11101 こどもの権利に関する周知（子育て支援課・学校教育課・議会事務局）

こども・若者の権利に関する法令等やその内容の認知度が低いため、議員提案により制定した「佐久市こどもの権利条例」の内容をはじめ、こどもの権利に関することをホームページやチラシ等により、周知します。

こどもに内容が確実に行き届くよう、小・中・高校を通じてチラシを配布したり、データを学校へ送付し、授業で活用しているタブレットを通じての周知等も検討します。

基本施策 1-2 こども・若者の社会参加促進

11201 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進（商工振興課）

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、労働者、事業主、地域住民等に対し、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加の啓発を通じて、法律や制度等の理解を深めつつ、ワーク・ライフ・バランスへの意識の啓発を図ります。

また、働きながら子育てをしている全ての人が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用についてインターネット、紙媒体、イベントなど様々な手段で普及啓発に取り組むと同時に、効果的な普及啓発のあり方について検討します。

11202 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進（商工振興課）

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に対して従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。

これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、計画策定についての認知と理解の向上に努めます。

11203 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進
(商工振興課)

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立が出来るような働きやすい職場環境づくりの取組を宣言してもらう県の制度です。

市としても子育てにやさしいまちづくりを推進するため、広報・HP等での登録企業の紹介等を行い、関係機関等との連携により、仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくりを促進するとともに、制度促進のための効果的な手法を検討し、他市の状況等を参考にしつつ、必要に応じて現状の取組について見直しを進めます。

11204 子育て期の女性就業相談(子育て支援課・商工振興課)

子育てと仕事の良いバランスを図るため、再就職への不安などの就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援として、ハローワークや地域就労支援センターと連携した相談会をつどいの広場等において継続的に開催するとともに、市の無料職業紹介所である「さくさくワーク」でも必要な支援を行います。

11205 自立支援教育訓練給付事業(子育て支援課)

母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座(医療事務、介護職員初任者研修等)を受講した場合、講座終了後に受講料の6割相当額を支給し、自立を支援します。

11206 高等職業訓練促進給付金事業(子育て支援課)

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、6か月以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を引き続き支給していきます。

11207 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(子育て支援課)

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施しています。ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験合格のため、講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

11208 県就業支援員制度(子育て支援課)

就業活動が困難な母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の父母に対し、県就業支援員がアドバイスし就業活動を支援します。市では、就業を促進するために制度の更なる周知を図り、就業活動を支援していきます。

基本施策1-3 こども・若者の意見を表明する機会の確保

11301 こども・若者への意見聴取(こども政策に関わる全ての課)

こども政策に関して意見を聞いてもらえると感じていないこども・若者が多いことから、アンケートや児童館または小・中・高校を通じてのヒアリング等、定期的に意見を聞くように努めます。

11302 佐久市子ども議会（広報広聴課）

児童・生徒の皆さんが日ごろから感じている疑問や、意見・要望を発言してもらい、今後の市政に役立てるとともに、議会の仕組みや運営方法などを体験していただくことを目的に佐久市子ども議会を開催します。

（２）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現

基本施策２－１ こども・若者の居場所づくり

12101 こどもの居場所づくり支援（子育て支援課）

市内で地域住民等が主体となり開設するこども食堂等の「こどもの居場所」の取組を応援し、市のホームページ等を活用し広報活動の支援や、市民公民館等公共施設の利用料の減免、補助金等の情報提供等を行います。

こどもの居場所づくりを促進することで、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することを目指します。

12102 子育て支援４者連絡会議（子育て支援課）

中学校区毎の課題の共有化、学校、児童館、地域との連携等を図るため、小中学校長、教育相談員、民生児童委員正副会長・主任児童委員、児童館長による連絡会議を継続して開催し、更なる情報共有と連携強化を図ります。

12103 児童館運営事業（小学生）（子育て支援課）

市では、子育て支援対策の中で、特に放課後の児童健全育成が重要な施策であるとの認識のもと、市内全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

今後も児童の健全育成のため、放課後の児童が過ごす適切な環境を必要とするのは、留守家庭の児童だけでなく、全ての児童を対象に放課後の居場所や遊びの場の提供を地域と連携しながら行います。

併せて、家庭環境における諸問題や児童の行動面等に関する諸問題の発見と予防のための相談・情報提供、また、働きながら子育てをする保護者の生活支援のため、児童館の多機能化を図り、引き続き地域の子育て支援ネットワークの核となる地域の子育て拠点にふさわしい児童館運営に努めます。

12104 児童館の日曜開館（小学生）（子育て支援課）

保護者の就労形態の多様化を踏まえ、休校日における児童の居場所づくりのため、岩村田児童館・中込児童館において実施しています。

今後は、利用児童や保護者の利便性など考慮し、開館場所の検討も行います。

12105 児童館建設事業（子育て支援課）

市では、児童館を児童の健全育成のため、放課後の居場所対策として、1小学校区、1児童館の方針で整備しています。

なお、野沢会館の建替えに伴う公共施設の再配置、また野沢地区のまちづくりと併せ、野沢児童館を野沢小学校周辺に移転します。

また、臼田地区は新小学校が令和5(2023)年度に開校しました。整備方針は、1小学校区、1児童館ですが、臼田地区4児童館（臼田、青沼、切原、田口）は合併後整備しており、建物の状況も良好な状態であることから、当面既存の5児童館を存続していきます。

12106 児童館に集まれ事業（子育て支援課）

休日の児童館において、スポーツ・探検・ものづくり等の遊びを実施する事業です。

本事業は、ボランティアのお兄さん、お姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的としており、共働き等で子どもを休日遊びに連れて行くことができない家庭への子育て支援の一助として実施しています。

12107 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して健全育成を図ります。

なお、現在、放課後児童クラブは市内で2箇所設置されており、いずれも保護者会が運営しています。引き続き、国の制度に基づいた支援を行うとともに、事業実施などに関し運営団体と連携を図ります。

12108 放課後子供教室の検討（学校教育課）

小学校によっては、地域の方の協力により学校を一部開放して、学習指導等を実施していますが、実施にあたっては、学校管理や教職員の負担増等の課題もあります。必要に応じて、関係部署と連携し、これまでの事例や他自治体の取組等を参考に検討します。

12109 子ども未来館管理事業（子育て支援課）

21世紀を担う子どもたちが、科学的探究心や自発的・創造的実践活動を通して未来への夢を育み、健全に成長するよう、様々な科学実験や特別企画展、天体観望会などの事業をより充実させ、入館者の増加を図ります。

さらに、マタニティプラネタリウムの開催や、助産師等との連携による子育てに関する悩み相談や骨盤ケア、講演会等を開催し、出産・育児に対する不安やストレスの軽減事業にも引き続き取り組んでいきます。

12110 チャイルドライン支援事業（子育て支援課）

チャイルドラインは、子どもたちの心に寄り添いながら、子どもたちが自らの力で問題解決に踏み出す手助けを目的とした子ども専用の電話です。いじめや自殺問題への対応した、子育て支援策の一環として、NPO法人による子どもの心の居場所となる活動を支援します。

今後は、様々な機会を通じて事業や運営団体をPRするとともに、受け手の確保不足の解消として、受け手養成講座のPRは継続して支援を行います。

12111 児童遊園遊具設置等事業（子育て支援課）

児童に健全な遊びの場を与え、児童の健康増進を図り、情操豊かにするとともに、交通、水難等の事故から児童を守るため、区が行う児童遊園の遊具設置、更新、補修または撤去に要する経費に対し、引き続き補助を行っていきます。

12112 佐久地域こども応援プラットフォーム（子育て支援課）

市では、長野県や佐久地域市町村、NPO、ボランティアなどとともに、多様な主体が連携し地域が一体となってこどもの居場所づくりを推進する支援組織「佐久地域こども応援プラットフォーム」に参画し、官民協働で社会貢献活動に意欲のある個人、団体等を支援し「食」、「学習」、「相談」など、様々な機能を持つこどもの居場所の確保を図るとともに、子育て環境を取り巻く個人、団体等の繋がりやそれぞれの活動を高めあう「場」の提供も行っています。

今後も団体等の活動支援を行い、こどもの居場所づくりの支援を行うとともに、地域ぐるみの「子育て」を推進していきます。

基本施策2-2 体験活動等の機会創出

12201 EnglishCamp in SAKU 事業（生涯学習課）

市内の小学5・6年生を対象として、キャンプに英語を取り入れ、英語によるコミュニケーションの楽しさを感じ、積極的に英語を使おうとすることの育成を目指します。

12202 学習室の設置事業（生涯学習課）

子どもたちが安全に利用できる自主学習の場を、浅間会館、生涯学習センター（野沢会館）、中込会館、東会館で提供します。子どもの居場所としての役割も担っており、良好な学習環境として、小学生から一般の方まで多くの方が利用しています。

12203 子ども・子育て支援拠点施設の整備及び運営（子育て支援課）

野沢地区の県民佐久運動広場跡地に「子ども・子育て支援拠点施設」を整備することにより、妊娠から出産、子育てに関する様々な相談に各種専門職がワンストップで対応し、「対話と傾聴」を基本とした関わりから親の主体性を育み、子どもや子育て家庭に「信頼と安心」を届けられる「相談支援体制」を構築します。

また、遊びを通して、発想力や創造力、身体能力などの子どもの様々な能力を育み、子どもや子育て家庭が「楽しさ」を実感できる「遊び環境」を整備し、天候を気にすることなく、冬季間でも体を動かして遊ぶことができる屋内の遊び場を提供します。



○子ども・子育て支援拠点施設完成予想図

子ども・子育て支援拠点施設の設計に当たっては、「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を踏まえ、「子どもの成長にとってより良い環境」に配慮した工夫が2階の交流スペースを中心に随所に施されています。

「子どもまんなか快適健康都市」の実現に向け、本施設が、「相談」と「遊び」の機能を中心に、子どもや子育ての拠点として、子どもの健やかな成長と、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりに寄与し、市民の民様に安心感を与えることができる存在となることを目指します。

12204 佐久市子ども環境形成ガイドラインを踏まえた公共施設等の整備（子育て支援課）

「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を踏まえた公共施設や公共空間の整備に努め、本市の地域性や風土を生かし、子どもが健やかに成長でき、子育て世代が安心して子どもを生み育てることができる「子どもにとってよりよい環境」の形成を目指します。

12205 子育て関連施設の環境改善事業（子育て支援課）

保育所、児童館などの子育て関連施設の環境改善（耐震改修、LED化、トイレの洋式化、空調設備設置等）を実施し、利用者の快適性・利便性の向上を図ります。環境改善により、利用者がより良い環境の中で過ごすことができます。

設備にあっては、省エネ機器の導入により当市の「地球温暖化実行計画」の目標達成の一助となります。

12206 ジュニアリーダー研修事業（生涯学習課）

小学校5・6年生を対象に、様々な体験活動を通して「生きる力」を持った人間性豊かな子どもの育成と地域のリーダーとしての力を身につけることを目的に実施します。

研修を受けた子どもたちのその後の活躍や活動実績について明確にするため、追跡調査等を視野に入れて、事業の在り方を検討していきます。

・主な研修：宿泊研修、夏の自然体験、環境浄化活動、市内施設見学、商業体験、冬の自然体験など。

12207 銀河連邦子ども留学交流事業（生涯学習課）

宇宙科学関連施設が設置されている全国7市町で構成する銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、体験活動を通して友好を深め、各共和国の相互理解と、宇宙への夢とロマンを育むことを目的に実施します。

研修参加後の参加報告会等の実施を検討し、研修参加の効果を高めていくことを図ります。

・構成市町：北海道大樹町、岩手県大船渡市、秋田県能代市、宮城県角田市、長野県佐久市、神奈川県相模原市、鹿児島県肝付町

12208 佐久市子どもまつり（生涯学習課）

「親子で体験！ものづくり」をテーマに、親子で様々な遊具などを制作し、手作りの楽しさにふれながら、幅広い年齢層の指導者との世代間交流を図ります。

参加者数の減少に加えて、各課で実施している類似事業もあるため、合併・廃止等を含めた事業の在り方を検討した上で、更なる世代間交流の促進を図ります。

・主な内容：紙トンボ、スライム、プラメタル、割りばし鉄砲、バルーンアートなどの体験ブースを設置
展示、啓発コーナーでは、スマホ等の利用によるインターネット上のトラブルやその防止策についてのパネル展示やDVDを上映

12209 ふるさと創生人材育成事業（中学生海外研修）（生涯学習課）

友好都市モンゴル国スフバートル区及び姉妹都市エストニア共和国サク市の一般家庭へのホームステイを通して国際感覚を養うことにより、佐久市を担う人材を育成します。

海外研修の周知やPRを積極的に行うとともに、今後の応募者数の状況によっては、定員数の見直しを検討していきます。

12210 ふるさと創生人材育成事業（子ども交流研修）（生涯学習課）

友好都市モンゴル国ウランバートル市スフバートル区と姉妹都市エストニア共和国サク市の研修生（中学生）を受け入れ、ホームステイや中学校体験入学等を通して、日本の文化・風俗・習慣の理解を求め、子ども同士の友好関係を深めます。

ホストファミリーの間口を広げるべくホストファミリー募集の周知やPRを積極的に行うとともに、小・中学校での交流の様子などを積極的にPRしていきます。

・主な交流内容：日本文化体験、市内見学、中学校体験入学、小学校訪問など

12211 少年センター育成推進協議会活動費交付金（生涯学習課）

各地区の少年センター育成推進員と、地区育成会、支部PTA、子ども会等との連携による地域活動及び地域体験活動に対して、補助金を交付し、市内育成活動を支援します。

児童数の減少により、育成活動を実施できない地区もあるため、複数地区合同での実施等を促していくことで、育成活動を支援していきます。

（３）こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保

基本施策３－１ 当事者が必要としている支援への繋がりサポート

13101 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）（健康づくり推進課）

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を実施します。

妊婦・その配偶者等に対して、妊娠期から切れ目ない身体的、精神的ケアを行うことにより、安心して出産・子育てができる環境を整えます。

基本施策３－２ 成育医療に関する正しい知識の普及啓発

13201 プレコンセプションケア※の周知・啓発（健康づくり推進課）

若い世代が自身の将来のライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合えるよう周知・啓発を行います。若い世代の健康を増進し、健康的でより質の高い生活を実現してもらうことで、健全な妊娠・出産の機会を増やし、出生率の上昇や次世代のこどもたちの健康を育んでいくことを目指します。

※『プレコンセプションケア』とは「お腹に新しいいのちを授かる（妊娠）前の健康管理」を意味します。

基本施策３－３ 母子保健の推進

【健康診査事業】

13301 妊婦一般健康診査事業（健康づくり推進課）

妊婦の健康状態や胎児の発育状態等を確認する妊婦一般健康診査に係る費用を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減します。

13302 妊婦一般健康診査県外受診費用償還払い（健康づくり推進課）

里帰り出産等により県外医療機関において妊婦健診を受診する場合に、申請により公費助成分の受診費用の償還払いを行うことにより、県内受検者と同様に受診費用の負担を軽減します。

13303 乳児健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、乳児の健康診査を実施します。（4、10か月児健康診査）7か月児健康診査については、県内医療機関にて個別健診を実施します。

多職種で母子保健全般の相談に対応し、地区担当保健師と連携しながら、必要な支援につなげていきます。

13304 幼児健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、幼児の健康診査及び歯科健康診査を実施します。（1歳6か月児、3歳児）

保護者と連絡が取れない場合もあることから、地区担当保健師や保育園・幼稚園等と連携し、受診漏れの少ないよう、母子の状況把握に努めます。

13305 産婦健康診査事業（健康づくり推進課）

産後うつや新生児虐待の予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成します。

13306 産婦健康診査県外受診費用償還払い（健康づくり推進課）

里帰り出産等により県外医療機関において産婦健診を受診する場合に、申請により公費助成分の受診費用の償還払いを行うことにより、県内受検者と同様に受診費用の負担を軽減します。

【母子保健相談・指導事業】

13307 利用者支援事業・こども家庭センター型（すこやか相談室）（健康づくり推進課）

すこやか相談室では、発育、発達、育児等母子保健全般にわたり、電話及び来所による個別相談を実施します。また、妊婦保健指導、出生時保健指導、思春期相談も行います。

必要に応じて地区担当保健師による継続支援に繋ぎ、母子の健康維持を図ります。

また、子育て支援課が担う「基本型」と連携を図り、利用者に対しきめ細かく、切れ目のない支援を行います。

13308 いきいき相談事業（健康づくり推進課）

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などにおいて、心理発達や言語発達のつまずき、保護者の育児不安等により、公認心理師や言語聴覚士による個別相談が必要と判断される親子に対して、月に1～2回、予約制で心理相談及び言語相談を実施します。

心理相談については、福祉課と連携し個別相談で対応する等、早期にこどもへの支援と保護者の不安軽減ができるよう調整し、タイムリーに相談ができるように努めます。

【母子訪問指導事業】

13309 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）、その他要保護児童等の支援に資する事業（こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業）（健康づくり推進課・子育て支援課）

養育支援訪問事業については、妊娠届出時、出生届出時、乳児家庭全戸訪問事業等のアンケートや面接時の様子、医療機関からの連絡、健診・相談結果等により、継続した育児支援が必要と思われる家庭に保健師や助産師が訪問等により助言・指導を行い、個々の家庭の抱える諸問題の解決や軽減を図ります。

地区担当保健師による要支援者に対する早期介入を今後も継続し、支援に努めます。

その他要保護児童等の支援に資する事業については、要保護児童対策協議会（こどもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組について検討を進め、継続した支援が必要な要保護児童等に対する支援を実施します。

13310 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課）

乳児の健やかな発育発達のため、生後4か月以内のお子さんのいるご家庭全世帯に対し、保健師・助産師が訪問指導を実施します。また、産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を行い、子育ての孤立を防ぐ事業です。

【母子育児支援事業】

13311 産前学級事業（パパママ教室）（健康づくり推進課）

妊婦及びその夫（パートナー）や家族を対象に、助産師による講話や保健指導、栄養士による栄養講話等を実施し、安心して出産が迎えられるよう支援します。

13312 産後ケア事業（健康づくり推進課）

出産後等の母子に対し、医療機関等に宿泊・通所または自宅へ訪問し、助産師による心身のケアや育児のサポート等を受けることで、安心して自宅での生活ができるよう支援するための事業です。

13313 離乳食教室（前期・中期）（健康づくり推進課）

月齢にあわせた離乳食作りや、試食提供、離乳食のアドバイスを実施します。併せて保健師、助産師、保育士等の育児相談も実施します。

参加希望者数が開催場所により幅があることから、定員による受け入れ不可を減らすため、月齢などの確認を行い、より多くの方が参加できるよう参加者数の少ない支所への振り分けを実施し、スムーズな開催に努めます。

13314 のびのび広場（健康づくり推進課）

乳幼児健診において、発育・発達について再度確認が必要な児を対象に、発育・発達を支援するための個別相談を実施します。

13315 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）（健康づくり推進課）

1歳6か月児、3歳児健康診査などの結果、継続的な発達支援や相談が必要な親子に対して、小集団での活動を通じた発達支援や家族支援、個別相談を実施します。

お子さんの状況に応じて療育支援センター等の利用につなげたり、保育園・幼稚園等とも連携していきます。

【口腔歯科保健事業】

13316 お口の相談日（健康づくり推進課）

市民を対象に歯科衛生士が歯のみがき方などの歯科相談に応じます。広報やホームページ等で周知し、参加者の増加に努めます。

13317 妊婦の方を対象とした歯周病（義歯）検診（健康づくり推進課）

実施歯科医療機関にて、歯周病（義歯）検診を実施し妊婦と生まれてくるこどものむし歯予防につなげます。

13318 2歳児歯っぴー教室（健康づくり推進課）

2歳2か月・3か月児と保護者を対象に歯科健診、むし歯予防の話、仕上げみがきの練習、上の前歯のフッ素塗布（希望者のみ）を実施します。

「2歳児歯っぴー教室」参加者の3歳児歯科健診でのう歯が少ないことから、より多くの方に参加してもらえよう周知に努めます。

13319 乳幼児歯科保健指導事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、4か月、10か月、1歳6か月児、3歳児健診の際に歯科保健個別指導を実施しています。

月齢に応じた歯科指導をすることにより、食べる機能の重要性を周知し、保護者のむし歯に対する意識向上を促すとともに、むし歯予防の生活習慣指導の充実に努め、生活習慣の改善を図ります。

13320 幼児歯科健康診査事業（健康づくり推進課）

母子保健法に基づき、1歳6か月児・3歳児の歯科健康診査を実施しています。日常の生活や親の意識の結果として多数歯のむし歯が現れることがあるため、歯科医師会との連携を図り、むし歯予防と早期に治療を行うよう受診勧奨を行います。

13321 子育てサロン歯科講座（健康づくり推進課）

子育てサロンにおいて歯科衛生士によるむし歯予防の話・指導を実施します。

13322 保育園・幼稚園等口腔衛生指導事業（健康づくり推進課）

歯科衛生士によるむし歯予防の話、歯みがき指導等、また年長児を対象に歯の染め出しを実施しています。

保育園では全園、歯科保健指導を実施していますが、幼稚園・認定こども園については事業実施を希望する園が少ないことから、年長児のフッ素洗口について説明する際に、むし歯予防についての知識の普及と啓発を歯科医師会と連携を図りながら推進していきます。

13323 小・中学校口腔衛生指導（健康づくり推進課）

指導を希望される小中学校の児童・生徒を対象に歯科衛生士によるむし歯・歯肉炎予防の話、歯の染め出し、ブラッシング指導等を実施します。

希望制での実施のため、多くの小中学校に取り組んでもらえるよう、周知を図り、口腔ケアの重要性の啓発に努めます。

13324 フッ素洗口法によるう歯予防事業（健康づくり推進課）

市立小中学校児童・生徒を対象に、0.2%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ素濃度900ppm）を用いて週1回、平成30年度からは年長児も対象とし、0.05%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ素濃度225ppm）を用いて週5回のフッ素洗口を実施しています。

フッ化物応用の継続性を保ち、う歯予防に努めます。

13325 う歯放置対策事業（健康づくり推進課）

保育園、幼稚園等で重症のむし歯により、日常生活に支障が出ている幼児が治療を受けるため、保育所、幼稚園、歯科医師などと連携を図り、根気強く受診等を勧めることにより、保護者がう歯の治療に連れて行くようにします。

【不妊治療助成事業】

13326 コウノトリ支援事業（健康づくり推進課）

不妊治療及び不育症に関する治療を受けた夫婦に対し、必要時に医療機関に治療内容等確認を行い、保険診療外の費用の一部を助成します。また、不妊治療及び不育症に関する相談にも応じます。

【予防接種事業】

13327 定期予防接種事業（健康づくり推進課）

予防接種法に基づき、乳幼児・児童の定期予防接種を実施します。ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、四種混合、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がんなどの各予防接種を個別に医療機関で実施します。

対象月例や年齢に合わせた勧奨を継続し、県平均を上回る接種率の維持・向上に努めます。

13328 おたふくかぜ任意予防接種事業（健康づくり推進課）

おたふくかぜ予防接種の公的助成を1歳以上2歳未満の幼児に1人につき1回行い、おたふくかぜのまん延防止、それによる難治性難聴の発生を予防します。

【食育に関する事業】

13329 食育の推進（健康づくり推進課）

第3次佐久市健康づくり21計画における食育の基本理念『「食を大切にする心を育む」～元気よぶ笑顔あふれるわが家の食卓～』の実現に向けて、「生涯にわたる食育」、「健康長寿を実現する食育」、「佐久地域の食の理解と継承」の3つの基本目標をもとに、ライフステージに応じた取組を展開し、食育を推進します。

また、家庭を原点に、誰もが食を大切にし、みんなで楽しい食生活が営めるよう、健診、各種教室などで、減塩やびんころ食、食育全般について、市民への周知・啓発を行い、食塩摂取量や食事バランスの面の改善を図ります。

13330 食育講座キッズキッチン（子育て支援課）

こどもたちが五感を通して料理を体験し、「たくましく生きる力」を育てる体験型プログラムです。こどもが主役となり、自分で考えて行動することにより、こどもたちの生きる力を育みます。

【施設入所に関する事業】

13331 助産施設入所制度事業（子育て支援課）

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対して、妊娠、出産の適正時期に助産施設への入所を支援します。

（４）こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人ひとりの豊かな人生の実現

基本施策４－１ 教育の支援

14101 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）

児童・生徒が、経済的な理由により学習を妨げられることがなく学校生活を送れるよう、学用品費や学校給食費などの費用の一部を保護者に援助することで、経済的負担の軽減に努めます。

14102 こどもの学習・生活支援事業（福祉課）

学習・生活面で支援が必要とされる生活困窮世帯を対象に、学習の習慣づけ・基礎学力向上のための学習支援及び保護者に対する相談支援を行います。

14103 佐久地域こども応援プラットフォーム（子育て支援課）【12112・再掲】

市では、長野県や佐久地域市町村、NPO、ボランティアなどとともに、多様な主体が連携し地域が一体となってこどもの居場所づくりを推進する支援組織「佐久地域こども応援プラットフォーム」に参画し、官民協働で社会貢献活動に意欲のある個人、団体等を支援し「食」、「学習」、「相談」など、様々な機能を持つこどもの居場所の確保を図るとともに、子育て環境を取り巻く個人、団体等の繋がりやそれぞれの活動を高めあう「場」の提供も行っています。

今後も団体等の活動支援を行い、こどもの居場所づくりの支援を行うとともに、地域ぐるみの「子育て」を推進していきます。

基本施策4－2 生活の支援

14201 母子・父子自立支援員の設置（子育て支援課）

ひとり親家庭で児童を養育している人及び寡婦の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、関係機関と密に連携をとりながら悩み事の解決や自立を図ります。

14202 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）

母子家庭の自立・生活援護、DV避難等への対応のため、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について入所、支援を継続して行います。

また、入所母子の抱えている問題の解決に向けて相談を充実して援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を継続していきます。

14203 こどもの居場所づくり支援(子育て支援課)【12101・再掲】

市内で地域住民等が主体となり開設するこども食堂等の「こどもの居場所」の取組を応援し、市のホームページ等を活用し広報活動の支援や、市民公民館等公共施設の利用料の減免、補助金等の情報提供等を行います。

こどもの居場所づくりを促進することで、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長することを目指します。

基本施策4－3 保護者に対する就労の支援

14301 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進（商工振興課） 【11201・再掲】

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、労働者、事業主、地域住民等に対し、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加の啓発を通じて、法律や制度等の理解を深めつつ、ワーク・ライフ・バランスへの意識の啓発を図ります。

また、働きながら子育てをしている全ての人々が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用についてインターネット、紙媒体、イベントなど様々な手段で普及啓発に取り組むと同時に、効果的な普及啓発のあり方について検討します。

14302 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進（商工振興課） 【11202・再掲】

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に対して従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。

これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、計画策定についての認知と理解の向上に努めます。

14303 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進
(商工振興課)【11203・再掲】

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立が出来るような働きやすい職場環境づくりの取組を宣言してもらう県の制度です。

市としても子育てにやさしいまちづくりを推進するため、広報・HP等での登録企業の紹介等を行い、関係機関等との連携により、仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくりを促進するとともに、制度促進のための効果的な手法を検討し、他市の状況等を参考にしつつ、必要に応じて現状の取組について見直しを進めます。

14304 子育て期の女性就業相談(子育て支援課・商工振興課)【11204・再掲】

子育てと仕事の良いバランスを図るため、再就職への不安などの就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援として、ハローワークや地域就労支援センターと連携した相談会をつどいの広場等において継続的に開催するとともに、市の無料職業紹介所である「さくさくワーク」でも必要な支援を行います。

14305 自立支援教育訓練給付事業(子育て支援課)【11205・再掲】

母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座(医療事務、介護職員初任者研修等)を受講した場合、講座終了後に受講料の6割相当額を支給し、自立を支援します。

14306 高等職業訓練促進給付金事業(子育て支援課)【11206・再掲】

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、6か月以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を引き続き支給していきます。

14307 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(子育て支援課)【11207・再掲】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施しています。ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験合格のため、講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

14308 県就業支援員制度(子育て支援課)【11208・再掲】

就業活動が困難な母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の父母に対し、県就業支援員がアドバイスし就業活動を支援します。市では、就業を促進するために制度の更なる周知を図り、就業活動を支援していきます。

基本施策4-4 経済的支援

14401 児童手当支給事業(子育て支援課)

子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者への手当支給を継続して実施していきます。

14402 子ども福祉医療費給付事業（国保医療課）

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもが、医療機関等で保険診療を受けた場合、平成30年8月から、診療報酬明細書ごとに500円までの支払いで受診ができるようになりました。保険対象の医療費のうち、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります。

14403 未熟児養育医療給付事業（国保医療課）

出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なまま出生し、指定医療機関へ入院して治療を行う必要のある子どもに医療の給付を行い、家計への負担軽減を図ります。

14404 多子世帯の保育料軽減（子育て支援課）

第3子以降を生み、育てやすい環境を整えることを目的に、国や県の基準を参考に第2子以降の保育所等の保育料を軽減し、多子世帯の子育てに要する経済的負担を軽減するものです。

今後は、幼児教育・保育の無償化により3歳未満児についてのみ実施していきます。また、多子世帯の保護者負担の軽減については、他の自治体の状況も参考に研究してまいります。

14405 通園費補助事業（子育て支援課）

保護者の負担軽減を図るため、最寄りの保育所までの距離が4km以上ある遠距離通園児の保護者に対して通園費を補助する事業です。

今後は、公立保育所から私立への移管を含めた保育所の統廃合により、施設数は減少するものの、対象者は増加が見込まれるため、必要量に応じた事業の拡充に努めます。

14406 障害児福祉手当給付事業（福祉課）

常時介護を要する在宅の重度障がい児（満20歳未満）に対して手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

14407 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）

国の事業で、精神または身体に障がいのある満20歳未満の在宅の障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、障がい児を養育・監護している父または母に支給するものであり、市は進達事業を行っています。重度の障がいゆえに生じる特別な負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

14408 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）

こどもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、18歳までの児童を養育しているひとり親または養育者に児童扶養手当を継続して支給していきます。

14409 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（国保医療課）

18歳までの児童を養育しているひとり親とその児童が医療機関等で保険診療を受けた場合、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります（一部要件により20歳まで延長）。

14410 県母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を県が事業主体となり貸付けます。

市では、貸付制度の相談及び申請窓口の機能を担い、自立を促進するために制度の一層の周知を図ります。

（５）障がいのあるこども・若者への支援による将来の自立や社会参加の実現

基本施策５－１ 障がいのある、または医療的ケアが必要なこども・若者への支援

15101 障がい児保育事業（子育て支援課）

障がい児に対する保育の量を確保するため、公立保育園で加配保育士を配置し、医療的ケアの必要なこどもの公立保育所の受入体制を整えます。

また、障がい児や医療的ケアの必要なこどもの受け入れを行う私立保育所に対し、補助金等を交付することで運営の安定を図ります。

加えて、公立・私立ともに障がい児担当保育士への研修を行い、児童の症状・対処法等に関する知識・技能の取得を図ります。

15102 加配保育士研修（子育て支援課）

障がい児に対する保育の質を向上するため、担当する職員に対する研修会を開催し、障がいに対する理解を深め、保育士等の職務能力向上を図ります。

参加しやすい研修機会を確保しつつ、ニーズに応じたテーマ設定を行い、職務能力の向上を図ります。

15103 保育所巡回相談（子育て支援課）

市保育所障がい児入所検討委員（こども特別対策推進員が兼務）が、公立保育所を巡回訪問し、配慮を要する児童などの活動の様子や雰囲気把握のうえ、こどもに応じた対応方法について助言を行うとともに、継続的な指導の機会を確保していきます。

これにより、保育所における支援体制を整え、併せて、保育士の資質の向上を図ります。

【母子育児支援に関する事業】

15104 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）（健康づくり推進課）【13315・再掲】

1歳6か月児、3歳児健康診査などの結果、継続的な発達支援や相談が必要な親子に対して、小集団での活動を通じた発達支援や家族支援、個別相談を実施します。

お子さんの状況に応じて療育支援センター等の利用につなげたり、保育園・幼稚園等とも連携していきます。

15105 ダウン症をもつ親の会への支援事業（福祉課）

親の会からの要請がある際に、ダウン症児をもつ親への必要な支援を行います。

15106 重症心身障がい児をもつ親の会への支援（福祉課）

重症心身障がい児をもつ親へ支援を行います。また、定期的に開催される情報交換会等への参加及び随時相談に応じることにより、保護者の精神的支えになるよう努めます。

【口腔歯科保健に関する事業】

15107 障がい児訪問歯科指導事業（健康づくり推進課）

在宅の障がい児宅を歯科衛生士が訪問し、歯科保健指導等を実施します。また、対象児童の把握に努め、保護者に対して事業の周知を図り、口腔ケアの指導を行います。

訪問希望が少ない現状ですが、引き続き関係部署と連携し、必要に応じて対応できるよう努めます。

15108 障がい児施設等歯科指導（健康づくり推進課）

指導を希望される施設等の利用者を対象に歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防の話、ブラッシング指導等を実施します。また、障がい児を対象にするだけでなく、施設職員等に対する指導にも努めます。

【心身障がい児に関する事業】

15109 療育支援センター管理運営事業（福祉課）

児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」として、障がいを持つ児童や発達が気になる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、健全な親子関係の形成のための指導援助を行うほか、障がいや発達に関する相談、講演会、関係者の研修会、情報交換のための事業を行います。

また、支援関係者との連携を密にし、児の特性に合わせた療育を提供することにより、次のライフステージにつながる継続的かつ統一した支援に努めます。

15110 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）（福祉課）

市内保育所・幼稚園において、障がいを持つ児童や発達の気になる児童について、保健師、公認心理師の専門職が訪問し、保護者若しくは園からの相談に応じ、必要な助言、指導、発達検査等を実施します。

15111 発達障がい児（者）支援担当者連絡会議（福祉課）

市庁内の保健、福祉、教育、保育の部署の関係者が一堂に会する機会を設け、発達の気になる児童等に係る支援施策の検討、情報共有、知識技能の向上等横断的な連携を図ります。

15112 通所・通園費等推進事業費（福祉課）

県内の心身障がい児（者）施設に入所している障がい児（者）の通所や帰省のため、必要な交通費を補助し利用者家族の負担軽減を図ります。

【障がい児福祉に関する事業】

15113 障害児福祉手当給付事業（福祉課）【14406・再掲】

常時介護を要する在宅の重度障がい児（満20歳未満）に対して手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

15114 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）【14407・再掲】

国の事業で、精神または身体に障がいのある満20歳未満の在宅の障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、障がい児を養育・監護している父または母に支給するものであり、市は県に進達を行っています。障がいゆえに生じる特別な負担の一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

15115 心身障がい児（者）タイムケア事業（福祉課）

在宅で生活する心身障がい児（者）が、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護を委託します。事業の周知を行うとともに、適切な実施に努め、利用者及びその家族の地域生活を支援します。

15116 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助金交付事業（福祉課）

身体障害手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、早期に補聴器を装用することにより、聴力の向上、言語の習得、コミュニケーション能力の向上等を目的として、補聴器の購入または修理に係る費用に対し補助します。事業の周知を行い適切な実施に努め、身体障がい児の日常生活の自立を促進します。

15117 障害児通園施設利用児療育支援事業（福祉課）

障がい児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減するため、同一世帯から2人以上の就学児童が通園施設または保育所等に通園している場合、2人目以降について利用者負担を軽減し、利用者の生活を支援します。

【障がい者自立支援に関する事業】

15118 補装具給付事業（福祉課）

身体障がい者手帳所持者が購入する補装具（車椅子、短下肢装具等）の購入費を給付します。事業周知を行い適正な給付に努めます。

15119 居宅介護サービス事業（ホームヘルプサービス）（福祉課）

障がい児（者）に対して、自宅入浴、排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。事業所と連携し利用者の日常生活を支援します。

15120 障がい児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）（福祉課）

児童発達支援事業所等の施設において、必要な訓練等その他の便宜を供与します。事業所と連携し日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上を支援します。

15121 短期入所サービス事業（ショートステイ）（福祉課）

在宅で生活する障がい児（者）が保護者・介護者の病気その他の理由により家庭において介護を受けることができない場合に短期間、夜間も含め施設入所による介護を行います。事業所と連携しながら必要な支援を行います。

15122 行動援護サービス事業（福祉課）

著しく判断能力が制限されている障がい児（者）の危険を回避するために必要な支援及び外出の支援をし、障がい児（者）の社会参加、日常生活の向上を図ります。

【障がい者地域生活支援に関する事業】

15123 相談支援事業（福祉課）

障がい児（者）の福祉に関する諸般の問題につき、障がい児（者）、保護者、介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行い、各相談支援事業所と連携をとり、利用者のニーズに沿ったサービスに結び付けるマネジメントを図り、問題解決を支援します。

15124 日中一時支援事業（福祉課）

障がい児（者）の家族の就労支援及び介護者の休息を目的として、障がい児（者）の日中における活動の場を確保します。事業の周知を行い、利用者家族の負担軽減に努めます。

15125 移動支援事業（福祉課）

屋外での移動に困難がある障がい児（者）に対し、地域での自立生活及び社会参加の促進を図るため、外出のための支援を行います。また、事業の周知により、更なる障がい児（者）の社会参加、日常生活の向上を図ります。

15126 障害者訪問入浴サービス事業（福祉課）

家庭において入浴が困難な障がい児（者）に対して、利用者宅で介助による入浴または簡易浴槽による入浴サービスを行います。障がい児（者）とその家族への周知に努め、利用者の日常的な援助の充実を図ります。

15127 日常生活用具給付等事業（福祉課）

重度障がい児（者）に対して、日常生活支援のための用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図るとともに、事業を周知し適切な実施に努めます。

15128 育成医療（福祉課）

18歳未満の身体障がい児が、身体上の障がいを除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために指定医療機関で必要な医療を受けた場合に医療費を助成します。事業の周知を行い、利用者家族の負担軽減を図ります。

15129 障害（児）者等自立生活体験事業（福祉課）

入院・入所中の障がい（児）者に対して、障がい福祉サービスを提供して、地域の生活に必要なとなる生活体験を行い地域社会への移行に必要な能力や自立意欲の向上を図ります。

【教育支援体制に関する事業】

15130 児童館での養護学校児童生徒の受け入れ（子育て支援課）

児童館において、重度の障がいのある児童生徒に遊びや活動の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、その保護者の子育てを支援します。

また、保護者、養護学校と連携を図り、児童生徒にとって過ごしやすい場所を提供します。

15131 障がい児保育事業（子育て支援課）【15101・再掲】

障がい児に対する保育の量を確保するため、公立保育園で加配保育士を配置し、医療的ケアの必要なこどもの公立保育所の受入体制を整えます。

また、障がい児や医療的ケアの必要なこどもの受け入れを行う私立保育所に対し、補助金等を交付することで運営の安定を図ります。

加えて、公立・私立ともに障がい児担当保育士への研修を行い、児童の症状・対処法等に関する知識・技能の取得を図ります。

15132 保育所巡回相談（子育て支援課）【15103・再掲】

市保育所障がい児入所検討委員（こども特別対策推進員が兼務）が、公立保育所を巡回訪問し、配慮を要する児童などの活動の様子や雰囲気把握のうえ、こどもに応じた対応方法について助言を行うとともに、継続的な指導の機会を確保していきます。

これにより、保育所における支援体制を整え、併せて、保育士の資質の向上を図ります。

15133 就学支援事業（学校教育課）

障がいのある就学予定者（満3歳以上）及び児童生徒の早期からの就学相談と一貫した教育支援を行うため、佐久市就学支援委員会の運営や学習適用検査員による知能検査実施、就学支援専門員による学校訪問による学校・児童生徒等・保護者との相談、研修会等の開催などにより、児童生徒等の就学相談及び教育支援を実施します。

就学相談件数等が増加している中、幼稚園・保育園、市福祉部局、小中学校及び就学支援委員会専門員との連携を密にし、早い段階で対応することにより対象児童生徒の早期の自立を促します。

15134 特別支援教育支援員配置事業（学校教育課）

障がいのある児童生徒の安全確保と学校生活上で必要とする介助や支援を行うため、通常学級で学習する発達障がい傾向のある児童生徒を中心に特別支援教育支援員を配置します。

また、障がいのある児童生徒が、安全で充実した学校生活が送れるよう、障がいの特性の理解や障がいのある児童生徒の支援の仕方についての研修会を実施します。

市福祉部局や健康づくり部局との連携により、増えつつある特別な支援が必要な児童生徒の、早い段階での自立支援を図るとともに、特別支援教育支援員の質の向上や充実に努めます。

15135 保育園等訪問相談事業（はぐくみ相談）（福祉課）【15110・再掲】

市内保育所・幼稚園において、障がいを持つ児童や発達の気になる児童について、保健師、公認心理師の専門職が訪問し、保護者若しくは園からの相談に応じ、必要な助言、指導、発達検査等を実施します。

(6) こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現

基本施策6-1 生きづらさを抱えたこども・若者の支援

16101 要保護児童対策地域協議会運営（子育て支援課）

要保護児童等への適切な支援を実施するため、関係機関が協力・連携して、要保護児童等にかかる情報を共有し、支援内容の検討・評価・進行管理を行う協議会を設置しています。

今後は、県佐久児童相談所、医師会、警察署等の関係機関による連携・情報共有をさらに強化・推進することで、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

また、虐待通報を受けた要保護児童等について、市での児童の安全確認の結果、児童の安全確保のため親子分離や専門的な支援が必要な場合には、長野県（児童相談所）に援助を要請し、連携して対応します。

さらに、虐待通報を受けた中で、本市で当該家庭を支援する要保護児童等については、市職員による定期的な訪問、学校・保育所等の関係機関による見守りなど、要保護児童等に応じた支援を行います。その中で、親子関係の改善を図るため一時的に家庭以外での養育が望ましい要保護児童等には児童養護施設における子育て短期支援事業の利用や、母子家庭で専門職員による養育支援等が必要な要保護児童等には母子生活支援施設への入所など、社会的養護施策を活用することにより、虐待予防を図ります。

16102 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

事業の実施により、養育に係る保護者の負担軽減を図ります。

16103 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業（子育て支援課）

こどもに関する様々な相談（児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭の養育環境等）について、子ども特別対策推進員が関係機関と連携して相談に応じます。

児童館では、児童館長が家庭児童相談員を兼務しており、来館した保護者の子育て相談に応じます。

相談は、電話や来室のほか、メールでの相談も受け付けし、子育て不安の解消や虐待の未然防止を図ります。

16104 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）【14202・再掲】

母子家庭の自立・生活援護、DV避難等への対応のため、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について入所、支援を行います。

また、入所母子の抱えている問題の解決に向けて相談を充実して援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を行います。

16105 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）

就学前の乳幼児と保護者を対象に、地域子育て支援拠点施設において子育て親子の交流と遊びの場を提供し、交流を促進することにより、親子の孤立を防ぐとともに、子育て等に関する相談や情報提供、講習会等の事業を、市内5箇所（つどいの広場）と2箇所の保育所において実施します。

16106 子育てサロン事業（子育て支援課）

地域で孤立しがちな母親を支援するため、市内児童館を巡回し、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

遊びを通して、仲間づくりをし、気軽に悩みを相談できる場を提供することにより、育児不安の軽減を図ります。

参加児童の低年齢化と参加者の減少がみられることから、今後は利用者数などを勘案し、事業の実施回数や実施場所等を検討しながら実施していきます。

16107 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）、その他要保護児童等の支援に資する事業（こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業）（健康づくり推進課・子育て支援課）【13309・再掲】

養育支援訪問事業については、妊娠届出時、出生届出時、乳児家庭全戸訪問事業等のアンケートや面接時の様子、医療機関からの連絡、健診・相談結果等により、継続した育児支援が必要と思われる家庭に保健師や助産師が訪問等により助言・指導を行い、個々の家庭の抱える諸問題の解決や軽減を図ります。

地区担当保健師による要支援者に対する早期介入を今後も継続し、支援に努めます。

その他要保護児童等の支援に資する事業については、要保護児童対策協議会（こどもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組について検討を進め、継続した支援が必要な要保護児童等に対する支援を実施します。

16101 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課）【13310・再掲】

乳児の健やかな発育発達のため、生後4か月以内のお子さんのいるご家庭全世帯に対し、保健師・助産師が訪問指導を実施します。また、産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を行い、子育ての孤立を防ぐ事業です。

16102 産後ケア事業（健康づくり推進課）【13312・再掲】

出産後等の母子に対し、医療機関等に宿泊・通所または自宅へ訪問し、助産師による心身のケアや育児のサポート等を受けることで、安心して自宅での生活ができるよう支援するための事業です。

基本施策6-2 こども・若者虐待防止の推進

16201 児童虐待防止の啓発（子育て支援課）

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に、学校、病院、保育所、自治会、医療機関等へのポスターの配布、また、各家庭へのリーフレットの配布、広報紙等での呼びかけなど、広報・啓発を行い、児童虐待防止に努めていきます。

16202 子育て世帯訪問支援事業の検討（子育て支援課）

子育て世帯訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。市では現在実施していませんが、ニーズや他市町村の状況を確認しながら事業実施について検討していきます。

基本施策6-3 ヤングケアラー等への支援

16301 ヤングケアラー支援事業（子育て支援課）

ヤングケアラー相談窓口の設置、社会的認知度向上に向けた啓発活動、福祉・介護・医療・教育等の関係機関との連携により、ヤングケアラーを早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

ヤングケアラーは、家庭内の問題で表面化しにくい側面があるため、支援が届きにくい側面があり、事業を実施することで当事者の困難な状況からの脱却およびこどもの権利の尊重につなげます。

（7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現

基本施策7-1 自殺対策の推進

17101 中学生向け自殺予防啓発事業（SOSの出し方に関する教育）（健康づくり推進課）

様々な悩み・困難・ストレスに直面したとき、信頼できる大人に助けを求めることができるようになるよう、市内中学校8校でライフスキルに関する教育を行います。

こどもの時からSOSを出せる環境を作り、何かあれば一人で抱え込まずに誰かに相談できるようになるとともに、保護者はこども自らができる対処法を知り、大人へ相談することの重要性、学校や地域にもこどもをサポートする場があることを理解することで、こどもの自殺を予防します。

17102 中学生のための陽だまりハート♡ライン（健康づくり推進課保健師直通電話） （健康づくり推進課）

中学生の抱える悩みやSOSに対し、保健師による相談支援を行います。

中学生が誰にも相談できない時に安心して相談でき、不安の軽減を図るとともに、必要に応じ、教育委員会・学校と情報共有し、生徒への対応策を検討することで、生徒の安心・安全な生活に繋がります。

基本施策7-2 災害や犯罪被害等から守る仕組みづくり

17201 佐久市登下校見守り活動（見守り隊）（学校教育課）

通学路の安全確保のため、児童の登下校の際に各地区の皆様に見守り活動を行っていただきます。

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで こどもの将来にわたる幸せの実現

基本施策1-1 切れ目ない保健・医療の確保

【健康診査事業】

21101 育休明け入所予約制度（子育て支援課）

産前・産後休業明け、育児休業終了後の職場復帰の時期が予め決まっている場合、年度途中の入所申込について、4月当初の入所申込と同時に予約を受けることにより、働く母親の育児や仕事復帰への不安を解消します。

また、年度途中に生まれる子の予約も受け付け、4月当初に予約分も含む入所児童数に応じた保育士を配置できるよう保育士の確保に努め、産後復帰の早期化による利用の増加や3歳未満児の受け入れ可能数の増加に対応できる体制を構築します。

21102 妊婦一般健康診査事業（健康づくり推進課）【13301・再掲】

妊婦の健康状態や胎児の発育状態等を確認する妊婦一般健康診査に係る費用を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減します。

21103 妊婦一般健康診査県外受診費用償還払い（健康づくり推進課）【13302・再掲】

里帰り出産等により県外医療機関において妊婦健診を受診する場合に、申請により公費助成分の受診費用の償還払いを行うことにより、県内受検者と同様に受診費用の負担を軽減します。

21104 乳児健康診査事業（健康づくり推進課）【13303・再掲】

母子保健法に基づき、乳児の健康診査を実施します。（4、10か月児健康診査）7か月児健康診査については、県内医療機関にて個別健診を実施します。

多職種で母子保健全般の相談に対応し、地区担当保健師と連携しながら、必要な支援につなげていきます。

21105 幼児健康診査事業（健康づくり推進課）【13304・再掲】

母子保健法に基づき、幼児の健康診査及び歯科健康診査を実施します。（1歳6か月児、3歳児）

保護者と連絡が取れない場合もあることから、地区担当保健師や保育園・幼稚園等と連携し、受診漏れの無いよう、母子の状況把握に努めます。

21106 産婦健康診査事業（健康づくり推進課）【13305・再掲】

産後うつや新生児虐待の予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成します。

21107 産婦健康診査県外受診費用償還払い（健康づくり推進課）【13306・再掲】

里帰り出産等により県外医療機関において産婦健診を受診する場合に、申請により公費助成分の受診費用の償還払いを行うことにより、県内受検者と同様に受診費用の負担を軽減します。

【母子保健相談・指導事業】

21108 利用者支援事業・こども家庭センター型（すこやか相談室）（健康づくり推進課） 【13307・再掲】

すこやか相談室では、発育、発達、育児等母子保健全般にわたり、電話及び来所による個別相談を実施します。また、妊婦保健指導、出生時保健指導、思春期相談も行います。

必要に応じて地区担当保健師による継続支援に繋ぎ、母子の健康維持を図ります。

また、子育て支援課が担う「基本型」と連携を図り、利用者に対しきめ細かく、切れ目のない支援を行います。

21109 いきいき相談事業（健康づくり推進課）【13308・再掲】

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などにおいて、心理発達や言語発達のつまづき、保護者の育児不安等により、公認心理師や言語聴覚士による個別相談が必要と判断される親子に対して、月に1～2回、予約制で心理相談及び言語相談を実施します。

心理相談については、福祉課と連携し個別相談で対応する等、早期にこどもへの支援と保護者の不安軽減ができるよう調整し、タイムリーに相談ができるように努めます。

【母子訪問指導事業】

21110 養育支援訪問事業（子育てママさんサポート事業）、その他要保護児童等の支援に資する事業（こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業）（健康づくり推進課・子育て支援課）【13309・16107・再掲】

養育支援訪問事業については、妊娠届出時、出生届出時、乳児家庭全戸訪問事業等のアンケートや面接時の様子、医療機関からの連絡、健診・相談結果等により、継続した育児支援が必要と思われる家庭に保健師や助産師が訪問等により助言・指導を行い、個々の家庭の抱える諸問題の解決や軽減を図ります。

地区担当保健師による要支援者に対する早期介入を今後も継続し、支援に努めます。

その他要保護児童等の支援に資する事業については、要保護児童対策協議会（こどもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組について検討を進め、継続した支援が必要な要保護児童等に対する支援を実施します。

21111 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康づくり推進課） 【13310・16108・再掲】

乳児の健やかな発育発達のため、生後4か月以内のお子さんのいるご家庭全世帯に対し、保健師・助産師が訪問指導を実施します。また、産婦に対しては、産後のメンタルヘルスを含めた健康確認と保健指導を行い、子育ての孤立を防ぐ事業です。

【母子育児支援事業】

21112 産前学級事業（パパママ教室）（健康づくり推進課）【13311・再掲】

妊婦及びその夫（パートナー）や家族を対象に、助産師による講話や保健指導、栄養士による栄養講話等を実施し、安心して出産が迎えられるよう支援します。

21113 産後ケア事業（健康づくり推進課）【13312・16109・再掲】

出産後等の母子に対し、医療機関等に宿泊・通所または自宅へ訪問し、助産師による心身のケアや育児のサポート等を受けることで、安心して自宅での生活ができるよう支援するための事業です。

21114 離乳食教室（前期・中期）（健康づくり推進課）【13313・再掲】

月齢にあわせた離乳食作りや、試食提供、離乳食のアドバイスを実施します。併せて保健師、助産師、保育士等の育児相談も実施します。

参加希望者数が開催場所により幅があることから、定員による受け入れ不可を減らすため、月齢などの確認を行い、より多くの方が参加できるよう参加者数の少ない支所への振り分けを実施し、スムーズな開催に努めます。

21115 のびのび広場（健康づくり推進課）【13314・再掲】

乳幼児健診において、発育・発達について再度確認が必要な児を対象に、発育・発達を支援するための個別相談を実施します。

21116 発達支援教室事業（元気っ子クラブ）（健康づくり推進課）【13315・15104・再掲】

1歳6か月児、3歳児健康診査などの結果、継続的な発達支援や相談が必要な親子に対して、小集団での活動を通じた発達支援や家族支援、個別相談を実施します。

お子さんの状況に応じて療育支援センター等の利用につなげたり、保育園・幼稚園等とも連携していきます。

【口腔歯科保健事業】

21117 お口の相談日（健康づくり推進課）【13316・再掲】

市民を対象に歯科衛生士が歯のみがき方などの歯科相談に応じます。広報やホームページ等で周知し、参加者の増加に努めます。

21118 妊婦の方を対象とした歯周病（義歯）検診（健康づくり推進課）【13317・再掲】

実施歯科医療機関にて、歯周病（義歯）検診を実施し妊婦と生まれてくるこどものむし歯予防につなげます。

21119 2歳児歯っぴー教室（健康づくり推進課）【13318・再掲】

2歳2か月・3か月児と保護者を対象に歯科健診、むし歯予防の話、仕上げみがきの練習、上の前歯のフッ素塗布（希望者のみ）を実施します。

「2歳児歯っぴー教室」参加者の3歳児歯科健診での歯が少ないことから、より多くの方に参加してもらえるよう周知に努めます。

21120 乳幼児歯科保健指導事業（健康づくり推進課）【13319・再掲】

母子保健法に基づき、4か月、10か月、1歳6か月児、3歳児健診の際に歯科保健個別指導を実施しています。

月齢に応じた歯科指導をすることにより、食べる機能の重要性を周知し、保護者のむし歯に対する意識向上を促すとともに、むし歯予防の生活習慣指導の充実に努め、生活習慣の改善を図ります。

21121 幼児歯科健康診査事業（健康づくり推進課）【13320・再掲】

母子保健法に基づき、1歳6か月児・3歳児の歯科健康診査を実施しています。日常の生活や親の意識の結果として多数歯のむし歯が現れることがあるため、歯科医師会との連携を図り、むし歯予防と早期に治療を行うよう受診勧奨を行います。

21122 子育てサロン歯科講座（健康づくり推進課）【13321・再掲】

子育てサロンにおいて歯科衛生士によるむし歯予防の話・指導を実施します。

21123 保育園・幼稚園等口腔衛生指導事業（健康づくり推進課）【13322・再掲】

歯科衛生士によるむし歯予防の話、歯みがき指導等、また年長児を対象に歯の染め出しを実施しています。

保育園では全園、歯科保健指導を実施していますが、幼稚園・認定こども園については事業実施を希望する園が少ないことから、年長児のフッ素洗口について説明する際に、むし歯予防についての知識の普及と啓発を歯科医師会と連携を図りながら推進していきます。

21124 小・中学校口腔衛生指導（健康づくり推進課）【13323・再掲】

指導を希望される小中学校の児童・生徒を対象に歯科衛生士によるむし歯・歯肉炎予防の話、歯の染め出し、ブラッシング指導等を実施します。

希望制での実施のため、多くの小中学校に取り組んでもらえるよう、周知を図り、口腔ケアの重要性の啓発に努めます。

21125 フッ素洗口法によるう歯予防事業（健康づくり推進課）【13324・再掲】

市立小中学校児童・生徒を対象に、0.2%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ素濃度900ppm）を用いて週1回、平成30年度からは年長児も対象とし、0.05%のフッ化ナトリウム水溶液（フッ素濃度225ppm）を用いて週5回のフッ素洗口を実施しています。

フッ化物応用の継続性を保ち、う歯予防に努めます。

21126 う歯放置対策事業（健康づくり推進課）【13325・再掲】

保育園、幼稚園等で重症のむし歯により、日常生活に支障が出ている幼児が治療を受けるため、保育所、幼稚園、歯科医師などと連携を図り、根気強く受診等を勧めることにより、保護者がう歯の治療に連れて行くようにします。

【不妊治療助成事業】

21127 コウノトリ支援事業（健康づくり推進課）【13326・再掲】

不妊治療及び不育症に関する治療を受けた夫婦に対し、必要時に医療機関に治療内容等確認を行い、保険診療外の費用の一部を助成します。また、不妊治療及び不育症に関する相談にも応じます。

【予防接種事業】

21128 定期予防接種事業（健康づくり推進課）【13327・再掲】

予防接種法に基づき、乳幼児・児童の定期予防接種を実施します。ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、四種混合、BCG、麻しん・風しん混合、水痘、日本脳炎、子宮頸がんなどの各予防接種を個別に医療機関で実施します。

対象月例や年齢に合わせた勧奨を継続し、県平均を上回る接種率の維持・向上に努めます。

21129 おたふくかぜ任意予防接種事業（健康づくり推進課）【13328・再掲】

おたふくかぜ予防接種の公的助成を1歳以上2歳未満の幼児に1人につき1回行い、おたふくかぜのまん延防止、それによる難治性難聴の発生を予防します。

【食育に関する事業】

21130 食育の推進（健康づくり推進課）【13329・再掲】

第3次佐久市健康づくり21計画における食育の基本理念『「食を大切にする心を育む」～元気よぶ笑顔あふれるわが家の食卓～』の実現に向けて、「生涯にわたる食育」、「健康長寿を実現する食育」、「佐久地域の食の理解と継承」の3つの基本目標をもとに、ライフステージに応じた取組を展開し、食育を推進します。

また、家庭を原点に、誰もが食を大切に、みんなで楽しい食生活が営めるよう、健診、各種教室などで、減塩やびんころ食、食育全般について、市民への周知・啓発を行い、食塩摂取量や食事バランスの面の改善を図ります。

21131 食育講座キッズキッチン（子育て支援課）【13330・再掲】

こどもたちが五感を通して料理を体験し、「たくましく生きる力」を育てる体験型プログラムです。こどもが主役となり、自分で考えて行動することにより、こどもたちの生きる力を育みます。

【施設入所に関する事業】

21132 助産施設入所制度事業（子育て支援課）【13331・再掲】

保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦に対して、妊娠、出産の適正時期に助産施設への入所を支援します。

21133 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）（健康づくり推進課）【13101・再掲】

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型支援を実施します。

妊婦・その配偶者等に対して、妊娠期から切れ目ない身体的、精神的ケアを行うことにより、安心して出産・子育てができる環境を整えます。

基本施策 1－2 こどもの成長の保障と遊びの充実

【質の高い教育・保育の提供に関する事業】

21201 保育士資格保有者の確保・活用（子育て支援課）

3歳未満児の保育需要や障がい理由とした保育士の加配希望は増加傾向にあることを踏まえ、3歳未満児の保育基準を満たす保育士や加配保育士を確保し、年度途中での入所にスムーズに対応できるよう努めます。

また、ハローワークとの連携強化やインターネット等を活用し、保育士資格を持っても保育士として働いていない有資格者・潜在保育士の更なる掘り起しに努めます。

さらに、従事可能時間の短時間化に対応するため、保育士以外の資格者の活用や保育士等の資格を持たない方の補助的な活用により、保育の質と量の確保を図ります。

21202 教育・保育施設等の運営基準の設定（子育て支援課）

教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準において、人材確保が課題ではありますが、国基準を上回る園児一人あたりの保育士数の配置基準を継続して設定する等により、今後見込まれる3歳未満児の保育希望の増加・保育ニーズの多様化・保育の長時間化に対応できる、充実したサービスの確保に努めます。

・1歳児の公立保育所保育士の配置基準

（国基準）保育士1人につき保育できる児童数6人

（本市基準）保育士1人につき保育できる児童数4人

21203 乳児保育事業（子育て支援課）

乳児保育は、就労する保護者の保育支援として重要な施策であり、公立保育所15園、私立保育所8園、私立認定こども園3園、私立小規模保育事業所1園で実施しています。

産後入所の早期化、利用時間の長時間化、途中入所等に対応するため、ハローワーク等を通じ、保育士の確保に努めます。

また、乳児保育を充実させるため、今までと同様、保健師、看護師、小学校教諭等の保育士以外の協力を得るとともに、子育て経験のある無資格者の活用を検討しつつ、研修等の実施により、職員の能力向上に努めます。

21204 1歳児保育推進事業（子育て支援課）

公立保育所では、従前より独自の基準として1歳児に対して4人に1人の保育士を配置してきましたが、私立保育所においては、財政的な問題や年度の途中で人材を確保することが難しいなど課題があります。

公立保育所では、引き続き、看護師、小学校教諭等、保育士以外の資格所有者の活用、子育て経験のある無資格者の活用、研修等の実施等による人材の確保を図り保育の質の向上を推進します。また、私立保育所には補助金交付による財政支援を行い事業の推進を図り、保育士の確保により1歳児保育の利用需要に対応します。

21205 保育所第三者評価の推進（子育て支援課）

保育所のサービスの質の維持・向上を図るため、第三者評価制度を推進します。

公立保育所においては全て完了したことから2回目の実施を、また、私立保育所に対しては実施の支援を図ります。

推進に当たっては、保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。

また、評価結果については、認可保育所全体の課題として捉えて改善に取り組み、保育所の質の向上を図ります。

なお、評価結果については、ホームページ等で広く公開します。

21206 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課）

地域型保育事業は、小規模かつ満3歳未満のこどもを対象とする事業であり、卒園後の受け皿となる教育・保育施設等との連携関係の確保が義務付けられています。

地域型保育事業については、事業者の安定した運営を考慮し、引き続き既存の教育・保育施設等実施事業者が実施を検討する場合を優先して必要な支援を行うものとします。

21207 幼保小連絡協議会（子育て支援課）

幼稚園及び保育所等と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした連絡会議を開催します。

また、幼稚園・保育所等の園児と小学生の交流活動も推進し、相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に繋ぎ、橋渡しを図ります。

発達障がい等により配慮が必要な児童が増加傾向にあるため、現状の開催回数を維持しつつ、必要に応じた開催機会の増加を検討します。

21208 保育所職員等研修事業（子育て支援課）

保育の質の向上を図るため、保育所に勤務する保育士を対象に、3歳未満児・障がい児研修等の職場外研修を実施します。

私立幼稚園については、施設職員研修の充実に対して適切な支援を検討します。

21209 保育士等処遇改善事業（子育て支援課）

私立保育所に勤務する保育士等の賃金改善に要する費用を私立保育所に交付し、給与の改善、離職の防止、業務負担の軽減等により保育士の人材確保を図ります。

また、国の処遇改善加算等の実施について助言・指導するとともに、必要な処遇改善策の適切な支援に努めます。

さらに、公私立問わず、保育所等に非正規で勤務し、保育にあたる職員に対し、その勤務時間に応じ就労奨励金を交付するなど、保育士等の処遇改善に努めます。

21210 実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援課）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後は、幼児教育・保育の無償化により、実費徴収となった副食費は継続して実施していく一方、無償化による負担軽減が図られている費用については、実施の必要性について検討していきます。

21211 特色ある教育・保育事業者の参入促進事業（子育て支援課）

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新制度による新規事業であるため、市では現在実施していません。今後も、市域全体における教育・保育施設の定員数が、利用見込み量を含めた総数が確保されていることから、事業者の安定した運営を考慮し、既存の教育・保育施設等実施事業者が行う各種教育・保育サービス等の実施を優先的に実施するため、本事業は実施しません。

公立から民間への移行を検討しつつ、未就学児人口が減少するなかでの既存事業者の運営を安定化させるために、今後も市内教育・保育事業者との連携により保育を提供し、私立事業者の運営を考慮した入所調整を行っていきます。

（２）学童期・思春期

基本施策２－１ こども・若者が安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育

【質の高い教育・保育の提供に関する事業】

22101 教育相談員配置事業（学校教育課）

教育相談員を設置して、児童生徒、保護者及び教職員を対象に、学校生活（不登校を含む）や友人関係、家庭生活等に関する相談に対応し、児童生徒等が悩みを抱え込むことなく相談できる環境を整えます。

また、小中学校における相談体制の充実及び教育相談員との連携により、不登校になる前の段階における対応を充実させ、不登校の児童生徒の減少に努めます。

22102 就学支援事業（学校教育課）【15133・再掲】

障がいのある就学予定者（満3歳以上）及び児童生徒の相談と一貫した教育支援を行うため、佐久市就学支援委員会の運営や学習適用検査員による知能検査実施、就学支援専門員の学校訪問による学校・児童生徒等・保護者との相談、研修会等の開催などにより、児童生徒等の就学相談及び教育支援を実施します。

就学相談件数等が増加している中、幼稚園・保育園、市福祉部局、小中学校及び就学支援委員会専門員との連携を密にし、早い段階で対応することにより対象児童生徒の早期の自立を促します。

22103 特別支援教育支援員配置事業（学校教育課）【15134・再掲】

障がいのある児童生徒の安全確保と学校生活上で必要とする介助や支援を行うため、通常学級で学習する発達障がい傾向のある児童生徒を中心に特別支援教育支援員を配置します。

また、障がいのある児童生徒が、安全で充実した学校生活を送れるよう、障がいの特性の理解や障がいのある児童生徒の支援の仕方についての研修会を実施します。

市福祉部局や健康づくり部局との連携により、増えつつある特別な支援が必要な児童生徒の、早い段階での自立支援を図るとともに、特別支援教育支援員の質の向上や充実に努めます。

22104 保育士資格保有者の確保・活用（子育て支援課）【21201・再掲】

3歳未満児の保育需要や障がい理由とした保育士の加配希望は増加傾向にあることを踏まえ、3歳未満児の保育基準を満たす保育士や加配保育士を確保し、年度途中での入所にスムーズに対応できるよう努めます。

また、ハローワークとの連携強化やインターネット等を活用し、保育士資格を持っても保育士として働いていない有資格者・潜在保育士の更なる掘り起しに努めます。

さらに、従事可能時間の短時間化に対応するため、保育士以外の資格者の活用や保育士等の資格を持たない方の補助的な活用により、保育の質と量の確保を図ります。

22105 教育・保育施設等の運営基準の設定（子育て支援課）【21202・再掲】

教育・保育施設及び地域型保育事業の運営基準において、人材確保が課題ではありますが、国基準を上回る園児一人あたりの保育士数の配置基準を継続して設定する等により、今後見込まれる3歳未満児の保育希望の増加・保育ニーズの多様化・保育の長時間化に対応できる、充実したサービスの確保に努めます。

・1歳児の公立保育所保育士の配置基準

（国基準）保育士1人につき保育できる児童数6人

（本市基準）保育士1人につき保育できる児童数4人

22106 乳児保育事業（子育て支援課）【21203・再掲】

乳児保育は、就労する保護者の保育支援として重要な施策であり、公立保育所15園、私立保育所8園、私立認定こども園3園で実施しています。

産後入所の早期化、利用時間の長時間化、途中入所等に対応するため、ハローワーク等を通じ、保育士の確保に努めます。

また、乳児保育を充実させるため、今までと同様、保健師、看護師、小学校教諭等の保育士以外の協力を得るとともに、子育て経験のある無資格者の活用を検討しつつ、研修等の実施により、職員の能力向上に努めます。

22107 1歳児保育推進事業（子育て支援課）【21204・再掲】

公立保育所では、従前より独自の基準として1歳児に対して4人に1人の保育士を配置してきましたが、私立保育所においては、財政的な問題や年度の途中で人材を確保することが難しいなど課題があります。

公立保育所では、引き続き、看護師、小学校教諭等、保育士以外の資格所有者の活用、子育て経験のある無資格者の活用、研修等の実施等による人材の確保を図り保育の質の向上を推進します。また、私立保育所には補助金交付による財政支援を行い事業の推進を図り、保育士の確保により1歳児保育の利用需要に対応します。

22108 保育所第三者評価の推進（子育て支援課）【21205・再掲】

保育所のサービスの質の維持・向上を図るため、第三者評価制度を推進します。

公立保育所においては全て完了したため、今後は私立保育所での実施の支援を図ります。

推進に当たっては、保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を行います。

また、評価結果については、認可保育所全体の課題として捉えて改善に取り組み、保育所の質の向上を図ります。

なお、評価結果については、ホームページ等で広く公開します。

**22109 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課）
（21206・再掲）**

地域型保育事業は、小規模かつ満3歳未満のこどもを対象とする事業であり、卒園後の受け皿となる教育・保育施設等との連携関係の確保が義務付けられています。

地域型保育事業については、事業者の安定した運営を考慮し、引き続き既存の教育・保育施設等実施事業者が実施を検討する場合を優先して必要な支援を行うものとします。

22110 幼保小連絡協議会（子育て支援課）【21207・再掲】

幼稚園及び保育所等と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした連絡会議を開催します。

また、幼稚園・保育所等の園児と小学生の交流活動も推進し、相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に繋ぎ、橋渡しを図ります。

発達障がい等により配慮が必要な児童が増加傾向にあるため、現状の開催回数を維持しつつ、必要に応じた開催機会の増加を検討します。

22111 子育て支援4者連絡会議（子育て支援課）【12102・再掲】

中学校区毎の課題の共有化、学校、児童館、地域との連携等を図るため、小中学校長、教育相談員、民生児童委員正副会長・主任児童委員、児童館長による連絡会議を継続して開催し、更なる情報共有と連携強化を図ります。

【職員の職務能力向上に向けた取組の推進に関する事業】

22112 保育所職員等研修事業（子育て支援課）【21208・再掲】

保育の質の向上を図るため、保育所に勤務する保育士を対象に、3歳未満児・障がい児研修等の職場外研修を実施します。

私立幼稚園については、施設職員研修の充実に対して適切な支援を検討します。

22113 保育士等処遇改善事業（子育て支援課）【21209・再掲】

私立保育所に勤務する保育士等の賃金改善に要する費用を私立保育所に交付し、給与の改善、離職の防止、業務負担の軽減等により保育士の人材確保を図ります。

公立については、新たな雇用制度により一定の改善が見込まれる一方、私立については、国の処遇改善加算等の実施について助言・指導するとともに、必要な処遇改善策の適切な支援に努めます。

22114 実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援課）【21210・再掲】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後は、幼児教育・保育の無償化により、実費徴収となった副食費は継続して実施していく一方、無償化による負担軽減が図られている費用については、実施の必要性について検討していきます。

22115 特色ある教育・保育事業者の参入促進事業（子育て支援課）【21211・再掲】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新制度による新規事業であるため、市では現在実施していません。今後も、市域全体における教育・保育施設の定員数が、利用見込み量を含めた総数が確保されていることから、事業者の安定した運営を考慮し、既存の教育・保育施設等実施事業者が行う各種教育・保育サービス等の実施を優先的に実施するため、本事業は実施しません。

公立から民間への移行を検討しつつ、未就学児人口が減少するなかでの既存事業者の運営を安定化させるために、今後も市内教育・保育事業者との連携により保育を提供し、私立事業者の運営を考慮した入所調整を行っていきます。

基本施策２－２ 居場所づくり

22201 こどもの居場所づくり支援（子育て支援課）【12101・14203・再掲】

市内で地域住民等が主体となり開設することも食堂等の「こどもの居場所」の取組を応援し、市のホームページ等を活用し広報活動の支援や、市民公民館等公共施設の利用料の減免、補助金等の情報提供等を行います。

こどもの居場所づくりを促進することで、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することを目指します。

22202 児童館運営事業（小学生）（子育て支援課）【12103・再掲】

市では、子育て支援対策の中で、特に放課後の児童健全育成が重要な施策であるとの認識のもと、市内全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

今後も児童の健全育成のため、放課後の児童が過ごす適切な環境を必要とするのは、留守家庭の児童だけでなく、全ての児童を対象に放課後の居場所や遊びの場の提供を地域と連携しながら行います。

併せて、家庭環境における諸問題や児童の行動面等に関する諸問題の発見と予防のための相談・情報提供、また、働きながら子育てをする保護者の生活支援のため、児童館の多機能化を図り、引き続き地域の子育て支援ネットワークの核となる地域の子育て拠点にふさわしい児童館運営に努めます。

22203 児童館の日曜開館（小学生）（子育て支援課）【12104・再掲】

保護者の就労形態の多様化を踏まえ、休校日における児童の居場所づくりのため、岩村田児童館・中込児童館において実施しています。

今後は、利用児童や保護者の利便性など考慮し、開館場所の検討も行います。

22204 児童館建設事業（子育て支援課）【12105・再掲】

市では、児童館を児童の健全育成のため、放課後の居場所対策として、1小学校区、1児童館の方針で整備しています。

なお、野沢会館の建替えに伴う公共施設の再配置、また野沢地区のまちづくりと併せ、野沢児童館を野沢小学校周辺に移転します。

また、臼田地区は新小学校が令和5(2023)年度に開校しました。整備方針は、1小学校区、1児童館ですが、臼田地区4児童館(臼田、青沼、切原、田口)は合併後整備しており、建物の状況も良好な状態であることから、当面既存の5児童館を存続していきます。

22205 児童館に集まれ事業（子育て支援課）【12106・再掲】

休日の児童館において、スポーツ・探検・ものづくり等の遊びを実施する事業です。

本事業は、ボランティアのお兄さん、お姉さんとの交流や集団活動を通して、社会のルールを学び、子どもたちの自立心や社会性を高めることを目的としており、共働き等で子どもを休日遊びに連れて行くことができない家庭への子育て支援の一助として実施しています。

22206 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）【12107・再掲】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して健全育成を図ります。

なお、現在、放課後児童クラブは市内で2箇所設置されており、いずれも保護者会が運営しています。引き続き、国の制度に基づいた支援を行うとともに、事業実施などに関し運営団体と連携を図ります。

22207 放課後子供教室の検討（学校教育課）【12108・再掲】

小学校によっては、地域の方の協力により学校を一部開放して、学習指導等を実施していますが、実施にあたっては、学校管理や教職員の負担増等の課題もあります。臼田地区新小学校についても、当面は小学校周辺に児童館を整備しないことから、必要に応じて、関係部署と連携し、これまでの事例や他自治体の取組等を参考に検討します。

22208 子ども未来館管理事業（子育て支援課）【12109・再掲】

21世紀を担う子どもたちが、科学的探究心や自発的・創造的実践活動を通して未来への夢を育み、健全に成長するよう、様々な科学実験や特別企画展、天体観望会などの事業をより充実させ、入館者の増加を図ります。

さらに、マタニティプラネタリウムの開催や、助産師等との連携による子育てに関する悩み相談や骨盤ケア、講演会等を開催し、出産・育児に対する不安やストレスの軽減事業にも引き続き取り組んでいきます。

22209 チャイルドライン支援事業（子育て支援課）【12110・再掲】

チャイルドラインは、子どもたちの心に寄り添いながら、子どもたちが自らの力で問題解決に踏み出す手助けを目的とした子ども専用の電話です。いじめや自殺問題への対応した、子育て支援策の一環として、NPO法人による子どもの心の居場所となる活動を支援します。

今後は、様々な機会を通じて事業や運営団体をPRするとともに、受け手の確保不足の解消として、受け手養成講座のPRは継続して支援を行います。

22210 児童遊園遊具設置等事業（子育て支援課）【12111・再掲】

児童に健全な遊びの場を与え、児童の健康増進を図り、情操豊かにするとともに、交通、水難等の事故から児童を守るため、区が行う児童遊園の遊具設置、更新、補修または撤去に要する経費に対し、引き続き補助を行っていきます。

22211 佐久地域こども応援プラットフォーム（子育て支援課）【12112・14103・再掲】

市では、長野県や佐久地域市町村、NPO、ボランティアなどとともに、多様な主体が連携し地域が一体となってこどもの居場所づくりを推進する支援組織「佐久地域こども応援プラットフォーム」に参画し、官民協働で社会貢献活動に意欲のある個人、団体等を支援し「食」、「学習」、「相談」など、様々な機能を持つこどもの居場所の確保を図るとともに、子育て環境を取り巻く個人、団体等の繋がりやそれぞれの活動を高めあう「場」の提供も行っています。

今後も団体等の活動支援を行い、こどもの居場所づくりの支援を行うとともに、地域ぐるみの「子育て」を推進していきます。

基本施策２－３ 不登校のこどもへの支援

22301 教育相談員配置事業（学校教育課）【22101・再掲】

教育相談員を設置して、児童生徒、保護者及び教職員を対象に、学校生活（不登校を含む）や友人関係、家庭生活等に関する相談に対応し、児童生徒等が悩みを抱え込むことなく相談できる環境を整えます。

また、小中学校における相談体制の充実及び教育相談員との連携により、不登校になる前の段階における対応を充実させ、不登校の児童生徒の減少に努めます。

22302 チャレンジ教室設置事業（学校教育課）

不登校の児童生徒の受け皿として、学校への早期通学復帰に向けての指導援助を行うため中間教室（チャレンジ教室）を設置します。

適応指導員2名を配置する中で、学習や運動、社会見学などを通して、学力や体力、コミュニケーション能力の維持・向上、チャレンジ教室における適応指導の充実を図ります。

（３）青年期

基本施策３－１ 自己の価値観や生き方の確立支援

23101 こどもの居場所づくり支援（子育て支援課）【12101・14203・22201・再掲】

市内で地域住民等が主体となり開設するこども食堂等の「こどもの居場所」の取組を応援し、市のホームページ等を活用し広報活動の支援や、市民公民館等公共施設の利用料の減免、補助金等の情報提供等を行います。

こどもの居場所づくりを促進することで、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することを目指します。

23102 こども・若者への意見聴取（こども政策に関わる全ての課）【11301・再掲】

こども政策に関して意見を聞いてもらえると感じていないこども・若者が多いことから、アンケートや児童館または小・中・高校を通じてのヒアリング等、定期的に意見を聞くように努めます。

23103 学習室の設置事業（生涯学習課）【12202・再掲】

こどもたちが安全に利用できる自主学習の場を、浅間会館、生涯学習センター（野沢会館）、中込会館、東会館で提供します。こどもの居場所としての役割も担っており、良好な学習環境として、小学生から一般の方まで多くの方が利用しています。

基本施策3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

23201 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進（商工振興課） 【11201・14301・再掲】

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、労働者、事業主、地域住民等に対し、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加の啓発を通じて、法律や制度等の理解を深めつつ、ワーク・ライフ・バランスへの意識の啓発を図ります。

また、働きながら子育てをしている全ての人が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用についてインターネット、紙媒体、イベントなど様々な手段で普及啓発に取り組むと同時に、効果的な普及啓発のあり方について検討します。

23202 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進（商工振興課） 【11202・14302・再掲】

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に対して従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。

これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、計画策定についての認知と理解の向上に努めます。

23203 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進（商工振興課）【11203・14303・再掲】

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立が出来るような働きやすい職場環境づくりの取組を宣言してもらう県の制度です。

市としても子育てにやさしいまちづくりを推進するため、広報・HP等での登録企業の紹介等を行い、関係機関等との連携により、仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくりを促進するとともに、制度促進のための効果的な手法を検討し、他市の状況等を参考にしつつ、必要に応じて現状の取組について見直しを進めます。

23204 子育て期の女性就業相談（子育て支援課・商工振興課）【11204・14304・再掲】

子育てと仕事の良いバランスを図るため、再就職への不安などの就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援として、ハローワークや地域就労支援センターと連携した相談会をつどいの広場等において継続的に開催するとともに、市の無料職業紹介所である「さくさくワーク」でも必要な支援を行います。

23205 自立支援教育訓練給付事業（子育て支援課）【11205・14305・再掲】

母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座（医療事務、介護職員初任者研修等）を受講した場合、講座終了後に受講料の6割相当額を支給し、自立を支援します。

23206 高等職業訓練促進給付金事業（子育て支援課）【11206・14306・再掲】

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、6か月以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を引き続き支給していきます。

23207 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子育て支援課）
【11207・14307・再掲】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施しています。ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験合格のため、講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

23208 県就業支援員制度（子育て支援課）【11208・14308・再掲】

就業活動が困難な母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の父母に対し、県就業支援員がアドバイスし就業活動を支援します。市では、就業を促進するために制度の更なる周知を図り、就業活動を支援していきます。

23209 児童手当支給事業（子育て支援課）【14401・再掲】

子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者への手当支給を継続して実施していきます。

23210 妊産婦（プレママ）福祉医療費給付事業（国保医療課）

平成28年4月より、妊産婦の方が母子手帳交付月から出産（流産・死産含む）の翌月末までの間に医療機関等で保険診療を受けた場合、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります。

23211 子ども福祉医療費給付事業（国保医療課）【14402・再掲】

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもが、医療機関等で保険診療を受けた場合、平成30年8月から、診療報酬明細書ごとに500円までの支払いで受診ができるようになりました。保険対象の医療費のうち、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります。

23212 未熟児養育医療給付事業（国保医療課）【14403・再掲】

出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なまま出生し、指定医療機関へ入院して治療を行う必要のあるこどもに医療の給付を行い、家計への負担軽減を図ります。

基本施策3-3 結婚を希望する方への支援

23301 結婚相談事業への支援（福祉課）

少子化対策のため、佐久市社会福祉協議会が実施している「結婚相談事業」に対し、負担金を交付し、事業の支援を行います。

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現

基本施策1-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

31101 児童手当支給事業（子育て支援課）【14401・23209・再掲】

子育て家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者への手当支給を継続して実施していきます。

31102 妊産婦（プレママ）福祉医療費給付事業（国保医療課）【23210・再掲】

平成28年4月より、妊産婦の方が母子手帳交付月から出産（流産・死産含む）の翌月末までの間に医療機関等で保険診療を受けた場合、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります。

31103 子ども福祉医療費給付事業（国保医療課）【14402・23211・再掲】

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもが、医療機関等で保険診療を受けた場合、平成30年8月から、診療報酬明細書ごとに500円までの支払いで受診ができるようになりました。保険対象の医療費のうち、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります。

31104 未熟児養育医療給付事業（国保医療課）

出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なまま出生し、指定医療機関へ入院して治療を行う必要のあるこどもに医療の給付を行い、家計への負担軽減を図ります。

31105 多子世帯の保育料軽減（子育て支援課）【14404・再掲】

第3子以降を生み、育てやすい環境を整えることを目的に、国や県の基準を参考に第2子以降の保育所等の保育料を軽減し、多子世帯の子育てに要する経済的負担を軽減するものです。

今後は、幼児教育・保育の無償化により3歳未満児についてのみ実施していきます。また、多子世帯の保護者負担の軽減については、他の自治体の状況も参考に研究してまいります。

31106 コウノトリ支援事業（健康づくり推進課）【13327・21127・再掲】

不妊治療及び不育症に関する治療を受けた夫婦に対し、必要時に医療機関に治療内容等確認を行い、保険診療外の費用の一部を助成します。また、不妊治療及び不育症に関する相談にも応じます。

31107 通園費補助事業（子育て支援課）【14405・再掲】

保護者の負担軽減を図るため、最寄りの保育所までの距離が4km以上ある遠距離通園児の保護者に対して通園費を補助する事業です。

今後は、公立保育所から私立への移管を含めた保育所の統廃合により、施設数は減少するものの、対象者は増加が見込まれるため、必要量に応じた事業の拡充に努めます。

31108 障がい児福祉手当給付事業（福祉課）

常時介護を要する在宅の重度障がい児（満20歳未満）に対して手当を支給することにより、重度障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

31109 特別児童扶養手当給付事業（福祉課）【14407・15114・再掲】

国の事業で、精神または身体に障がいのある満20歳未満の在宅の障がい児の福祉の増進を図ることを目的に、障がい児を養育・監護している父または母に支給するものであり、市は県に進達を行っています。障がいゆえに生じる特別な負担の一助として手当を支給することにより、障がい児の福祉の向上とその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

31110 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）【14408・再掲】

こどもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、18歳までの児童を養育しているひとり親または養育者に児童扶養手当を支給していきます。

31111 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（国保医療課）【14409・再掲】

18歳までの児童を養育しているひとり親とその児童が医療機関等で保険診療を受けた場合、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります（一部要件により20歳まで延長）。

31112 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）【14101・再掲】

児童生徒が、経済的な理由により学習を妨げられることがなく学校生活を送れるよう、学用品費や学校給食費などの費用の一部を保護者に援助することで、経済的負担の軽減に努めます。

31113 妊婦のための支援給付交付金（健康づくり推進課）

妊婦の経済的負担を軽減します。

妊娠の届出を行った妊婦に対し、給付金を支給することにより、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等の経済的負担軽減を図ります。

31114 低所得世帯の妊婦に対する初回産科受診料助成金（健康づくり推進課）

低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげます。

低所得世帯の妊婦が経済的負担等から初回の診察を受けず、必要な支援を受けられないことを防ぎ、継続的に妊婦の状況を把握することで、適切な支援につなげることを目指します。

31115 新生児聴覚検査事業（健康づくり推進課）

新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期支援を図ります。

新生児聴覚検査に係る費用を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減します。

31116 新生児聴覚検査県外受検費用償還払い（健康づくり推進課）

里帰り出産等により県外医療機関において新生児聴覚検査を受検する場合に、申請により公費助成分の受検費用の償還払いを行うことにより、県内受検者と同様に受検費用の負担を軽減します。

31117 地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の検討 (子育て支援課)

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業の実施を検討し、保護者の経済的負担の軽減を目指します。

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現

基本施策2-1 地域子育て支援による教育・保育・相談環境の充実

32101 延長保育事業(子育て支援課)

新制度では、保護者は11時間まで保育を利用する「保育標準時間」と8時間まで保育を利用する「保育短時間」の認定を受けますが、延長保育事業は、保護者の就労等を支援するため、それぞれの認定された時間を超えて保育を実施する事業です。

市では、児童の健やかな成長に必要な家庭保育時間確保の視点をもって、保護者の就労支援とのバランスに配慮したサービス提供に取り組んできましたが、労働力不足による就労時間の延長から、延長保育利用の増加が進んでいます。

保育士の負担軽減のため、延長時間帯専属の保育士の確保に加え、子育て経験のある無資格補助職員の導入などにより、職員体制の充実を図ります。

32102 一時預かり事業(子育て支援課)

保育所等による一時預かり事業は、保護者の傷病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により、家庭保育が困難となる児童を保育所等で一時的に保育する事業です。

また、幼稚園等で行われている預かり保育は、保護者の子育てを支援するため、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を実施する事業です。

利用していないスペースの活用や一時保育の専用の部屋を持つ保育所に担当の保育士を配置するなど保育の量の確保と質の向上に努め、事業の推進を図るとともに、積極的な周知により事業の認知度の向上を図ります。

また、幼稚園における預かり保育は、平日の平均利用者が200人を越えており需要の高い事業です。

近年は、就労形態が多様化し、利用希望が増加しているため、保育士の確保が急務となっています。今後もニーズの動向を把握し、必要に応じ提供数増加について検討しつつ、事業の継続について支援していきます。

32103 休日保育事業(子育て支援課)

日曜・祝日も就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育所で休日保育を実施します。近年では、就労機会の増大、ニーズの多様化による利用希望が増加し、時期による希望数の増減がみられます。必要量の増加や地域ごとの必要量により、実施施設や利用可能数の増加の必要性について検討しながら、事業を継続していきます。

32104 病児・病後児保育事業（子育て支援課）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期に至らない児童(病児)や回復期の児童(病後児)を保育所等の専用のスペースで一時的に預かる事業です。

1歳から小学校就学前までの児童を対象にして、現在、病児保育は浅間総合病院、病後児保育は岸野保育園で実施しています。

今後は、多様化する保育ニーズ、事業の浸透による利用者が増えつつあること、時期による利用希望の差が大きいこと等を勘案し、提供量と必要量の推移に応じ、新たな実施箇所を考慮しながら、方向性を検討していきます。

32105 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）【16102・再掲】

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

事業の実施により、養育に係る保護者の負担軽減を図ります。

32106 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（子育て支援課）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進します。

乳幼児等の児童を有する者を会員として、援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、身近に頼れる相手がいらないことによる子育ての不安感と育児の負担を軽減することを目指します。

ニーズの高い一時預かりに関連する事業に市として取り組み、事業内容の充実を図るため、事業の実施主体を令和7(2025)年度より佐久市社会福祉協議会から市へ変更して実施します。

また、支援内容、料金等についても見直しを行い、新規にひとり親家庭等への利用料金の助成も行う予定です。

32107 家庭児童相談室運営事業・家庭児童相談事業（子育て支援課）【16103・再掲】

こどもに関する様々な相談(児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭の養育環境等)について、子ども特別対策推進員が関係機関と連携して相談に応じます。

児童館では、児童館長が家庭児童相談員を兼務しており、来館した保護者の子育て相談に応じます。

相談は、電話や来室のほか、メールでの相談も受け付けし、子育て不安の解消や虐待の未然防止を図ります。

32108 教育相談員配置事業（学校教育課）【22101・22301・再掲】

教育相談員を設置して、児童生徒、保護者及び教職員を対象に、学校生活(不登校を含む)や友人関係、家庭生活等に関する相談に対応し、児童生徒等が悩みを抱え込むことなく相談できる環境を整えます。

また、小中学校における相談体制の充実及び教育相談員との連携により、不登校になる前の段階における対応を充実させ、不登校の児童生徒の減少に努めます。

32109 就学支援事業（学校教育課）【15133・22102・再掲】

障がいのある就学予定者（満3歳以上）及び児童生徒の相談と一貫した教育支援を行うため、佐久市就学支援委員会の運営や学習適用検査員による知能検査実施、就学支援専門員の学校訪問による学校・児童生徒等・保護者との相談、研修会等の開催などにより、児童生徒等の就学相談及び教育支援を実施します。

就学相談件数等が増加している中、幼稚園・保育園、市福祉部局、小中学校及び就学支援委員会専門員との連携を密にし、早い段階で対応することにより対象児童生徒の早期の自立を促します。

32110 特別支援教育支援員配置事業（学校教育課）【15134・22103・再掲】

障がいのある児童生徒の安全確保と学校生活上で必要とする介助や支援を行うため、通常学級で学習する発達障がいの傾向のある児童生徒を中心に特別支援教育支援員を配置します。

また、障がいのある児童生徒が、安全で充実した学校生活が送れるよう、障がいの特性の理解や障がいのある児童生徒の支援の仕方についての研修会を実施します。

市福祉部局や健康づくり部局との連携により、増えつつある特別な支援が必要な児童生徒の、早い段階での自立支援を図るとともに、特別支援教育支援員の質の向上や充実に努めます。

32111 チャレンジ教室設置事業（学校教育課）【22302・再掲】

不登校の児童生徒の受け皿として、学校への早期通学復帰に向けての指導援助を行うため中間教室（チャレンジ教室）を設置します。

適応指導員2名を配置する中で、学習や運動、社会見学などを通して、学力や体力、コミュニケーション能力の維持・向上、チャレンジ教室における適応指導の充実を図ります。

32112 民生児童委員・主任児童委員活動事業（福祉課）

民生児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担う無報酬のボランティアであり、特別職の地方公務員です。

民生児童委員の中には、児童福祉法に関する事項を専門に担当する主任児童委員がおり、市や福祉関係機関、学校と連携し、地域において児童福祉に関する個別援助や児童健全育成、子育て支援活動を行っています。

市は、研修会等の開催により民生児童委員の活動を支援し、地域における相談支援の充実を図ります。

民生児童委員の担い手不足と高齢化は、全国的な課題でもあり、佐久市でも重要な課題となっておりますので、引き続き検討が必要です。

32113 利用者支援事業・基本型（子育てなんでも相談室）（子育て支援課）

既存の育児相談などのサービス機能をさらに強化するため、こども及びその保護者または妊娠している方が、教育・保育施設や各種子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行います。

併せて、関係機関との連絡調整や幼児期の教育・保育施設への入所調整を含む利用支援等を行うことで、子育て支援サービスへの利用を効果的に結びつける「ワンストップサービス」を提供するとともに、更なる事業の周知により、利用者の増加を図ります。

また、健康づくり推進課が担う「母子保健型」と連携を図り、利用者に対しきめ細かく、切れ目のない支援を行います。

32114 子育て支援情報サイト（子育て支援課）

市の子育て情報をわかりやすく整理し、利用者が知りたいサービスが容易に検索できる「子育て支援情報サイト」の公開・運営を官民協働事業により継続して実施します。

様々な子育て支援に関する民間情報の収集に努め、子育てを応援するサイトの充実と認知度、利用数の向上を図ります。

32115 子育て力向上事業 教えて！ドクター（健康づくり推進課）

こどもの病気について、子育て家庭の不安軽減を図るほか、子育て力向上により、不要不急の病院受診抑制、ひいては医療費の軽減を図る仕組みづくりを目的とし、市が平成27年度から一般社団法人佐久医師会に委託し実施しています。

こどもの病気のホームケア、救急車を呼ぶタイミングや予防接種受診目安等をまとめた冊子・無料アプリを制作し、保育園・幼稚園、母子手帳発行窓口等で配布しています。さらに、小児科医が冊子を用いた出前講座、ホームページやSNSでの情報発信などを行い保護者の啓発に取り組んでいきます。

32116 少年センター情報誌「佐久っ子だより」（生涯学習課）

こども向け情報誌「佐久っ子だより」を年4回発行し、市内の各保育所・幼稚園・小学校のこどもたち全員に配布します。また、児童館、図書館等市内公的機関に設置し、広く市民に情報提供します。

こども向けイベント等の情報だけでなく、子育て相談や施設等の情報を充実できるよう、掲載内容の見直し等を図ります。

【子育て支援ネットワークづくりに関する事業】

32117 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課）【16105・再掲】

就学前の乳幼児と保護者を対象に、地域子育て支援拠点施設において子育て親子の交流と遊びの場を提供し、交流を促進することにより、親子の孤立を防ぐとともに、子育て等に関する相談や情報提供、講習会等の事業を、市内5箇所のつどいの広場と2箇所の保育所において実施します。

32118 つどいの広場事業（子育て支援課）

地域子育て支援拠点として、子育て中の親子の交流の機会やこどもの遊びの場を提供するとともに、子育て専門相談員による子育てに関する悩みの相談・助言、地域の子育て関連情報の提供を行い、育児の不安を少しでも解消できるよう努めます。

また、相談から支援につなぐため、関係機関との連携を図ります。

32119 保育所における地域子育て拠点事業（子育て支援課）

市内の認可保育所（岸野保育園・小雀保育園）において、就学前の子育て中の親子を対象に地域の子育て支援事業として、育児不安の解消を目的に相談助言や、基本的な料理教室、障がいのあるこどもたちのための音楽遊び、講演会等を開催します。

今後も地域全体で子育て家庭を支援するため、地域に開かれた社会資源として保育のもつ専門的機能を地域住民のために活用し、地域の需要に応じた幅広い活動を促進するとともに、通園児との交流等、保育所ならではの事業内容により実施を継続し、育児不安の解消に努めます。

32120 子育てサロン事業（子育て支援課）【16106・再掲】

地域で孤立しがちな母親を支援するため、市内児童館を巡回し、育児相談や育児に関する情報提供のほか、母親同士の交流の場の提供を行います。

遊びを通して、仲間づくりをし、気軽に悩みを相談できる場を提供することにより、育児不安の軽減を図ります。

参加児童の低年齢化と参加者の減少がみられることから、今後は利用者数などを勘案し、事業の実施回数や実施場所等を検討しながら実施していきます。

32121 多胎児をもつ親の会への支援「さくらんぼキッズ」（子育て支援課）

多胎児が心身ともに健やかに育つために、保護者が同じ悩みを共有できる場・情報交換の場・仲間作りの場を提供することにより、地域でのサポートする力を推進します。

また、助言・支援の充実を図るとともに、他事業や地域の子育てサークル等との連携をさらに強化し、より効果的な助言・支援に努めます。

32122 児童館午前中開放事業（子育て支援課）

就学前の児童と保護者を対象に、親子で安心して遊ぶことができる場、子育てに関する情報交換・交流の場として、平日（小学校の授業のある日）の午前10時から正午までの間、児童館を開放します。（岩村田・野沢・泉・平根・佐久平浅間の5館で実施）

また、子育てサロン、つどいの広場や各種乳幼児健康診査の場を活用し、事業の周知に努め、利用者の増加と利用の促進を図ります。

32123 佐久地域こども応援プラットフォーム（子育て支援課）【12112・14103・22211・再掲】

市では、長野県や佐久地域市町村、NPO、ボランティアなどとともに、多様な主体が連携し地域が一体となってこどもの居場所づくりを推進する支援組織「佐久地域こども応援プラットフォーム」に参画し、官民協働で社会貢献活動に意欲のある個人、団体等を支援し「食」、「学習」、「相談」など、様々な機能を持つこどもの居場所の確保を図るとともに、子育て環境を取り巻く個人、団体等の繋がりやそれぞれの活動を高めあう「場」の提供も行っています。

今後も団体等の活動支援を行い、こどもの居場所づくりの支援を行うとともに、地域ぐるみの「子育て」を推進していきます。

【幼児期の学校教育・保育の環境整備に関する事業】

32124 保育施設等整備事業（子育て支援課）

市内公立保育所15園中、9園が建築後30年以上を経過し、園舎が老朽化しています。また、安全、衛生上の面からも大規模修繕や改築などの対応が必要となってきています。とりわけ、老朽化が著しい中込第一保育園と中込第二保育園を統合し、幼稚園の機能を取り入れた、新しい中込地区新保育所を整備します。

保育施設等については、現状、市全体の合計定員に対する在園児童数に余裕があり、今後、こどもの数が減少することが予測される一方、3歳未満児の入所希望の増加や地域による定員と入所希望のミスマッチがあります。

地域に根付いた歴史ある私立の保育施設等の活動状況を勘案しつつ、新たな公立保育施設の役割や整備方針を明確にし、私立保育園への移行を含めた統廃合による施設更新、新制度未移行幼稚園の認定こども園化の促進、提供区域の状況に応じた小規模保育事業所の整備等を検討し、少子化対策に対応した保育環境の提供に努めます。

32125 保育施設改修・維持管理事業（子育て支援課）

市内公立保育所に通うこどもが、安全で良好な施設環境の中で生活ができるよう、保育施設の維持管理、修繕を適宜行います。

私立保育所等については、老朽化の進行による維持管理経費・修繕箇所の増加、大規模改修の必要性が見込まれるため、国・県補助金等を活用する中で、工事・修繕の実施、延命工事の実施等、必要な支援を行います。

32126 公立保育所運営事業（子育て支援課）

市内の公立保育所15園を運営し、保育を必要とする就学前のこどもに対し保育を行っています。

今後、こどもの数は減少が見込まれる一方で、保育ニーズはより多様化しており、公立保育園の運営に当たっては、柔軟性、即時性、即効性がさらに求められること、そして3歳未満児の入所希望の増加が予想され、私立保育所等との連携を強化する必要があります。

引き続き、各保育所等の入所児童数を的確に把握し、必要に応じ施設の配置等について検討を行い、3歳未満児の入所希望数の増加に対応できるよう努めます。

保育所運営に関しては、「地域の中で地域住民と共に保育を行う」という視点で、地域に開かれた地域の子育て支援施設としての役割を果たしていきます。また、保育士の研修による保育士の資質向上に努め、保育の質の向上を図ります。

さらには、保育時間の長時間化、手厚い保育を必要とする児童の増加による保育士不足と事務的な負担増加を解消するため、情報通信機器の導入等による事務負担の軽減を図り、人材確保・離職防止に努めます。

また、入所児童に対し安心安全な給食を安定的に提供するため、給食調理業務の外部委託等についても検討していきます。

32127 私立保育所委託事業（子育て支援課）

市内の私立保育所に保育を必要とする就学前のこどもに対する保育を引き続き委託します。現在、一部の保育所では定員を上回る状況となっているため、今後予想される3歳未満児の保育需要増加への対応、今後のこどもの数の増減や保育ニーズなどから適正な定員の設定を促進します。

また、保育の供給量の確保やさらに多様化する保育ニーズへの対応には、私立保育所の役割が大変重要であることから、こども・子育て支援新制度においても運営の安定や保育の質の向上が図られるように、次のような支援を視野に入れて推進します。

- ・医療的ケア児の受け入れのための看護師雇用等に対する支援
- ・情報通信機器導入等への支援
- ・保育人材確保の支援
- ・公立園からの移管を含めた統合・改築等の支援
- ・新制度未移行幼稚園の認定こども園化に対する支援

32128 広域入所保育事業（子育て支援課）

保護者の勤務等の都合により、本市の児童を他市町村の保育所に預けたり、他市町村の児童を本市の保育所で受け入れたりする事業を実施しています。

利用者が選ぶ保育所という視点で、人口・商業集中地区での入所希望に対応できるよう、各市町村とより連携を深めるとともに、保育士の確保等による受け皿の確保に努め、広域入所保育事業に対応していきます。

32129 私立幼稚園運営費補助金（子育て支援課）

市内私立幼稚園に対し、運営費の補助金を交付することにより、教育環境の充実を支援します。

また、私立幼稚園が新制度における認定こども園への意向を希望した場合には、今後見込まれる未就学児人口の減少と3歳未満児保育の増加する需要に対応するとともに、認定こども園への円滑な移行を継続して支援します。

32130 認定こども園への移行の促進（子育て支援課）

市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報や3歳未満児保育のノウハウ等の提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備や有資格職員の確保等、移行のために必要な支援について検討を行います。

32131 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課） 【21206・22109・再掲】

地域型保育事業は、小規模かつ満3歳未満のこどもを対象とする事業であり、卒園後の受け皿となる教育・保育施設等との連携関係の確保が義務付けられています。

地域型保育事業については、事業者の安定した運営を考慮し、引き続き既存の教育・保育施設等実施事業者が実施を検討する場合を優先して必要な支援を行うものとします。

32132 幼保小連絡協議会（子育て支援課）【21207・22110・再掲】

幼稚園及び保育所等と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした連絡会議を開催します。

また、幼稚園・保育所等の園児と小学生の交流活動も推進し、相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に繋ぎ、橋渡しを図ります。

発達障がい等により配慮が必要な児童が増加傾向にあるため、現状の開催回数を維持しつつ、必要に応じた開催機会の増加を検討します。

32133 子育て支援4者連絡会議（子育て支援課）【12102・22111・再掲】

中学校区毎の課題の共有化、学校、児童館、地域との連携等を図るため、小中学校長、教育相談員、民生児童委員正副会長・主任児童委員、児童館長による連絡会議を継続して開催し、更なる情報共有と連携強化を図ります。

基本施策2-2 家庭教育支援による教育・保育・相談環境の充実

【子育て家庭を応援する地域づくりに関する事業】

32201 子育て家庭優待パスポート事業（子育て支援課）

18歳までのこどもがいる世帯に対して、長野県内全ての協賛店から、協賛店舗毎に定められた子育て支援サービスを受けられるパスポートカードを配布します。

また、市内の子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、引き続きながの子ども・子育て応援県民会議や商工会議所等と協働し、事業周知に努め、協賛企業の一層の増加を図ります。

32202 オールマイティ1年生事業（子育て支援課）

世界中の小学1年生を対象に、市内のファミリー型の体験学習施設や文化施設、観光交流市施設等を、年間を通して無料で利用できる「オールマイティパス」を交付し、知的好奇心や探求心が芽生えた小学1年生の「学び」や「やる気」、「気づき」を育み、物心両面から子育て家庭を応援します。

また、子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、商工会議所等と協働し、事業の周知を積極的に行い、利用者や協賛店舗、協賛企業等の増加を図ります。

32203 保育所等の地域活動事業（子育て支援課）

保育所等が有する専門的知識・技術等を子育て家庭に提供して支援するとともに、地域の高齢者との交流や、卒園児・未就園児との交流などを通じ、地域に開かれた保育事業活動を展開します。

今後は、新たな地域の特色や様々な年齢、職、文化等の取り入れを行い、活動内容に幅を持たせた事業を行います。

・主な事業：未就園児交流、世代間交流、育児講座の開催、保育所体験の実施

32204 保育キーパー事業（子育て支援課）

核家族化が進み、祖父母との関係が希薄になるなかで、児童がお年寄りと触れ合うことにより培われる優しさや思いやりを育む情操教育を推進するために、公立保育所に保育キーパー（高齢者による保育補助員）を配置します。

32205 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（子育て支援課）

【32106・再掲】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進します。

乳幼児等の児童を有する者を会員として、援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、身近に頼れる相手がいらないことによる子育ての不安感と育児の負担を軽減することを目指します。

ニーズの高い一時預かりに関連する事業に市として取り組み、事業内容の充実を図るため、事業の実施主体を令和7(2025)年度より佐久市社会福祉協議会から市へ変更して実施します。

また、支援内容、料金等についても見直しを行い、新規にひとり親家庭等への利用料金の助成も行う予定です。

32206 乳幼児学級事業（公民館）

市内4地区館及び本館を会場に乳幼児と共に保護者がつどい交流し、地域におけるつながりを育む中で、わが子にあった「私の子育て」について考えていく学習の場です。

32207 親子ふれあい劇場の開催（公民館）

地域で活動をしている劇団や音楽講師の公演・演奏会を親子で鑑賞し、理解を深めるとともに親子の親睦を図ります。

今まで小学校低学年を対象にした内容が多かったですが、様々な年齢層が楽しめる内容を検討します。

32208 親子ふれあい学級（公民館）

市内7地区館での制作活動や体験学習等を通して、親子及び祖父母とのふれあい、また参加者同士が交流し合うことで協調性を学び、こどもの健全育成を図ります。

また、親がこどもと向き合うことで、こどもの成長に喜びと生きがいを感じ、親子共に成長できる活動・体験等を実施します。

32209 小学生の公民館体験学習（公民館）

各地区館において、公民館学習グループの指導により小学生・中学生が公民館体験学習をすることで交流を深めるとともに、公民館活動への理解を深めることを目的に実施します。

地区館管轄の小中学校との協議により開催規模等が異なるので、学校との調整を図り、円滑な実施に努めます。

32210 ジュニアリーダー研修事業（生涯学習課）【12206・再掲】

小学校5・6年生を対象に、様々な体験活動を通して「生きる力」を持った人間性豊かなこどもの育成と地域のリーダーとしての力を身につけることを目的に実施します。

研修を受けたこどもたちのその後の活躍や活動実績について明確にするため、追跡調査等を視野に入れて、事業の在り方を検討していきます。

・主な研修：宿泊研修、夏の自然体験、環境浄化活動、市内施設見学、商業体験、冬の自然体験など。

32211 銀河連邦子ども留学交流事業（生涯学習課）

宇宙科学関連施設が設置されている全国7市町で構成する銀河連邦共和国の代表児童が一堂に会し、体験活動を通して友好を深め、各共和国の相互理解と、宇宙への夢とロマンを育むことを目的に実施します。

研修参加後の参加報告会等の実施を検討し、研修参加の効果を高めていくことを図ります。

・構成市町：北海道大樹町、岩手県大船渡市、秋田県能代市、宮城県角田市、長野県佐久市、神奈川県相模原市、鹿児島県肝付町

32212 佐久市子どもまつり（生涯学習課）【12208・再掲】

「親子で体験！ものづくり」をテーマに、親子で様々な遊具などを制作し、手作りの楽しさにふれながら、幅広い年齢層の指導者との世代間交流を図ります。

参加者数の減少に加えて、各課で実施している類似事業もあるため、合併・廃止等を含めた事業の在り方を検討した上で、更なる世代間交流の促進を図ります。

・主な内容：紙トンボ、スライム、プラメタル、割りばし鉄砲、バルーンアートなどの体験ブースを設置
展示、啓発コーナーでは、スマホ等の利用によるインターネット上のトラブルやその防止策についてのパネル展示やDVDを上映

32213 ふるさと創生人材育成事業（中学生海外研修）（生涯学習課）【12209・再掲】

友好都市モンゴル国スフバートル区及び姉妹都市エストニア共和国サク市の一般家庭へのホームステイを通して国際感覚を養うことにより、佐久市を担う人材を育成します。

海外研修の周知やPRを積極的に行うとともに、今後の応募者数の状況によっては、定員数の見直しを検討していきます。

32214 ふるさと創生人材育成事業（子ども交流研修）（生涯学習課）【12210・再掲】

友好都市モンゴル国ウランバートル市スフバートル区と姉妹都市エストニア共和国サク市の研修生（中学生）を受け入れ、ホームステイや中学校体験入学等を通して、日本の文化・風俗・習慣の理解を求め、子ども同士の友好関係を深めます。

ホストファミリーの間口を広げるべくホストファミリー募集の周知やPRを積極的に行うとともに、小・中学校での交流の様子などを積極的にPRしていきます。

・主な交流内容：日本文化体験、市内見学、中学校体験入学、小学校訪問など。

32215 少年センター育成推進協議会活動費交付金（生涯学習課）【12211・再掲】

各地区の少年センター育成推進員と、地区育成会、支部PTA、子ども会等との連携による地域活動及び地域体験活動に対して、補助金を交付し、市内育成活動を支援します。

児童数の減少により、育成活動を実施できない地区もあるため、複数地区合同での実施等を促していくことで、育成活動を支援していきます。

32216 青少年補導事業（生涯学習課）

街頭補導等を実施する中で下校途中の児童、生徒への「愛のひと声」活動や、市内の小、中、高等学校へ情報交換のための学校訪問を実施します。少年センターの活動については、年10回公民館報に掲載する「少年センターだより」の中で、広く市民に啓発します。

こどもたちの生活の変化により、街頭補導で行き会うこどもの数が減少しているため、より有用な活動となるよう、活動の経路や時間等を見直します。

・主な活動：街頭補導、環境浄化活動、スクールメンタルアドバイザーとの連絡会議、学校訪問など

32217 子育てサークル等活動支援事業（子育て支援課）

子育て家庭が安心して子育てができるまち・環境をつくるために、地域において仲間づくり及び情報交換等を行う子育てサークル等へ活動支援や情報発信等の支援を行います。

地域の子育てサークル等の活動が活発となり、相互に結びつき、地域全体に広がることで、安心して子育てができるまちの実現につなげます。

32218 子ども・子育て支援拠点施設の整備及び運営（子育て支援課）【12203・再掲】

野沢地区の県民佐久運動広場跡地に「子ども・子育て支援拠点施設」を整備することにより、妊娠から出産、子育てに関する様々な相談に各種専門職がワンストップで対応し、「対話と傾聴」を基本とした関わりから親の主体性を育み、こどもや子育て家庭に「信頼と安心」を届けられる「相談支援体制」を構築します。

また、遊びを通して、発想力や創造力、身体能力などのこどもの様々な能力を育み、こどもや子育て家庭が「楽しさ」を実感できる「遊び環境」を整備し、天候を気にすることなく、冬季間でも体を動かして遊ぶことができる屋内の遊び場を提供します。

32219 地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の検討（子育て支援課）【31117・再掲】

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業の実施を検討し、保護者の経済的負担の軽減を目指します。

32220 子育て世帯訪問支援事業の検討（子育て支援課）【16202・再掲】

子育て世帯訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。市では現在実施していませんが、ニーズや他市町村の状況を確認しながら事業実施について検討していきます。

（３）共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり

基本施策３－１ 子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり

【働き方の見直しの促進に関する事業】

33101 雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用の促進（商工振興課）
【11201・14301・23201・再掲】

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、労働者、事業主、地域住民等に対し、育児・介護休業制度等のリーフレットの配布や男性の育児参加の啓発を通じて、法律や制度等の理解を深めつつ、ワーク・ライフ・バランスへの意識の啓発を図ります。

また、働きながら子育てをしている全ての人が、家庭生活と職業生活のバランスのとれた働き方ができるよう、企業、事業主に対し、雇用や労働に関する法律及び各種制度の周知と活用についてインターネット、紙媒体、イベントなど様々な手段で普及啓発に取り組むと同時に、効果的な普及啓発のあり方について検討します。

33102 企業等と連携した労働環境の改善促進、一般事業主行動計画策定の推進（商工振興課）
【11202・14302・23202・再掲】

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に対して従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定・公表を義務付けるとともに、100人以下の企業についても策定に努めることとしています。

これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、市内商工業団体を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、計画策定についての認知と理解の向上に努めます。

33103 仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくり「社員の子育て応援宣言！」の促進（商工振興課）【11203・14303・23203・再掲】

「社員の子育て応援宣言！」は、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立が出来るような働きやすい職場環境づくりの取組を宣言してもらう県の制度です。

市としても子育てにやさしいまちづくりを推進するため、広報・HP等での登録企業の紹介等を行い、関係機関等との連携により、仕事と家庭生活との両立できる職場環境づくりを促進するとともに、制度促進のための効果的な手法を検討し、他市の状況等を参考にしつつ、必要に応じて現状の取組について見直しを進めます。

33104 子育て期の女性就業相談（子育て支援課・商工振興課）【11204・14304・23204・再掲】

子育てと仕事の良いバランスを図るため、再就職への不安などの就労に関する悩みを抱えた女性のうち、特に子育て世代の女性に対する相談支援として、ハローワークや地域就労支援センターと連携した相談会をつどいの広場等において継続的に開催するとともに、市の無料職業紹介所である「さくさくワーク」でも必要な支援を行います。

【男女共同参画の促進に関する事業】

33105 男女共同参画の推進（人権同和課）

男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が大切です。固定的な役割分担意識を改め、男性も女性も仕事や家事、育児に参加することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進も図ります。引き続き男女共同参画の意識浸透を推進していくために、FMさくさくや広報紙、ホームページ、各種研修会等により、周知・啓発に努めます。

33106 延長保育事業（子育て支援課）【32101・再掲】

新制度では、保護者は11時間まで保育を利用する「保育標準時間」と8時間まで保育を利用する「保育短時間」の認定を受けますが、延長保育事業は、保護者の就労等を支援するため、それぞれの認定された時間を超えて保育を実施する事業です。

市では、児童の健やかな成長に必要な家庭保育時間確保の視点をもって、保護者の就労支援とのバランスに配慮したサービス提供に取り組んできましたが、労働力不足による就労時間の延長から、延長保育利用の増加が進んでいます。

保育士の負担軽減のため、延長時間帯専属の保育士の確保に加え、子育て経験のある無資格補助職員の導入などにより、職員体制の充実を図ります。

33107 一時預かり事業（子育て支援課）【32102・再掲】

保育所等による一時預かり事業は、保護者の傷病、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により、家庭保育が困難となる児童を保育所等で一時的に保育する事業です。

また、幼稚園等で行われている預かり保育は、保護者の子育てを支援するため、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、預かり保育を実施する事業です。

利用していないスペースの活用や一時保育の専用の部屋を持つ保育所に担当の保育士を配置するなど保育の量の確保と質の向上に努め、事業の推進を図るとともに、積極的な周知により事業の認知度の向上を図ります。

また、幼稚園における預かり保育は、平日の平均利用者が200人を越えており需要の高い事業です。

近年は、就労形態が多様化し、利用希望が増加しているため、保育士の確保が急務となっています。今後もニーズの動向を把握し、必要に応じ提供数増加について検討しつつ、事業の継続について支援していきます。

33108 休日保育事業（子育て支援課）【32103・再掲】

日曜・祝日も就労等により保育が困難な家庭を支援するため、認可保育所で休日保育を実施します。近年では、就労機会の増大、ニーズの多様化による利用希望が増加し、時期による希望数の増減がみられます。必要量の増加や地域ごとの必要量により、実施施設や利用可能数の増加の必要性について検討しながら、事業を継続していきます。

33109 病児・病後児保育事業（子育て支援課）【32104・再掲】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気の回復期に至らない児童(病児)や回復期の児童(病後児)を保育所等の専用のスペースで一時的に預かる事業です。

1歳から小学校就学前までの児童を対象にして、現在、病児保育は浅間総合病院、病後児保育は岸野保育園で実施しています。

今後は、多様化する保育ニーズ、事業の浸透による利用者が増えつつあること、時期による利用希望の差が大きいこと等を勘案し、提供量と必要量の推移に応じ、新たな実施箇所を考慮しながら、方向性を検討してきます。

33110 子育て短期支援事業（ショートステイ）（子育て支援課）【16102・32105・再掲】

保護者の病気や妊娠・出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育する事業です。

事業の実施により、養育に係る保護者の負担軽減を図ります。

33111 児童館運営事業（小学生）（子育て支援課）【12103・22202・再掲】

市では、子育て支援対策の中で、特に放課後の児童健全育成が重要な施策であるとの認識のもと、市内全小学校区に児童館を整備し「学童保育」を「児童館」で一元的に実施しています。

今後も児童の健全育成のため、放課後の児童が過ごす適切な環境を必要とするのは、留守家庭の児童だけでなく、全ての児童を対象に放課後の居場所や遊びの場の提供を地域と連携しながら行います。

併せて、家庭環境における諸問題や児童の行動面等に関する諸問題の発見と予防のための相談・情報提供、また、働きながら子育てをする保護者の生活支援のため、児童館の多機能化を図り、引き続き地域の子育て支援ネットワークの核となる地域の子育て拠点にふさわしい児童館運営に努めます。

33112 児童館の日曜開館（小学生）（子育て支援課）【12104・22203・再掲】

保護者の就労形態の多様化を踏まえ、休校日における児童の居場所づくりのため、岩村田児童館・中込児童館において実施しています。

今後は、利用児童や保護者の利便性など考慮し、開館場所の検討も行います。

33113 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（子育て支援課）【12107・22206・再掲】

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童に対して、放課後や休日等に生活の場及び遊びの場を提供して健全育成を図ります。

なお、現在、放課後児童クラブは市内で2箇所設置されており、いずれも保護者会が運営しています。引き続き、国の制度に基づいた支援を行うとともに、事業実施などに関し運営団体と連携を図ります。

33114 放課後子供教室の検討（学校教育課）【12108・22207・再掲】

小学校によっては、地域の方の協力により学校を一部開放して、学習指導等を実施していますが、実施にあたっては、学校管理や教職員の負担増等の課題もあります。白田地区新小学校についても、当面は小学校周辺に児童館を整備しないことから、必要に応じて、関係部署と連携し、これまでの事例や他自治体の取組等を参考に検討します。

(4) ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保

基本施策4-1 ひとり親家庭への支援と相談体制の充実

【子育て・生活支援に関する事業】

34101 母子・父子自立支援員の設置（子育て支援課）【14201・再掲】

ひとり親家庭で児童を養育している人及び寡婦・寡夫の生活相談、自立支援等の各種相談に応じて、関係機関と密に連携をとりながら悩み事の解決や自立を図ります。

34102 母子生活支援施設入所制度事業（子育て支援課）【14202・16104・再掲】

母子家庭の自立・生活援護、DV避難等への対応のため、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について入所、支援を継続して行います。

また、入所母子の抱えている問題の解決に向けて相談を充実して援助を行い、生活の継続性を確保し、自立に向けた支援を継続していきます。

【就業支援に関する事業】

34103 自立支援教育訓練給付事業（子育て支援課）【11205・14305・23205・再掲】

母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に必要な知識や技能を習得するために教育訓練講座（医療事務、介護職員初任者研修等）を受講した場合、講座終了後に受講料の6割を支給し、自立を支援します。

34104 高等職業訓練促進給付金事業（子育て支援課）【11206・14306・23206・再掲】

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得することを支援するため、6か月以上養成機関等で修学する場合、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金を引き続き支給していきます。

34105 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（子育て支援課） 【11207・14307・23207・再掲】

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施しています。ひとり親家庭の親や子が高卒認定試験合格のため、講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を支給します。

34106 県就業支援員制度（子育て支援課）【11208・14308・23208・再掲】

就業活動が困難な母子家庭・父子家庭・寡婦家庭の父母に対し、県就業支援員がアドバイスし就業活動を支援します。市では、就業を促進するために制度の更なる周知を図り、就業活動を支援していきます。

【経済的負担の軽減に関する事業】

34107 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）【14408・31110・再掲】

こどもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、18歳までの児童を養育しているひとり親または養育者に児童扶養手当を継続して支給していきます。

34108 県母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子育て支援課）【14410・再掲】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立、福祉増進を図るための資金を県が事業主体となり貸付けます。

市では、貸付制度の相談及び申請窓口の機能を担い、自立を促進するために制度の一層の周知を図ります。

34109 母子家庭の母子等、父子家庭の父子福祉医療費給付事業（国保医療課） 【14409・31111・再掲】

18歳までの児童を養育しているひとり親とその児童が医療機関等で保険診療を受けた場合、診療報酬明細書ごとに500円を超える法定の自己負担に対して給付を行い、早期適切な受療及び家計への負担軽減を図ります（一部要件により20歳まで延長）。

34110 義務教育に係る費用の支援（学校教育課）【14101・31112・再掲】

児童生徒が、経済的な理由により学習を妨げられることなく学校生活を送れるよう、学用品費や学校給食費などの費用の一部を保護者に援助することで、経済的負担の軽減に努めます。

34111 子どもの学習・生活支援事業（福祉課）

学習・生活面で支援が必要とされる生活困窮世帯を対象に、学習の習慣づけ・基礎学力向上のための学習支援及び保護者に対する相談支援を行います。

34112 ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）（子育て支援課） 【32106・32205・再掲】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進します。

乳幼児等の児童を有する者を会員として、援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、身近に頼れる相手がいらないことによる子育ての不安感と育児の負担を軽減することを目指します。

ニーズの高い一時預かりに関連する事業に市として取り組み、事業内容の充実を図るため、事業の実施主体を令和7(2025)年度より佐久市社会福祉協議会から市へ変更して実施します。

また、支援内容、料金等についても見直しを行い、新規にひとり親家庭等への利用料金の助成も行う予定です。

【幼児期の学校教育・保育の環境整備に関する事業】

34113 保育施設等整備事業（子育て支援課）【32124・再掲】

市内公立保育所15園中、9園が建築後30年以上を経過し、園舎が老朽化しています。また、安全、衛生上の面からも大規模修繕や改築などの対応が必要となってきています。とりわけ、老朽化が著しい中込第一保育園と中込第二保育園を統合し、幼稚園の機能を取り入れた、新しい中込地区新保育所を整備します。

保育施設等については、現状、市全体の合計定員に対する在園児童数に余裕があり、今後、こどもの数が減少することが予測される一方、3歳未満児の入所希望の増加や地域による定員と入所希望のミスマッチがあります。

地域に根付いた歴史ある私立の保育施設等の活動状況を勘案しつつ、新たな公立保育施設の役割や整備方針を明確にし、私立保育園への移行を含めた統廃合による施設更新、新制度未移行幼稚園の認定こども園化の促進、提供区域の状況に応じた小規模保育事業所の整備等を検討し、少子化対策に対応した保育環境の提供に努めます。

34114 保育施設改修・維持管理事業（子育て支援課）【32125・再掲】

市内公立保育所に通うこどもが、安全で良好な施設環境の中で生活ができるよう、保育施設の維持管理、修繕を適宜行います。

私立保育所等については、老朽化の進行による維持管理経費・修繕箇所の増加、大規模改修の必要性が見込まれるため、国・県補助金等を活用する中で、工事・修繕の実施、延命工事の実施等、必要な支援を行います。

34115 公立保育所運営事業（子育て支援課）【32126・再掲】

市内の公立保育所15園を運営し、保育を必要とする就学前のこどもに対し保育を行っています。

今後、こどもの数は減少が見込まれる一方で、保育ニーズはより多様化しており、公立保育園の運営に当たっては、柔軟性、即時性、即効性がさらに求められること、そして3歳未満児の入所希望の増加が予想され、私立保育所等との連携を強化する必要があります。

引き続き、各保育所等の入所児童数を的確に把握し、必要に応じ施設の配置等について検討を行い、3歳未満児の入所希望数の増加に対応できるよう努めます。

保育所運営に関しては、「地域の中で地域住民と共に保育を行う」という視点で、地域に開かれた地域の子育て支援施設としての役割を果たしていきます。また、保育士の研修による保育士の資質向上に努め、保育の質の向上を図ります。

さらには、保育時間の長時間化、手厚い保育を必要とする児童の増加による保育士不足と事務的な負担増加を解消するため、情報通信機器の導入等による事務負担の軽減を図り、人材確保・離職防止に努めます。

34116 私立保育所委託事業（子育て支援課）【32127・再掲】

市内の私立保育所に保育を必要とする就学前のこどもに対する保育を引き続き委託します。現在、一部の保育所では定員を上回る状況となっているため、今後予想される3歳未満児の保育需要増加への対応、今後のこどもの数の増減や保育ニーズなどから適正な定員の設定を促進します。

また、保育の供給量の確保やさらに多様化する保育ニーズへの対応には、私立保育所の役割が大変重要であることから、子ども・子育て支援新制度においても運営の安定や保育の質の向上が図られるように、次のような支援を視野に入れて推進します。

- ・療育ケア児の受け入れのための看護師雇用等に対する支援
- ・情報通信機器導入等への支援
- ・保育人材確保の支援
- ・公立園からの移管を含めた統合・改築等の支援
- ・新制度未移行幼稚園の認定こども園化に対する支援

34117 広域入所保育事業（子育て支援課）【32128・再掲】

保護者の勤務等の都合により、本市の児童を他市町村の保育所に預けたり、他市町村の児童を本市の保育所で受け入れたりする事業を実施しています。

利用者が選ぶ保育所という視点で、人口・商業集中地区での入所希望に対応できるよう、各市町村とより連携を深めるとともに、保育士の確保等による受け皿の確保に努め、広域入所保育事業に対応していきます。

34118 私立幼稚園運営費補助金（子育て支援課）【32129・再掲】

市内私立幼稚園に対し、運営費の補助金を交付することにより、教育環境の充実を支援します。

また、私立幼稚園が新制度における認定こども園への意向を希望した場合には、今後見込まれる未就学児人口の減少と3歳未満児保育の増加する需要に対応するとともに、認定こども園への円滑な移行を継続して支援します。

34119 認定こども園への移行の促進（子育て支援課）【32130・再掲】

市内の幼稚園及び保育所を運営する事業者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報や3歳未満児保育のノウハウ等の提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備や有資格職員の確保等、移行のために必要な支援について検討を行います。

34120 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携の支援（子育て支援課）
【21206・22109・32131・再掲】

地域型保育事業は、小規模かつ満3歳未満のこどもを対象とする事業であり、卒園後の受け皿となる教育・保育施設等との連携関係の確保が義務付けられています。

地域型保育事業については、事業者の安定した運営を考慮し、引き続き既存の教育・保育施設等実施事業者が実施を検討する場合を優先して必要な支援を行うものとします。

34121 幼保小連絡協議会（子育て支援課）【21207・22110・32132・再掲】

幼稚園及び保育所等と小学校の職員間の相互理解や情報共有を目的とした連絡会議を開催します。

また、幼稚園・保育所等の園児と小学生の交流活動も推進し、相互に連携を図りながら協力することにより、幼児期の教育・保育と小学校教育とを円滑に繋ぎ、橋渡しを図ります。

発達障がい等により配慮が必要な児童が増加傾向にあるため、現状の開催回数を維持しつつ、必要に応じた開催機会の増加を検討します。

34122 子育て支援4者連絡会議（子育て支援課）【12102・22111・32133・再掲】

中学校区毎の課題の共有化、学校、児童館、地域との連携等を図るため、小中学校長、教育相談員、民生児童委員正副会長・主任児童委員、児童館長による連絡会議を継続して開催し、更なる情報共有と連携強化を図ります。

第5章 計画の推進

1 計画における数値目標

本計画の基本理念で最重要事項である「こどもまんなか快適健康都市」の実現度を図るための指標、こども大綱でも掲げられている「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合」を最重要指標に位置づけます。小学生・中学生・高校生・若者・保護者全てが国の目標値70%に対し、現状値は大幅に下回っている状況ですが、本計画に掲げた施策の実施により、令和11(2029)年度までに国の目標値を達成するよう努めます。

指標	目標	小学生	中学生	高校生	若者	保護者
最重要指標 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	※令和5(2023)年度 現状値	27.5%	25.1%	14.5%	17.3%	15.8%
	令和11(2029)年度 目標値	70%	70%	70%	70%	70%

※【佐久市こども計画策定に係るアンケート】

市の子育て施策に関する指標として、第二次佐久市総合計画後期基本計画に位置付けられた「幼児教育」施策、「ひとり親家庭支援・低所得者福祉」施策、「少子化対策・母子保健」施策、「子育て支援・児童福祉」施策の満足度を設定します。

指標	令和7 (2025) 年度 目標値	令和8 (2026) 年度 目標値	令和9 (2027) 年度 目標値	令和10 (2028) 年度 目標値	令和11 (2029) 年度 目標値
「幼児教育」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値3.32	3.40	3.48	3.48 以上		
「ひとり親家庭支援・低所得者福祉」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値 3.10	3.12	3.15	3.15 以上		
「少子化対策・母子保健」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値3.11	3.15	3.20	3.20 以上		
「子育て支援・児童福祉」施策満足度 ※令和5(2023)年度現状値3.28	3.32	3.36	3.36 以上		

※【佐久市の取組への満足度・重要度及び住みやすさ感・健康感・幸福感に関する市民アンケート】

(値は「満足」5点、「やや満足」4点、「どちらでもない」3点、「やや不満」2点、「不満」1点とした回答者の平均値)

また、少子化対策に関する指標として、佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略に位置付けられた「合計特殊出生率」の上昇を目指します。

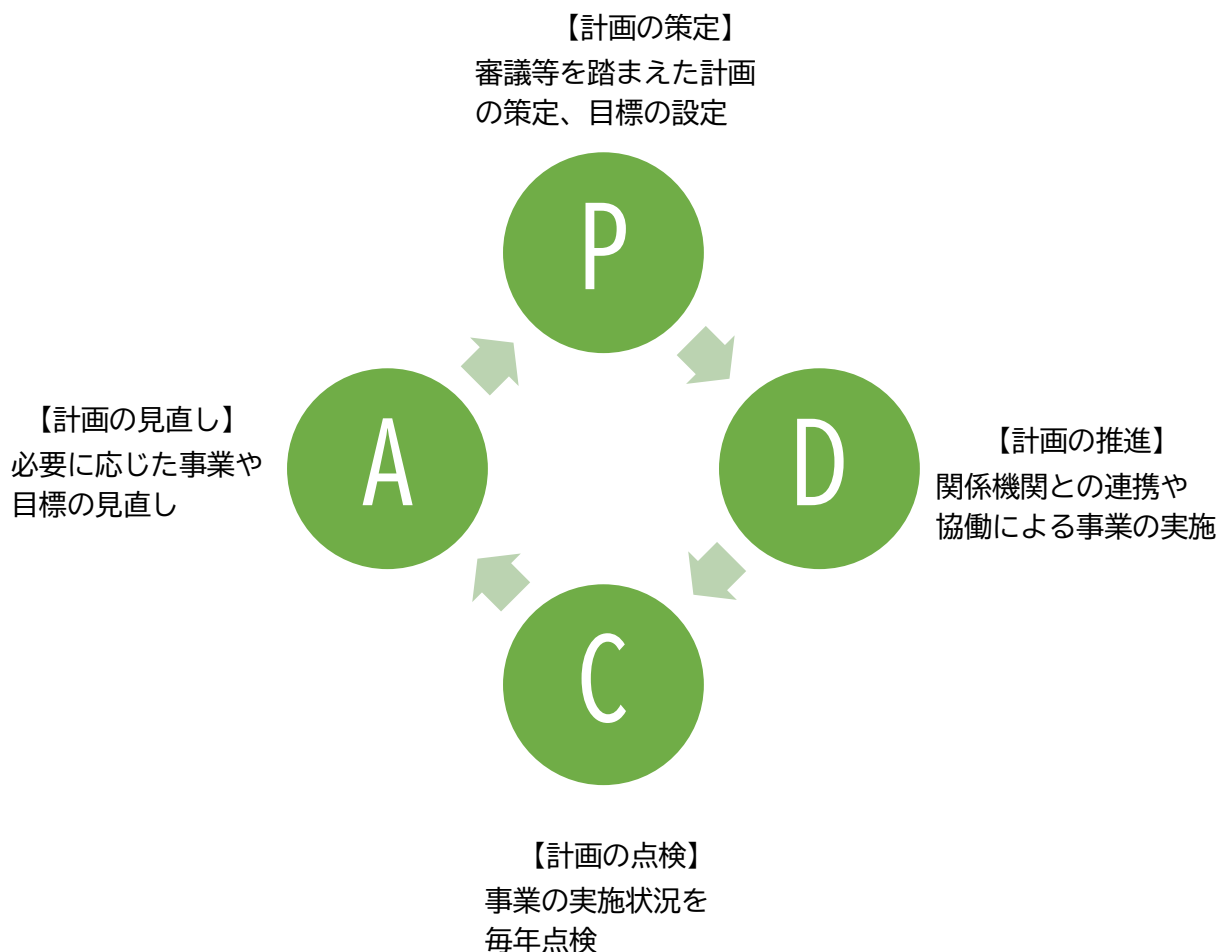
指標	令和 7 (2025) 年度 目標値	令和 8 (2026) 年度 目標値	令和 9 (2027) 年度 目標値	令和 10 (2028) 年度 目標値	令和 11 (2029) 年度 目標値
合計特殊出生率 ※令和4(2022)年度現状値1.45	1.56	1.67	1.67 以上		

※【健康づくり推進課調】

2 計画の進捗管理

本計画は「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会（佐久市子ども・子育て支援専門委員会）」においてPDCAサイクルに基づき進捗管理・評価を行います。

なお、44ページから54ページに記載の子ども・子育て支援事業の量の見込みや、本計画の数値目標が、実績と大きく乖離した場合、また社会情勢の変化や関連制度等の改正がなされた場合、主体となることも・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



3 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっています。

このため、計画に定める施策の推進には、庁内関係部局の連携・協力により、こどもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等の様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、着実な推進に努めます。

(2) 計画内容の周知徹底

本計画は、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという大前提のもと、地域全体、社会全体で子育てを支援する取組を示すものです。

そのため、市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取組を実践・継続していけるよう、市ホームページ等の多様な媒体を活用し、本計画の内容を公開し、市民への周知徹底を図ります。

(3) 地域社会全体の協働による推進

こどもと子育てを社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政などが一体となり、計画を推進する必要があります。

そのため、計画の実施にあたっては、家庭、地域、企業、行政などが、それぞれの役割において協働することが、何よりも大切です。

また、これまで地方公共団体等が主体となって担ってきた公共サービスや地域づくりなどについて、行政と市民、市民活動団体、企業等との協働による「新たな公」の考え方に基づく取組が、人的、財政的等あらゆる要因から必要となります。

このため、市では、協働の事業実施やまちづくりに市民がより参加しやすい環境の構築に努めます。

(4) 国・県などとの連携

市民に最も身近な行政である市は、こどもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取組は法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

4 計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「持続可能な開発のため2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までによりよい世界を目指す国際目標です。

本市では、最上位計画に当たる「第二次佐久市総合計画」において、各分野における施策を実行することでSDGsの目標達成に貢献することとしています。

本計画においても、計画に掲げた取組を進めることで、以下の「ゴール1・3・4・5・8・10・16」の目標達成に寄与します。





目標1 貧困をなくそう

本計画における関連施策

1 ライフステージを通じた重要事項

(4)子ども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人ひとりの豊かな人生の実現

主な取組

基本施策4-1 教育の支援

14101義務教育に係る費用の支援、14102こどもの学習・生活支援事業 等

基本施策4-2 生活の支援

14201母子・父子自立支援員の設置 等

基本施策4-3 保護者に対する就労の支援

14301法律及び各種制度の周知と活用の促進、14302一般事業主行動計画策定の推進 等

基本施策4-4 経済的支援

14401児童手当支給事業、14402こども福祉医療費給付事業 等



目標3 すべての人に健康と福祉を

本計画における関連施策

1 ライフステージを通じた重要事項

(3)子ども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保

主な取組

基本施策3-1 当事者が必要としている支援への繋がりサポート

13101利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)

基本施策3-2 成育医療等に関する正しい知識の普及啓発

13201プレコンセプションケアの周知啓発

基本施策3-3 母子保健の推進

13301妊婦一般健康診査事業、13312産後ケア事業 等

本計画における関連施策

2 ライフステージ別の重要事項

(1)こどもの誕生前から幼児期まで こどもの将来にわたる幸せの実現

主な取組

基本施策1-1 切れ目ない保健・医療の確保

21101育休明け入所予約制度



目標4 質の高い教育をみんなに

本計画における関連施策

2 ライフステージ別の重要事項

(1)こどもの誕生前から幼児期まで こどもの将来にわたる幸せの実現

主な取組

基本施策1-2 こどもの成長の保障と遊びの充実

21201保育士資格保有者の確保・活用、21202教育・保育施設等の運営基準の設定 等

2 ライフステージ別の重要事項

(2)学童期・思春期

主な取組

基本施策2-1 こども・若者が安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育

22101教育相談員配置事業 等

基本施策2-3 不登校のこどもへの支援

22302チャレンジ教室設置事業 等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(2)地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現

主な取組

基本施策2-1 地域子育て支援による教育・保育・相談環境の充実

32101延長保育事業、32102一時預かり事業、32103休日保育事業 等

基本施策2-2 家庭教育支援による教育・保育・相談環境の充実

32201子育て家庭優待パスポート事業、32202オールマイティ1年生事業 等



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

本計画における関連施策

1 ライフステージを通じた重要事項

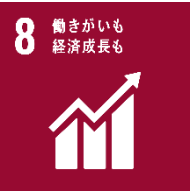
(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進

主な取組

基本施策1-2 こども・若者の社会参加促進

12301法律及び各種制度の周知と活用の促進、12302一般事業主行動計画策定の推進 等

本計画における関連施策
3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (3)共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり
主な取組
基本施策3-1 子育てを地域社会全体で支援する相談体制と社会づくり 33105 男女共同参画の推進(人権同和課)

	目標8 働きがいも経済成長も
本計画における関連施策	
1 ライフステージを通じた重要事項 (4)こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人ひとりの豊かな人生の実現	
主な取組	
基本施策4-4 経済的支援 14401児童手当支給事業、14402こども福祉医療費給付事業 等	
本計画における関連施策	
2 ライフステージ別の重要事項 (3)青年期	
主な取組	
基本施策3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 23201法律及び各種制度の周知と活用の促進、23202一般事業主行動計画策定の推進 等	

	目標10 人や国の不平等をなくそう
本計画における関連施策	
1 ライフステージを通じた重要事項 (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進	
主な取組	
基本施策1-2 こども・若者の社会参加促進 11205自立支援教育訓練給付事業、11206高等職業訓練促進給付金事業 等	

本計画における関連施策
1 ライフステージを通じた重要事項 (5)障がいのあるこども・若者への支援による将来の自立や社会参加の実現
主な取組
基本施策5-1 障がいのある、または医療的ケアが必要なこども・若者等への支援 15101障がい児保育事業、15102加配保育士研修 15103保育所巡回相談 等

	目標16 平和と公正をすべての人に
本計画における関連施策	
1 ライフステージを通じた重要事項 (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進	
主な取組	
基本施策1-1 こども・若者の権利に関する理解促進 11101こどもの権利に関する周知 基本施策1-3 こども・若者の意見を表明する機会の確保 11301こども・若者への意見聴取、11302佐久市こども議会	
本計画における関連施策	
1 ライフステージを通じた重要事項 (6)こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現	
主な取組	
基本施策6-1 生きづらさを抱えたこども・若者の支援 16101要保護児童対策地域協議会運営、16102子育て短期支援事業 等	
本計画における関連施策	
1 ライフステージを通じた重要事項 (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現	
主な取組	
基本施策7-1 自殺対策の推進 17101中学生向け自殺予防啓発事業、17102中学生のための陽だまりハート♡ライン 基本施策7-2 災害や犯罪被害等から守る仕組みづくり 17201 佐久市登下校見守り活動(見守り隊)	

- 1 佐久市保健福祉審議会委員
- 2 佐久市保健福祉審議会児童福祉部会委員
- 3 子育て支援都市宣言
- 4 佐久市こどもの権利条例
- 5 佐久市子ども環境形成ガイドライン
- 6 佐久市こども計画策定の経過
 - (1) 佐久市保健福祉審議会
 - (2) 佐久市保健福祉審議会児童福祉部会並びに佐久市子ども・子育て専門委員会
 - (3) 佐久市議会
 - (4) 庁内会議
 - (5) 調査・パブリックコメント
- 7 諮問・答申
 - (1) 諮問
 - (2) 答申